

令和4年6月会議

小布施町議会会議録

令和4年 6月6日 再開

令和4年 6月17日 散会

小布施町議会

令和4年小布施町議会6月会議会議録目次

第 1 号 (6月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○再開の宣告	3
○町長の挨拶及び議案の総括説明	3
○開議の宣告	8
○諸般の報告	8
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○審議期間の決定	9
○議案第32号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
○議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
○請願第1号の上程、委員会付託	11
○請願第2号の上程、委員会付託	12
○散会の宣告	12

第 2 号 (6月9日)

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	13
○事務局職員出席者	14
○開議の宣告	15

○議事日程の報告	1 5
○行政事務一般に関する質問	1 5
大 島 孝 司 君	1 5
福 島 浩 洋 君	2 2
関 悦 子 君	2 7
小 淵 晃 君	3 6
小 西 和 実 君	4 3
中 村 雅 代 君	5 5
関 良 幸 君	7 1
寺 島 弘 樹 君	8 2
○延会の議決	9 4
○延会の宣告	9 4

第 3 号 (6月10日)

○議事日程	9 5
○本日の会議に付した事件	9 5
○出席議員	9 5
○欠席議員	9 5
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 5
○事務局職員出席者	9 6
○開議の宣告	9 7
○議事日程の報告	9 7
○行政事務一般に関する質問	9 7
小 林 正 子 君	9 7
竹 内 淳 子 君	1 0 1
渡 辺 建 次 君	1 0 6
○散会の宣告	1 1 9

第 4 号 (6月17日)

○議事日程	1 2 1
-------	-------

○本日の会議に付した事件	1 2 2
○出席議員	1 2 2
○欠席議員	1 2 2
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 2
○事務局職員出席者	1 2 2
○開議の宣告	1 2 3
○諸般の報告	1 2 3
○議事日程の報告	1 2 3
○常任委員長報告（議案）	1 2 3
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 2 5
○常任委員長報告（議案）	1 2 5
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 2 6
○常任委員長報告（請願）	1 2 6
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 2 8
○発委第 5 号、発委第 6 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○常任委員長報告（事件）	1 3 0
○議会報告第 3 号の報告	1 3 1
○議会報告第 4 号の報告	1 3 1
○議会報告第 5 号の報告	1 3 1
○議会報告第 6 号の報告	1 3 2
○議会報告第 7 号の報告	1 3 2
○職場環境等調査特別委員会の設置について	1 3 3
○職場環境等調査特別委員会委員の選任	1 3 4
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○散会の議決	1 3 6
○町長挨拶	1 3 7
○散会の宣告	1 3 8
○署名議員	1 3 9

令和4年小布施町議会6月会議会議録

議事日程(第1号)

令和4年6月6日(月)午前10時再開

再開

町長の挨拶及び議案の総括説明

諸般の報告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 審議期間の決定について

日程第3 議案第32号 令和4年度小布施町一般会計補正予算

日程第4 議案第33号 令和4年度介護保険特別会計補正予算

日程第5 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書

日程第6 請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小西和実君	8番	関悦子君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
住民税務課長 補佐	原茂君	健康福祉課長	永井芳夫君
産業振興課長	富岡広記君	産業振興課長 補佐	宮崎貴司君
建設水道課長	林信廣君	建設水道課長 補佐	芋川享正君
教育次長	藤沢憲一君	監査委員	畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木利一	書記	柘津貴子
--------	------	----	------

再開 午前10時00分

◎再開の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

会議に先立ち、本会議から新たに議会へ出席要求した職員の紹介をいたします。

住民税務課長、須山和幸君。

○住民税務課長（須山和幸君） おはようございます。住民税務課長会計監査の須山和幸です。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 住民税務課長補佐、原 茂君。

○住民税務課長補佐（原 茂君） 住民税務課長補佐の原です。よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 産業振興課長補佐、宮崎貴司君。

○産業振興課長補佐（宮崎貴司君） 産業振興課長補佐、宮崎貴司と申します。よろしく願
いします。

○議長（小林一広君） 以上3名です。

以上で紹介を終わります。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

本日の会議は通年議会実施要綱第4条第2項により、6月会議と呼称いたします。

理事者、議員の皆さんにお知らせします。本議会は10月末まで、クールビズにより、上着、
ネクタイを着用しないことを許可いたします。

◎町長の挨拶及び議案の総括説明

○議長（小林一広君） 町長から挨拶及び議案の総括説明があります。

桜井町長、ご登壇をお願いします。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） おはようございます。

令和4年小布施町議会6月会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本会議の一般質問においても、関連するご質問をいただく予定となっておりますが、4月28日発売の週刊誌において、小布施町役場に関する記事が掲載をされました。

町議会、議員各位、町民の皆様には大変ご心配をおかけし、おわび申し上げます。

掲載されている内容については、一部臆測等で書かれている部分もありますが、改めて職員の勤務環境の見直しに全力で取り組んでまいり所存でございます。具体的な取組については、一般質問にて答弁してまいりますのでよろしく願いいたします。

さて、6月に入りいよいよ本格的な出水期を迎えようとしています。令和元年東日本台風災害以降、町では3年続けて千曲川の水位上昇により、河川敷の農地が被害を受けるとともに、町民の皆さんに対して避難警報の発出を行っております。

今年こそは、大雨等による災害のない平穏な一年となることを祈るばかりです。

町内における、新型コロナウイルスの感染者数は落ち着きつつあります。また、オミクロン株が主流となってから、県内における病床使用率や中等症以上の患者数も低い水準となっております。

このような状況を踏まえて、長野県においても5月23日付で県独自の感染警戒レベルの見直しが行われ、病床使用率や重症患者数を重視したものに基準が変更されました。この見直しを受けて、これまで警戒レベルが5となっていた長野圏域についても、感染警戒レベル3に引き下げられました。

町でも、県の基準の見直しを踏まえまして、公共施設の利用、また職員による飲食を伴う懇親会等を再開したところです。

町民の皆様には、基本的な感染対策に取り組みつつも、社会経済活動の活性化に向け、ウィズコロナを意識した活動にもご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本年度の、今日までの主な事業の取組状況と今後の予定について申し上げます。

防災について申し上げます。

昨日6月5日に、全自治会参加の町総合防災訓練として、地震を想定した防災訓練を実施いたしました。各自治会では、隣組での参集訓練や公会堂を拠点とした避難所開設訓練などを行っていただき、合わせて2,966人の住民の皆様にご参加をいただきました。

今年度は、このほか松川の浸水想定区域に位置する13自治会を対象に、7月より「わが家の避難計画」作成講習会を実施し、9月4日には、松川の越水による水害を想定した防災訓練を実施する予定です。

想定される災害ごとに、参加をお願いする自治会を変えて訓練を実施し、災害時に機能す

る防災体制の構築に取り組んでまいります。

産業振興について申し上げます。

延徳田んぼの田植も進み、リンゴの摘果やブドウの誘引など、農家の皆さんはお忙しい時期を迎えていることと存じます。

リンゴについては、霜の影響等で変形果や花振るいが見られる圃場もあると聞いております。今後、関係機関と連携し、少しでも被害を軽減、克服していくための対策を講じてまいります。

5月14日土曜日に開催されました緑化木頒布会は、大勢の参加をいただき、予約券がすぐに終了する盛況ぶりでした。スモークツリー、ブルーベリーやシャクナゲなどが、特に人気がありました。

今後も、町なかに花木が咲き誇る美しい景観が保たれるよう、引き続き本事業を継続してまいります。

商業振興については、コロナ禍の終息が見込めない中、善光寺ご開帳開期延長もあり、小布施を訪れていただいているお客様も徐々に増加傾向と認識をしております。

しかし、まだ本来のにぎわい回復まではほど遠く、事業所の皆様の経営状態は、依然厳しい状況下で置かれていると認識をしております。5月上旬にかけて、商工会を通じて実施しましたアンケート調査結果を参考にし、今回の補正予算案で計上させていただいた、県の第6波対応事業者交付金を活用しながら、今月中には中小事業者特別応援交付事業を実施してまいりたいと考えております。

さらに、様々な誘客媒体によるPRを展開し、誘客増加策を積極的に進めてまいります。建設、水道関係について申し上げます。

千曲川の防災・減災に向けた取組については、令和元年東日本台風災害を踏まえた、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトに基づき、堤防強化工事が進められています。川表側の工事はブロック張りが終了し、覆土が完了しているところもあります。今後、川裏側の工事が行われるとお聞きしております。

また、昨年8月の豪雨災害で被災しました千曲川右岸の青島地籍の災害復旧工事も事業者への発注が実施され、令和5年3月末完成予定と聞いております。

各種工事が順調に進み、住民の皆様がより安心して暮らせる町となるよう令和5年の出水期前までに終了することを願い、引き続き町として状況を見守ってまいります。

小布施町水道事業低区配水池ですが、現在配水池本体の鉄筋、型枠の組立てを行っており

ます。令和6年3月の竣工に向け事業を進めてまいります。

幼稚園駐車場で掘削を行ってございました新しい水源につきましては、良質な水を掘り当てることができ、水量も豊富で、一日に使用する水量の半分程度を賄うことができる見込みとなりました。水道事業の変更認可申請を行い、夏の水道需要期に間に合うように整備を進めてまいります。

小布施橋の橋梁修繕工事につきましては、6月20日から10月28日金曜日の、土曜日、日曜日、祝日を除く夜間、車両通行止めで工事が行われる予定です。既に、関係する自治会の皆様には、回覧でお知らせをしていると思いますが、長期間にわたり小布施橋利用の皆様には、ご不便をおかけしますがご協力をお願いいたします。

小布施橋を管理する須坂建設事務所へは、一日も早く工事が終了するように要望をしております。

福祉、健康づくりについて申し上げます。

昨年からはじめた新型コロナワクチン接種は、現在は3回目の接種に取り組んでおります。6月2日までに3回目接種を済ませた方が7,397人、67.3%の皆さんとなり、2回目を済ませた方が9,168人、83.4%の皆さんに2回目の接種を済ませていただくことができました。

町内医療機関の皆様には、接種可能人数を増やしていただくなどの協力をいただいたことで、6月末までに、希望する皆様全員への接種を完了することができるものと見込んでいます。

また、5歳から11歳の児童に対する接種は1回目48人、2回目31人と、ごく僅かな接種者にとどまっている状況にあります。多くの児童の皆さんに接種していただきますようお願いいたします。

また、60歳以上の皆さんと基礎疾患を有する皆さんに対する4回目の接種も準備を進めております。準備ができ次第、6月中旬から接種後5か月目を迎える60歳以上の皆さんに、接種券を送付していく方針で進めております。接種券が届きましたら、多くの皆さんに追加接種を行っていただきますようお願いいたします。

現在、子宮頸がんワクチン接種や風疹の抗体検査およびワクチン接種について、該当する年齢の皆さんへの通知を進めております。子宮頸がんワクチン接種は、メリットとともにリスクも心配されています。有効性や安全性に加えリスクについても記載し、希望する方々にワクチン接種をしていただくよう配慮し、通知をさせていただきました。

ウイルス感染がきっかけで起こるがんであることを理解していただき、ワクチンの接種と二十歳以降の子宮頸がん検診の受診などをお考えいただくようお願いいたします。

次に、教育、文化について申し上げます。

5月28日に、栗ガ丘小学校の運動会が、体育学習や日頃の体づくりの成果を発表し合う場として内容を簡素化させて開催されました。

新年度が始まってから、ごく短い練習時間でしたけれども、子供たちは練習の成果を十分に発揮し、力いっぱい走ったり、友達を応援したり充実した半日を過ごしていました。

これから夏に向けて暑い日を迎えますが、子供たちには、暑さに負けない体づくりに励んでいただきたいと思っております。

小布施学園コミュニティ・スクールは、今年で7年目を迎えます。

運営については、委員の皆さんに積極的に活動をしていただき、順調に進んでおります。今年度は、生活実態調査の結果を基に、規則正しい生活習慣を身につけるとともに、コーディネーターを中心に、これまで以上に地域の持っている様々な力を学校に取り込み、子供たちが、これからの社会を生き抜く力を備えることができるよう、取組を進めてまいります。

6月19日に予定しておりました分館対抗ソフトミニバレーボール大会は、新型コロナウイルスの影響で参加分館が少なく、大変残念ではありますが中止とさせていただきました。

おぶせミュージアム・中島千波館では、7月5日までの「春の企画展 中島千波の版画作品と色々な仕事」を開催をしております。今回の企画展は、原画を基に作成された版画のコレクションや花や山シリーズ、おもちゃや模写など幅広い作品を公開しております。大勢の皆さんにご覧をいただきたいと思っております。

令和3年度会計は、5月31日をもって出納閉鎖をいたしました。

一般会計の決算見込額は、歳入73億3,400万円余、歳出64億8,400万円余です。

歳入のうち臨時財政対策債は、地方交付税の確定状況や実質収支、町債残高の推移から、予算相当額の1億6,600万円を発行いたしました。

歳入歳出差引額の8億5,000万円余が令和4年度へ繰越しとなる見込みで、繰越し事業のため翌年度へ繰り越すべき財源1億7,200万円余を、差し引いた実質収支額は6億7,800万円余となる見込みです。このうち3億3,000万円程度を財政調整基金等へ積み立てていく予定です。

次に、本日提案いたしました議案について、総括説明を申し上げます。

提案いたしました議案は、令和4年度一般会計補正予算1件、令和4年度介護保険特別会計補正予算1件の計2件であります。

一般会計補正予算第2号は、歳入歳出にそれぞれ8,935万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を55億7,206万7,000円とするものです。

介護保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出にそれぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を11億3,123万4,000円とするものです。

以上、よろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（小林一広君） 以上で町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

請願の受理について報告いたします。

令和4年5月25日付で、連合長野高水地域協議会須高地区連合会会長、荻原公和君ほか1名から、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書採択を求める請願およびさらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書採択を求める請願書2件の提出がありました。請願書はお手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、専決処分のお知らせをいたします。

専決処分の内容は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、今会議において、説明のため議会へ出席要求した者の職氏名は、一覧表に印刷してお手元へ配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

これをもって、諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

- 議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承ください。
- 直ちに日程に入ります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小林一広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録に署名すべき議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
- 3番 関 良 幸 議員
- 4番 竹 内 淳 子 議員
- 以上の2名を指名いたします。
-

◎審議期間の決定

- 議長（小林一広君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。
- 本会議の議会運営に関する議会運営委員会の決定事項について、議会運営委員長から報告を求めます。
- 大島議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大島孝司君登壇〕

- 議会運営委員長（大島孝司君） 議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。
- 6月会議の審議期間につきましては、提出されました議案等を慎重に検討いたしました結果、本日から6月17日までの12日間とすることに全員一致で決定しましたことをご報告いたします。
- 議長（小林一広君） お諮りいたします。6月会議の審議期間は、委員長報告のとおり、本日から6月17日までの12日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、6月会議の審議期間は12日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第3、議案第32号 令和4年度小布施町一般会計補正予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

益満企画財政課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第32号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号はお手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第4、議案第33号 令和4年度介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第33号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号はお手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書についてを議題といたします。

事務局職員から請願の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本請願は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、請願第1号はお手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎請願第2号の上程、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第6、請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書についてを議題といたします。

事務局職員から請願の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本請願は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、請願第2号はお手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時40分

令和4年小布施町議会6月会議会議録

議事日程(第2号)

令和4年6月9日(木)午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小西和実君	8番	関悦子君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
住民税務課長 補佐	原茂君	健康福祉課長	永井芳夫君
産業振興課長	富岡広記君	産業振興課長 補佐	宮崎貴司君

建設水道課長	林 信 廣 君	建設水道課長 補 佐	芋 川 享 正 君
教 育 次 長	藤 沢 憲 一 君	監 査 委 員	畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長	鈴 木 利 一	書 記	柰 津 貴 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

これより、直ちに日程に入ります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小林一広君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり、一般質問の通告がありましたのでご報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順位に従い、順次質問を許可します。

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（小林一広君） 最初に、9番、大島孝司議員。

〔9番 大島孝司君登壇〕

○9番（大島孝司君） おはようございます。

6月会議1人目の質問となります。

早速ですが、通告に基づき、お花見シャトルバスの検証はということで質問させていただ

きます。

4月23日から5月5日まで、千曲川堤防を散策するための無料シャトルバスが運行されました。小布施駅と小布施総合公園を往復するもので、平日は1時間間隔で、土日祝日は30分間隔で運行されました。このための補正予算570万円が4月会議に提出されました。堤防のかさ上げ工事中で広範囲にわたり立入禁止となっている中でのお花見です。水害対策工事の早期完成が望まれています。私はこの補正予算案に反対しましたが、賛成多数で議会で可決されてしまいました。お花見シャトルバスの検証結果について質問いたします。

1点目として、1つの事業が終了するごとに、その結果検証をすることは重要であると考えます。お花見シャトルバスの検証をしたのかお伺いいたします。

2点目として、補正予算では印刷製本費7万1,000円、交通誘導ガードマン委託料265万2,000円、仮設トイレ設置委託料26万5,000円、桜堤観賞場所安全確保委託料144万9,000円、マイクロバス借上料127万1,000円、計570万8,000円でしたが、実際の支出金額はそれぞれ、また、合計金額は幾らだったのかお伺いいたします。

3点目として、シャトルバスは何日間、計何便運行されたのかお伺いいたします。

4点目として、合計乗車人数は何人か。また、計画時の予想人数は何人だったのかお伺いいたします。

5点目として、おぶせロマン号との相乗効果はどうだったのかお伺いいたします。

6点目として、後半は桜が散ってしまいましたが、早期打切りは考えなかったのかお伺いいたします。

7点目として、経済効果の算出は当然行っていると思いますが、その詳細はどうか。また、どのように評価しているのか、費用対効果はどうだったのかお伺いいたします。

8点目として、来場者の反応はどうだったのか。有名女優のポスターを見て期待して来た人は、広範囲の立ち入り禁止区域と背景に工事現場が写ってしまう撮影ポイントに落胆したのではないかと心配しております。

9点目として、財源は県の第6波対応事業者支援交付金570万8,000円で、コロナ感染を抑制するための支援交付金であります。お花見、シャトルバス、仮設トイレはそれぞれ、コロナ感染を助長させるものであり、本来の目的と逆行するのではないかと思います。見解をお伺いいたします。

10点目として、堤防のかさ上げ工事の完成予定はいつか。お花見を禁止して一日でも早く水害対策工事を完成させるべきではなかったのか。住民の安心安全を最優先にすべきではな

いか見解を伺います。

千曲川左岸の穂保堤防が強化されました。右岸、左岸のバランスが大事であり、今年台風19号と同じ雨量の台風が来れば、次に決壊するのは相之島と小布施です。また、先日5月25日にクリーンピア千曲の復旧工事がこの4月に完成されたとのことで、総務産業常任委員会で視察してまいりました。電気室を2階に移動したり、揚水、放流、消毒機能の強化をして、100年に一度と言われる降雨にも対応し、浸水深さ4.2メートルにも対応しているとのことであります。前回の2倍の浸水深さに対応しているというようなことであります。

このように、近隣では着々と水害対策工事が完成されています。小布施の堤防かさ上げ工事も早期に完成されるよう望みますが、見解を伺います。

11点目として、お花見シャトルバスが新聞発表されたのが4月16日土曜日で、議会が補正予算を承認したのが4月19日火曜日でありました。つまり、補正予算が承認される前に新聞発表がされてしまい、これは議会軽視であり、謝罪は受けましたが、本来はあってはならないことであります。このようなことが起きないように、再発防止対策はどのように考えているのか伺います。

12点目として、当初の予算編成時にはこの事業について検討したのか。また、こういった事業の予算は当初予算で厳密に計画して組むべきであり、補正予算では出すべきではないと考えますが見解は。

また、国・県の補助金が出るからといって事業を行うのではなく、本当に必要な事業は、補助金が出ようが出まいが行うべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

〔建設水道課長 林 信廣君登壇〕

○建設水道課長（林 信廣君） おはようございます。

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

大島議員のお花見シャトルバスの検証についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目のお花見シャトルバスの検証についてです。

シャトルバスを利用された方から、今年は工事中だから見られないと思っていたが、一部でも開放されて桜が見られてよかった。来年工事が完了しても、引き続きシャトルバスは運行してほしいとの声を多数いただきました。町の桜の名所、今では甲信越の桜の名所の1つである桜堤が一部でもご覧いただけたことは、町内外へ桜堤の案内が図れたものと考えています。

2点目の実際の支出金額についてです。印刷製本費では案内チラシ・停留所看板で13万4,000円、消耗品費ではラインパウダー購入費で2万4,000円、交通誘導ガードマン委託で264万3,000円、仮設トイレ設置委託で26万円、桜堤観賞場所安全確保委託で86万4,000円、マイクロバス借上料で127万円となり、合計金額は519万5,000円となりました。

3点目のシャトルバスの運行についてです。平日6便、土曜、日曜、祝日12便、1台6便の2台で運行を行いました。運行期間は4月23日から5月5日までで、日数は13日間となりました。

4点目の乗車人数または計画時の予想人数についてです。予想人数は、平日は約100人、土曜、日曜、祝日は約200人から300人を見込んでいました。実際の乗車人数は13日間で延べ1,846人の方が乗車されました。1日平均142人、最多乗車日は4月30日で367人の方が乗車されました。ほぼ予想どおりでした。

5点目のおぶせロマン号との相乗効果についてです。4月23日から5月5日までのおぶせロマン号の乗車人数が1,304人となっています。昨年、一昨年はコロナの影響で運行していませんので比較はできませんが、お花見シャトルご利用者で、桜を見てからロマン号に乗って小布施町中心部へ向かうという方もいらっしゃいました。相乗効果があったと思います。

6点目の後半のお花見シャトルの早期打ち切りについてです。桜については見頃は過ぎていましたが、お花見ができない状況ではなく、山王島・小金島の方々が丹精込めて成育された菜の花が、例年になく見事に成長し、満開でちょうど見頃になっていました。菜の花の鑑賞は土曜、日曜、祝日と限定されていまして、早期打ち切りはしませんでした。

7点目のご質問です。今年の桜堤の鑑賞は、場所・期間が限定され、1人でも多くの方に桜堤と菜の花を鑑賞していただくためにお花見シャトルを運行したものです。JR東日本が新幹線車内で無料配布しているトランヴェール3月号に小布施の特集記事が掲載されました。その中には桜堤の記事もあり、桜堤を目的に町にお越しになった方も大勢いたと思います。一部ではありましたが桜堤が鑑賞でき、県外の方々にも小布施町をPRすることができたと考えています。

8点目の来場者の反応です。シャトルバス利用者からお話をお聞きした中では、来年もまた桜を見に来ます、来年は堤防の上を歩きながら桜を見たいとの感想をいただき、また、堤防のかさ上げ工事の状況も見られてよかったとの声もあり、落胆の声はありませんでした。

9点目のご質問です。財源の第6波対応事業者支援交付金ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、春の観光客が減少している中で、お花見シャトルを運行することに

よって桜堤の鑑賞のみならず、町内への誘客の促進を図り、地域経済の活性につながり、町内の事業者支援が行えたと思います。桜堤観覧場所にはマスク着用等のコロナ対策のお願いやシャトルバス乗車の際はアルコール消毒など、感染症対策には万全を期しました。

10点目のご質問です。工事の完成は、令和5年の出水期前と聞いております。工事は原則土曜、日曜、祝日は休みであり、ゴールデンウィーク期間中は、工区によっては平日も休む工区もありました。桜堤の一部開放についても、国土交通省千曲河川事務所と十分な協議を行い、工事の進捗状況も考慮した中で決定したものであります。

現在、工事も順調に進んでおり、お花見シャトルバス運行による工事の遅れはないと聞いております。

11点目のご質問です。桜の開花が迫り、桜堤が鑑賞できるようになったことを一日も早くお知らせしたいという思いが先走ってしまい、補正予算が承認される前に新聞発表がされる事態となりました。大変申し訳ありません。改めておわびいたします。今後はこのようなことがないように、職員一人一人が職務の内容を掌握できるように徹底してまいります。報道機関への情報提供につきましても十分注意してまいります。

12点目のご質問ですが、当初予算編成の時点では、千曲川河川事務所から桜堤の鑑賞と小布施ミニマラソンのコースについては配慮する、工事の進捗状況を見ながら、桜堤の鑑賞場所と期間を決定する旨の見解が示されていまして、当初予算での計上を見送ることにいたしました。その後、国土交通省千曲川河川事務所と協議を行い、安全対策を行った中で、一部開放して、鑑賞ができる状況となりました。鑑賞場所・鑑賞期間が決まり、千曲川河川事務所から示された安全対策を検討し、4月会議で補正予算を計上させていただきました。県の第6波対応事業者支援交付金の活用につきましても、県から交付決定をいただき活用することができました。

議員ご指摘のように、国・県の補助金が出るから行った事業ではなく、桜堤の鑑賞は、事業者支援の趣旨に沿った事業であったと思っています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小林一広君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） それでは再質問させていただきます。

このシャトルバスの乗車人数ですけれども、合計で、ただいまの答弁ですと、1,846人しか乗車しなかった。大変低い数字であります。何か、ゼロが1つも2つも少ないような。

この実際に支出した金額が519万5,000円ということで、この1,846人で割りますと、1人

当たり2,814円になります。タクシーで行った5倍ぐらいの金額が、費用発生しているわけです。この辺についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

2点目として、乗車人数が1,846人しかいなかった中で、ただいまの答弁では予想どおりだというような答弁もございます。しかし、予想は平日100人、土日祝日は200人から300人を見込んでいたと。そうすると、3,000人ぐらいになるわけですが、全然、当初見込みどおりであったという答弁はおかしいと思うんですが、ちょっとその辺についてお伺いいたします。

それから、3点目といたしまして、費用対効果について。当然この効果というものについては、ある程度算定すべきものでありますし、算定してこそプランチェックのチェックができるわけでありまして。これについての算定、費用対効果についての答弁が少し漏れていたんじゃないかと思っております。この辺の具体的な算定金額をお伺いいたします。

それから、4点目といたしまして、堤防のかさ上げ工事の完成がただいまの答弁では、令和5年の出水期が完成予定というような答弁でありました。来年の台風シーズンということですかね。今年の台風シーズンに台風19号と同じような降雨量の台風が来た場合、穂保の堤防は強化されて、当然、相之島と小布施が次は決壊するんだという、この辺についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

それから、5点目になります。補正予算が議会で承認される前に新聞発表してしまったということについて、大変あってはならないことではありますが、これについては、十分注意してまいりますというような答弁でございましたけれども、やはり再発防止策というものは必要ではないかと思っております。それについてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） それでは、私のほうから再質問のお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1,846人しかという低い数字だということでございますけれども、確かにバスをご利用になられた方はこの人数でございますが、私も毎日ではございませんけれども、桜堤のほうに、安全と言いますか、確認を行かせていただく中で、はるかに大勢の方々に桜の鑑賞いただいたのではないかというふうに思っております。桜堤に入場された方々一人一人のカウントまではいたしておりませんが、そういった相乗効果を考える中で、試算はできておりませんが、相当な経済効果があったというふうに考えております。

なお、県のほうの資料によりますと、1人当たりの観光客の消費単価が2,500円というよ

うな試算もされている中で、単純には言い切れませんが、1,800人の方が2,500円の消費をされたということから言っても、相当な経済効果があったのではないかなというふうに考えているところでございます。

あと、言い訳にはなりますけれども、現場に入っていく関係で、大型バスの運行はできなかったといった中で、善光寺の御開帳等々の中でマイクロバスの確保も含めて、最善の対応ができたのではないかなというふうに考えております。

それから、令和5年の出水期前の完成、これは国土交通省のほう当初から発表している目標でございます。その間、議員さんご心配のように、台風が来たらどうするのか、当然私どものほうも町として対策を取ってくれという強い要望をしてみました。その中で国からの回答は、町のほうが設置をしました大型土のうに含め、国のほうも大型土のうを準備しております。そういった中で、増水と言いますか、そういった出水の恐れのあるときは、当然工事を止め、今の工事の現場の中で水防活動を行い、安全対策を取ってまいりたいという説明を受けてきたところでございます。

私のほうからのお答えは以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） 大島議員の最後の報道対応に関するところで、私のほうから答弁させていただきます。

先ほど林課長のほうからも答弁いたしましたけれども、十分留意するよう職員には周知したという答弁したところなんですけれども、管理職、課長集まる会議でも、その辺はしっかり徹底するというのを、取りあえず口頭では周知して、それは全職員にも基本的に伝えるようにはしておるんですけれども、口頭だけでは不十分になると思いますので、現在そういった議案になる前の案件の対するものの報道対応も含め、あと個人情報とかもありますので、そういったところをある程度文書化して、役場庁舎内で周知するような、そういったことで徹底もしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小林一広君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） それでは、再々質問をさせていただきます。

先ほど申しましたけれども、実際の支出金額が519万5,000円と乗車人数が1,846人というようなことで、単純にこの費用を利用者数で割ると2,814円かかったと。大変、先ほど言いましたようにタクシーよりも高い料金になっておりますけれども、これについて、来年また、再来年とまた今後続けるようでしたら、せめてタクシー代よりは安くなるような、そんな方

策をとってもらいたいと思うんですが、これについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 私のほうから今のご質問お答えさせていただきたいと思えます。

現状、バスの人数はこの人数でしたが、総合公園の駐車場はかなりの多くのお客様がお出でいただけてまして、そこから歩いて見ていただくお客様も当然バスに乗った乗車数よりも多いというふうに考えています。

今回このバスを走らせる1つの目的は、鑑賞していただく場所がある程度分散されていること、それから、1カ所に密集しないようにするにはどうしたらいいかということも考えて、これはバスでいこうということで決断して、ある意味お客様を分散していただく、少し間隔というんですか、散っていただくというような形の中で進めております。

バスの人数は、確かに先ほど林課長のほうから答弁した人数にはなっておりますが、実際のお客様、歩いて行動された方も含めるとそれ以上の人数になるということで、私どものほうは、バスの運行はそういうことも含めて今回は走らせていただいたということでございます。

来年につきましては、これも今議員さんのお話も十分精査し、また国土交通省のほうと実際に鑑賞できる場所、どういう状況かも考えながら予算までに、当然はつきりすれば当初で上げさせていただくかも検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で、大島孝司議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（小林一広君） 続いて、6番、福島浩洋議員。

〔6番 福島浩洋君登壇〕

○6番（福島浩洋君） おはようございます。通告に従い、1問3項目の質問を行います。

小布施町の脱炭素・ゼロカーボンの具体的な施策について。

町は脱炭素・ゼロカーボンCO₂削減目標、2030年に50%以上の削減に向けて、5月末までに町民の皆さんへパブリックコメントを含め周知することでした。現在の町内での脱

炭素グランドデザインアンケート調査の回答として、再生可能エネルギー普及の取組、公共施設に導入してほしい、災害時の非常用電源として積極的に半数以上の希望ありとの報告が、3月議会の渡辺議員一般質問の回答でありました。

雁田山や鎮守の森、また果樹木等のCO₂の吸収源があまり期待できない小布施町では、再生可能エネルギー普及のカーボンニュートラルは必須となってきました。今後のパブリックコメントとして、町民への皆さんの生活に関連したもっと身近な対策案や、具体的なCO₂削減ゼロカーボン数値を示していく必要があると思われる。

そこで質問です。

国・県や町行政が目標を設定しても、県民や町民の協力がなければ、達成は絵に描いた餅になってしまいます。2030年に向かっての指針はいつ示されるのか。

町民の皆さんが日常生活や農作業に使用している灯油や軽油のCO₂削減量は、例えば灯油1リットル重さが約800グラムあります、を燃焼すると、2.5キログラム、軽油1リットルを燃焼すると2.62キログラム、ガソリン1リットルを燃焼すると2.3キログラム、また、都市ガスLNG13A、1立米を燃焼すると2.21キログラムのCO₂が発生する数値目安目標が公表されています。

町行政として皆さんに削減目標を立て、いかに節減する工夫をしていただくか、具体的な指針を示すべきだと思うがいかがでしょうか。

カーボンニュートラルにおいて、再生エネルギー普及は必須になってきました。太陽光発電や小水力発電、また蓄電設備等への推奨補助金施策は国や県、ふるさと納税の活用は考えられないか。また、案として削減目標を達成した家庭や地域、個人に何かしらの恩恵のある制度の考え方はいかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） おはようございます。

それでは、私のほうから福島議員への質問に回答させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、温室効果ガスの削減目標に向けた指針はいつ示されるのかというご質問につきまして、議員のご指摘のとおり、2030年までの温室効果ガスの削減目標を達成するためには、非常に高い目標ということで、町民の皆さんの協力が欠かせないというふうに考えております。そのため、町民や事業者の皆様と行政が連携し、温室効果ガス削減等に向けた具体的な目標であったり、取組の方向性を明確にするため、その指針となる小布施町環境

ランドデザインの策定をこれまで進めてきたところになります。

これについて、3月24日から4月7日までホームページ等を通じましてパブリックコメントを募集し、ご提出いただいた8件のご意見を踏まえまして修正を図り、5月31日付でこのランドデザインを策定しまして、昨日ホームページで公表させていただいたところです。

なお、本ランドデザインでは、町の諸課題と一体的に環境問題の解決へ取り組むことで、地域の経済・生活の基盤を守り、安心安全でより豊かに暮らせる環境防災先進都市の実現を目指しまして、ご質問いただいているゼロカーボン、脱炭素に加えましてゼロウェイスト、ごみの削減、防災レジリエンス、災害への対策、サステナブルな観光を加えた4つの施策領域を統合的に推進していく、そういったことを目指しております。

環境ランドデザインの策定を通じて、町の環境問題に対するスタンスを明確にすることで、町民や民間事業者の皆様との協働の下、持続可能な社会へ向けた小布施のまちづくりを一層進めていく所存であります。

2点目の具体的な指針という部分に関しましては、ご指摘の点について、小布施町環境ランドデザインでは町の主要な温室効果ガスの排出源、そういったものが特定されておりますので、これを踏まえまして基本的な取組方針として、移動による排出の削減、地域資源の熱エネルギーへの転換、電力の排出削減、最後に省エネルギーといった4つの点で基本方針を示しております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、その実現に向けては町民や事業者の皆さんが具体的に何に取り組むべきなのか、どこから取り組めばいいのか、それに対して町としてどのような支援をしていくのかという具体策の部分で、現状明確にお示しできていない状況にあります。

先日、議員のほうにもご参加をいただきまして開催をしました小布施未来環境会議、こちら環境ランドデザインのお披露目も兼ねて開催をしておりますけれども、この中でも町民の皆さんから、町民として具体的にどういうところに取り組むべきなのかということが非常に分かりにくいと、そういった声もいただいております。

今後、町が町民や事業者の皆さんと優先的に取り組んでいく事業であったり、町民の皆さんが日々の中で簡単に第一歩として取り組める削減策を分かりやすくお示しするために、令和4年度中にこの環境ランドデザインを下敷きにしまして、より分かりやすい形で、プロジェクト編という形で別途作成をしまして、町内への周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

3点目の、何かしら家庭や地域、個人に対しての恩恵があるような制度というようなことに関しましては、再生可能エネルギーの普及に向けて、国・県の補助制度の紹介、こちらに関しては、町報等々併せてチラシの配布等これまでも行ってきておりますが、こういった紹介はもちろんですけども、ふるさと納税などを活用した町独自の制度構築なども含めて、早急に検討が必要であるというふうに考えております。

議員からご提案いただきました、地域やご家族等が排出削減により恩恵が受けられるような仕組みづくりも含めまして、先日、先ほど述べましたプロジェクト編の策定を進める中で、具体の事業に落とし込めるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（小林一広君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） ただいまの答弁をお聞きしまして、ちょっと変なことをお伺いしますが、2030年に向かっては必須なんですよ。今2022年の6月なんです。今聞いていますと中途半端な答弁のような気がするんですけども、このゼロカーボン対策に必須になってくるわけですが、町としていまだに答えが出てこないところをみると、ほかに何かやるべき必須なことがあるのでしょうか。

それからもう一つ。快適な室内環境を実現しながら、建物でエネルギーを消費するというゼロエネルギービルディング、それから、新築時や改修時に指導している住宅外壁断熱性能等を大幅に向上させるゼロエネルギーハウスを、町は新築とか改修工事で奨励しておりますけれども、各個人や農、商、工を営んでいる方々に、具体的なもう各論を推進していかなければならないと考えているんですけども、町の目標の2030年50%削減は間に合うのでしょうか。

以上2点です。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 再質問ありがとうございます。

いただいた質問2点につきまして、回答させていただきます。

まず1点目の、やるべきことがほかにあるのかというのは、ちょっと質問の意図としては、この環境政策以外の部分で優先的な取組があるのか、そういうことでしょうか、ありがとうございます。

当然、この環境問題、環境への取組というのは、全世界な問題でもありますし、私たちのような人口1万1,000人の町の中でも、やはり責任を持って取り組まなければいけないこと

だというふうに考えております。そういう意味で非常に優先度の高い取組として、令和元年の、令和2年度から計画期間が始まっている第6次総合計画の中でも、重点施策の一つとして位置づけをさせていただいたというようなものであるというふうに考えております。

ちょっと具体的なところが出てこないのは、優先順位が低めなのではないかというようなご心配をいただいておりますが、一つ一つ形にしながら、できるだけ早期にこういった取組というものを推進を図っていきたいというふうに考えておりますので、また議員からのご指摘も踏まえつつ、できるだけ早く具体的な施策につなげられるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、各論を、そこは地続きの質問だとは思いますが、そろそろ、いわゆる各論、具体策の部分に入っていきだというふうなお話がありまして、それは私たちもできるだけ早期にこういった各論、具体的な制度設計に入っていきたいというふうに考えております。それを先ほど申し上げたプロジェクト編の中で合意形成も含めてまとめ上げまして、すぐに取組を進めていきたいというふうに考えているわけなんです。例えば、これは過去の答弁でも申し上げましたけれども、町が長らく取り組んできた景観に対する取組であるとか、そういったほかの施策領域との整合性を図っていくということも非常に重要であって、環境問題だけを、この環境への取組だけを一つまた別のものとして取り組んでいくことができない状況にありますので、そのあたりしっかりと合意形成を図りながら、そごのないように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（小林一広君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） そうしますと、今の答弁の中では農、商、工も含めて別々に対策考えられる、それから各個人のを別々に考えて、実施がなされるということの考えでよろしゅうございますか。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ありがとうございます。

その辺点に関しましては、取組の実施する取組にもよるかなというふうに考えております。例えば事業所、いわゆるオフィスのような事業所で取組を進める上では、例えば役場もそうですけれども、こういった施設の温室効果ガス削減をどういうふうにやっていくのか、そういったことになるかと電力であるとか、省エネをどう進めていくのかというような形にもなりますし、一方で同じ商業の中でも、例えば温浴施設での排出の在り方と、それ以外のところ

では大分変わってくる部分もありますので、商、工、農とというふうに分けて対策を打っていくということはもちろん必要だとは思いますが、それぞれの事業者の皆さんがどのような排出源にあるのかということも、個別に検討しながら施策を打っていく必要があるかなというふうに思っております。

ただ、大きく分けると、いわゆる住宅であるとか、住民の皆さんが住んでいるところからの排出削減策と、それ以外の事業者の皆さんからの排出削減策というのは、大きく分けて考えていく必要があるかなというふうには思っておりますので、そのように対策を考えていきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（小林一広君） 以上で、福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇ 関 悦 子 君

○議長（小林一広君） 続いて、8番、関悦子議員。

〔8番 関悦子君登壇〕

○8番（関悦子君） それでは、2問質問させていただきます。

まず最初に、教育行政についてをお伺いいたします。

2015年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員会制度が変わりました。これは、教育委員会のこれまでの課題であった教育委員長と教育長の責任分担が分かりにくい、教育委員会審議が形が化している、いじめ対応などが迅速に行われていない、住民の民意が十分に反映されていないなどの問題を改革するためのもので、教育の政治中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、そして首長との連携の効果を図ることなどを目的としております。

主な変更点は、1つ、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置する。

2つ、教育長へのチェック体制の強化と会議の透明化を図る。

3、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置する。

4、教育に対する大綱を首長が策定するというものです。

法律改正後、7年余りが経過しておりますが、その現状についてお聞きをいたします。

最初に、教育委員会の定例会や臨時会の開催状況、その協議内容についてお聞きします。

次に、会議は透明化のため、議事録を作成、公表する形になっていますが、その現状についてはどうか、お伺いします。

また、教育行政を住民に分かりやすく周知し、住民と一緒に子供たちの教育を考えていくために、審議内容を町報などに掲載するなど、広く住民に知らせる取組について、町の考えをお聞きします。

次に、総合教育会議の実施状況、そして協議内容についてお聞きします。また、会議は原則公開となっておりますがその現状について。さらに、今後どのような内容について協議をしていくのか、その予定についてを伺います。

次に、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、教育・学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を策定すると規定されていますが、町は町総合計画に教育大綱を盛り込んでいるとしています。今後もこのままで策定していく予定はないのか伺います。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） それでは、関 悦子議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、教育委員会の開催状況と協議内容ということですが、教育委員会は毎月開催する定例教育委員会と必要に応じて開催する臨時教育委員会があります。昨年度は、定例教育委員会を月1回ずつの12回、臨時教育委員会を1回開催いたしました。

臨時教育委員会では、新たな教育委員選任に伴い、教育長職務代理者や議席を教育長より指定をいたしました。

教育委員会には、通常は教育委員4人、それから教育次長、教育委員会事務局職員が出席いたします。必要に応じて校長、それから園長、公民館長、図書館長、美術館長等に出席を要請します。

協議内容は、幼稚園、保育園、小学校、中学校の学校運営方針や、社会教育委員や文化財保護審議委員会委員をはじめとする各委員の委嘱のほか、教育委員会に関する条例、規則、要領の制定や改廃を議論します。

小布施町教育委員会会議規則第20条、会議の次第は会議録に記録しておかなければならないとされており、会議録はデータ保存しています。現状、会議録をホームページ等で公表はしていませんが、必要に応じてご覧いただけるようにしています。また、会議の傍聴はで

きるようになっていきます。

会議録や会議内容のホームページや町報への掲載といった町民の皆さんに広くお知らせする方法については、ただいまの議事録の中では発言内容が事細かに記載されているということもありまして、ちょっと個人情報等に関わる事項もそのまま開示するというわけにはいかないというのが現状なので、検討はしたいと思います。

2番目の総合教育会議の実施内容と協議内容ということなんですけれども、総合教育会議は首長と教育委員会が教育施策について協議・調整をする会議体です。令和3年度は年に2回開催しております。出席者は、町側からは町長、総務課長、教育委員会側からは教育長、教育委員、それから教育委員会の事務局職員です。

協議内容は、1番として、小布施町の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の作成に関する事、2番として、小布施町の教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育・学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策に関する事。3番目として、児童・生徒等の生命もしくは身体に現に被害が生じ、または、まさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる等の緊急の場合に講ずべき処置に関する事です。

令和3年度は、実際にはこれから申し上げます5つについて、主に思いました。

1番として、小布施町の児童・生徒の学力、運動能力、高校入試結果。

2番として、園・学校等の施設整備の計画。

3番目としてG I G Aスクール構想推進に係る1人1台端末等の整備、活用状況。

4番目として、保育士・専科教員等マンパワーの確保の充実。

5番目として、小布施スポーツ未来会議。

以上であります。なお、現在の児童・生徒の様子に加えて、学校施設やICT導入といった施設環境整備や部活動の改革といった小布施町の教育を取り巻く問題、とりわけ、政策実現に予算等の権限を有する首長との調整が必要なものを中心に議論をいたしました。

そして、これらは今後も引き続き協議を行っていく内容だと認識しています。会議は原則公開としています。

それから3番目の教育大綱を策定する予定についてお答えします。

教育大綱はご質問にありましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて地方公共団体の長が総合教育会議において協議し、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総

合的な施策を大綱として策定することになっています。

小布施町においては、町総合計画に定める教育及び文化に関するパートをもって、これに変わるとこういうことにしています。これは町総合計画の策定の過程に、保護者やコミュニティ・スクールなど地域の皆さんが関わるとともに、総合意見の集約や原案作成に町部局、町長部局に加えて、教育委員会部局も携わっていることから、小布施の現在の実情に応じた施策の大綱としてまとめられているのではないかと、こういう判断によるものでありました。

今後、町部局や教育委員の皆さんとも協議の上、小布施町にとって別途教育大綱を定めるほうが有意義なのかどうか検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（小林一広君） 関 悦子議員。

○8番（関 悦子君） ただいま、教育長のほうから答弁いただきました。詳細について、大変よく分かりました。

今回の改正があつて7年という月日がたっているわけですがけれども、大きな改革の中には、やはりそこに首長が入ったと、すごい大きいことだなということと、それからやはり透明化というのは大きな改正の柱じゃなかったのかなというふうには思うんです。私の理解なんですけれども。

そういう点に関して、なかなか教育委員会のやっていることがはっきり見えないというか、私たち、住民の人たちに分からない点が多いんじゃないかというふうに思うんです。というのは、みんなで子供たちは育てよう、みんなが、地域みんなで育てるんだというけれども、教育委員会というのは、今どういうことに問題をおいて、どういうふうにしたいのかというのを、私やはり広報というせつかくある小布施広報があつて、そこに毎月やっているんだつたら、主に今回はこういうことを協議しましたというようなことでもいいから、もう羅列ぐらいのことでもいいんですけれども、あ、そういうことを今検討しているのか、あそうか、G I G A教育なんて何だか分からないけれども、大変だなと思うような関心を持って子供を育てるような情報というものはやはり必要だなと言います。行政そのものが説明責任をするということと、やはりそのためには町民がその説明を受けてこそ理解をし、協力をするんだということなので、ぜひ、何らかの方法をもって、毎月開催しているそういう内容についてお知らせいただけるような方法をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

今回首長が入ったということで、この総合教育会議の中で、私、質問には出していませんけれども、町長としては、どのように教育委員会と意思疎通を図りながら教育行政を進めて

いくのかなという点について、もしお聞きできれば非常に聞きたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） ただいまのご質問にお答えします。町長からお答えがあれば、またそれは別途にしてもらいたいと思います。

教育委員会で毎月もんでいること、あるいは議決していることを項目でもいいからお知らせしたほうがいいんじゃないかと、こういうご質問でありました。もちろん今までもんだ中で、町民の方にお知らせしたほうがいいと、例えばなんですけれども、GIGAスクールが今こういう状況になっているとか、お知らせしたほうがいいかなと思うことは、教育委員会の定例会としてお知らせしているわけではありませんけれども、現状どうなっているかというところは、町報でお知らせはしているんですけれども、毎月の定例会で、今回はこういうものをもんだという一月一月ではお答えしていないことは間違いありません。

今後、項目でも町報でお知らせしたいなと、こういうふうに思います。

あとは、総合教育会議についてはどういうふうに言ったらいいのか、総合教育会議につきましては、ただいまご質問にありました首長、町長と、町長部局と私どものほうで合議体になっているんですけれども、今までは、7年間の今までは、年に2回ずつ開催しておりました。基本は5月と11月に開催したいということで、進めておりましたけれども、必ずしもぴったり5月と11月に開催できた年と、ずれ込んで6月と12月になったことももちろん今まであります。ただし、年に2回は必ず開催しておりました。そこでは、町長部局ともんだほうがいいかなというような大きなことです、それについてもんで方向性を出しているというのが今まででありました。

本来であれば事務局というのは町長部局ということになっているんですけれども、以前から私ども教育委員会のほうに事務委託されておりましたので、運営の事務方のほうは教育委員会で務めておりました。

大綱について、あったほうがいいのかどうかということなんですけれども、本来は大綱というのがあって、私どもが目指す教育、あるいは人間の子供の育て方というようなことが明示された中で、そこから持ってきて5か年の総合計画に落とし込まれる、本来の姿はそうだと思います。ただ、国のほうでも5か年の計画の中に落とし込んである、それだけでもいいよとこう書いてあったので、今まではそれで運用してきてしまいましたが、本来はあったほうがいいと私は思いました。

以上です。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） ご質問ありがとうございます。私が教育に対する考え方というご質問でよろしいですね。

教育に対して、例えば、いわゆる詰め込みであるとか、時として必要かもしれませんが、まず考える力、それから健やかなる精神と申しますか、そういったところ総合的に子供たちと全員に対して教育していくのがある種の理想ではないかと思っております。

そんな中で、今回いろいろ教育委員会さんのほうでも進めていらっしゃる計画、それは非常に順調にいらっしゃるのかなというふうに感じておりますし、また、子供の教育に対しては、やはり住民の方々との協力というものは絶対必要の部分でもございますので、やはり情報提供、情報交換というのは適宜していく必要があるかなというふうに思っております。

そういった中で教育委員会と私どものほうでも協力をしあいながら、教育のほう進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 関悦子議員。

○8番（関悦子君） 教育長のほうからお話がありました。法改正があってから各市町村で出す広報の見ますと、今までは当然ながら出ているのは図書館のこと、それから農業委員会のことというのはどこでも載っているんですけども、法改正があってから教育委員会の内容についてが出るようになったところ何か所かあったんです。やはり、こういうことは住民の人たちが今こういう問題抱えて、こういうことやっているんだなという理解と、それから役場も大変だなと、それで子育て婚姻事情と、非常に核家族になった中で、子供のいない家庭が非常に多い中で、やはり関心を寄せるには広報というのは一番皆さんよくご覧になっているので、ぜひ、ご利用いただけたらいいなというふうに思います。

それから、この教育大綱の件なんですけれども、首長も替わる、そして、今回の総合計画を見てみましても非常に広範囲なところにばらばらに書いてあるので、私は一つのまとめになっていて、こういう教育大綱でこの町はやっていくんだというものは必要だなというふうに思っていますので、また考えていただいてしっかり協議していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に変えさせていただきます。

次の質問に入ります。医療的ケア児の支援についてを質問いたします。

病気や障害でたんの吸引や人工呼吸器など、日常的に医療的なケアが必要な児童医療的ケア児は、2019年度の推計で全国で約2万人、過去10年でほぼ倍増しております。これは、医療の進歩に伴い、従来は救命が難しかった子供を救えるようになったということが背景にあるとされ、引き続き、今後も増加が予測されております。

そして、医療的ケア児は日常的に特別なケアが必要となり、保育所やデイサービスなどに預ける場合、看護師の配置などの手厚い体制が必要なため、拒まれたり、また、小・中学校などへの通学が認められても保護者の付き添いを認められるケースが大変多く、保育施設に通うことを断念したり、母親が離職せざるを得なくなるなどのケースが大変多い状況が続いておりました。

こうした子供や家族を支援しようと、国は2021年6月に医療的ケア児の日常生活を社会全体で支えることを理念とし、医療的ケア児支援法を成立させました。ここに至るまでには医療的ケアを巡る社会的課題の解決のために、長きにわたり粘り強く尽力してきた多くの関係者の熱意がまさに結実した新しい法律となったわけです。

この法律では、医療的ケア児の居住地に関係なく、等しく適切な支援を受けられることを基本理念とし、国や自治体による支援をこれまでの努力義務から責務であると明記し、必要な対応を求めています。

また、保育施設や学校の設置者は、保護者の付き添いがなくてもたんの吸引といったケアができる保育士や看護師の配置を行うこととし、さらに家族からの相談に応じるための支援センターを各都道府県に設置することとされています。

これらのことを着実に実施することで医療的ケア児が、保育園や学校などに通う機会が保障されるとともに、家族の負担軽減につながると大いに期待されるものです。

そこで伺います。

最初に、当町において令和元年度以降に医療的ケア児に該当する児童・生徒その保護者から通園・通学の希望があった件数と、その対応状況についてお聞きします。

次に、令和3年度の予算書には、医療的ケア学校看護師業務委託料が2名分計上されていましたが、その実績についてお聞きいたします。

次に、今後、対象者が増加した場合の対応について伺います。安定的な看護師の確保、関係機関との連携の強化、コーディネーターの配置などが必要と思いますが、支援体制の強化はどのように考えていらっしゃいますか。その点についてお聞きをいたします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、関 悦子議員の2点目のご質問に対しましてご答弁をさせていただきます。

まず、1点目の医療的ケア児に該当する児童からの通園・通学の希望があった件数とその対応状況についてお答えいたします。

医療的ケアが必要な児童・生徒の保護者からの相談でございますが、平成30年度に1人、令和2年度に1人、令和3年度に1人で、合計3人へ支援を行っております。3人とも医療従事者が付き添えるように、小布施町立小・中学校等における医療的ケア実施要綱に基づき、園や学校の協力の下、看護師が保護者の代わりに看護を、支援を行っております。

支援内容でございますが、1つ目といたしまして、血糖値を測定し、血糖値・糖質量にあわせてインスリンポンプを調整する。2つ目といたしまして、経口摂取量を確認し、少ない場合は胃ろう部よりミキサー食を注入する。3つ目といたしまして、胃ろう部よりミキサー食を注入するといった医療的なケアを行っております。

2点目の、医療的ケア学校看護師業務委託の実績と現在の状況についてお答えいたします。

令和元年度までは、広域社団法人長野県看護協会へ医療的ケア訪問業務を委託しておりましたが、令和2年度からはNPO法人親子の未来を支える会と委託契約を結び、保育園、小学校、中学校に看護師を派遣しております。

昨年度の実績は、保育園児1人、小学校児童2人であり、基本的に1人の看護師が保育園と小学校を巡回してケアを行っておりました。本年度からは小学校の1人が中学校に進学したため、保育園と小学校で1人、中学校で1人の計2人の看護師により対応をしております。

3点目の、今後対象者が増加した場合の対応についてお答えいたします。

現在は、親子の未来を支える会に在籍する看護師により医療的ケアを行い、医療機関との連携においては、長野県の医療的ケア児等コーディネーターに相談しながら、必要に応じて連絡・調整を担っていただいております。ケアの実施に至るまでには、医療、福祉、教育の関係機関で綿密な打合せを行い、緊急対応マニュアルの作成、支援内容、確認事項、さらに学校や園でもケアを行う場所の確保や必要な機材の準備、毎日のスケジュール調整や学校行事でのケアの可否など、適切な支援を行うために検討を重ね、現在の体制を構築しております。NPO法人親子の未来を支える会が継続して支援を行っていくことで、児童・生徒の成長をともに喜び合える関係が構築できると考えております。

また、対象児童が増えた場合の対応としましては、看護師の増員等の検討も必要と考えますが、今後の状況等も見据えながら、切れ目のない支援体制の構築のため、関係機関との連携を強化してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 関 悦子議員。

○8番（関 悦子君） ありがとうございます。

本当に手厚いきめ細かな活動をしていただいている、大変うれしく思います。インクルーシブな社会というか、全ての者が平等になる社会を目指すという点では本当にありがたく思います。そして、今回の改正によって、親が離職しないで済むというような、親への負担があまりにも多かったことから、親も救おうというこれでできたわけですが、学校にいる間、園にいる間はいいんですけれども、そこに車での通学・通園というような問題も起きてくるのではないかなというふうに思いますけれども、小布施町の場合は、通園・通学に関してはどのような対応をとられているのかについて伺います。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、関議員の再質問にお答えいたします。

校内における支援につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり看護師が行っております。また、学校への今、送迎に関しましては、基本的には保護者の皆さんにご負担を行っていただき対応しているところでございます。

ただ、先日、町の保健師が須高の地域自立支援協議会の会議に出席をした際に、この医療的ケアの課題等についても協議されたということでございます。先ほど議員からのご提案ございました、この法律ができた経過につきましては、親御さんの負担を軽減するというのが基本となっておりますので、また、その辺も十分検討する中で、また1つ、現在はまだ取組はされておられませんけれども、親御さんのいろいろ相談等を行うネットワークというのも今後は必要になってくるのかなというところで考えておりますが、またいろいろな関係機関と連携をする中で進めてまいればと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で、関 悦子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 淵 晃 君

○議長（小林一広君） 続いて、10番、小淵 晃議員。

小淵 晃議員。

〔10番 小淵 晃君登壇〕

○10番（小淵 晃君） 通告に沿って、2項目の質問と提案を申し上げます。

まず、第1項目めとして、旧松川県営住宅跡地の有効利用についてお伺いいたします。

ご承知のとおり、松川県営住宅は、昭和44年から45年にかけて43戸が建てられました。当時は戦後の復興で日本経済は高度成長期で慢性的な住宅不足でありました。よって、入居希望者が多く、抽せん会を行う有様でした。そんな時代だけに多くの町民の皆さんにご利用をいただいた県営住宅であります。

しかし、築50年を前にした平成28年に、時代も変わり入居者の減少及び住宅の老朽化等の理由で県は廃止することになりました。それで、一昨年には入居者全員が無事転居されました。現在は、県住跡地は建物が撤去され、整地も終わり、白い碎石が敷かれて次のステージへと移ってまいりました。

この間、転居状況や跡地の有効活用について、平成31年3月会議及び令和2年3月会議に一般質問してまいりました。その際の答弁で明らかになったのは、1つとして跡地は長野県が再活用しない場合はまず小布施町に話がある。続いて他の地方公共団体、そしてその次に社会福祉団体等の順にその用地は売却されるということでありました。

2点目としましては、一般質問をいたしました令和2年3月時点では、町は跡地の活用の構想はないが、県と情報を共有を図っていく。その中で、町での活用の要望がありましたら、町民の皆さんと意見を聞く場を考えますとのこと。以上の回答がありました。

そこで、4項目についてお伺いいたします。

1項目めとしましては、県営住宅の跡地の活用に関して、長野県の考え方や対応について把握をされておられますか。

2点目としましては、県住跡地は松川沿いにあり、松川の瀬音と緑に囲まれ、自然環境の恵まれた場所です。IT時代の昨今、首都圏から地方へ移転される企業もあります。長野県を希望される企業も多いと聞いております。長野県の主体で、あるいは県の協力を得て優良企業に来ていただき、小布施町の人口増と町の活性化に貢献いただきたいと希望します。

3点目としまして、道路を挟んだ西側の千両自治会の地籍に旧県住4戸分の跡地があります。小面積で住宅と接近した土地ですので、町で確保し、新しい定住者に利用いただくこと

等を検討をされてはどのようにでしょうか。

4点目としましては、町へ農地の活用の要請がありましたら、現時点では構想がないと言って断る前に、町民の意見を聞く場を設けていただきたいと思います。そのことは、県営住宅跡地の活用を通じて小布施町の活性化を町民とともに考える機会になるとと思いますので、できれば実施していただきたいと思います。

以上。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

〔企画財政課長 益満崇博君登壇〕

○企画財政課長（益満崇博君） それでは、私のほうから小渕 晃議員の旧松川県営住宅跡地の有効活用に関するご質問にお答えをさせていただきます。

まず、跡地活用の県の考え方について把握をされているかということについてでございますが、県公営住宅室に確認をいたしましたところ、工事の、建物の除却の工事の竣工検査を先月末に終えておりまして、これから県の各機関へ活用の照会をしていくということございました。

先ほど小渕議員のご質問の中にもございましたが、平成31年3月、そして令和2年3月会議での一般質問でのご答弁を申し上げたときと変更はなく、まず県での活用がなかった後に、町に対して活用の照会を行うということです。

また、NPO法人などの公共的団体への活用希望についても募集をしていくと。それでも活用の応募がないときは、一般競争入札による売却をしていくという回答をいただいております。

なお、跡地につきましては、境界がかなり不確定な状況であるため、測量業務を行わなければならない、そのため売却する場合は、早くて来年度以降になるということございました。

次に、県の協力を得て優良企業の誘致を図り、人口増や地域の活性化につなげていくということにつきましては、周辺自治会やコミュニティ維持の観点からも理解できるところでございます。町が跡地を活用するには、広大な敷地でございますので、購入には多額の費用が想定されること、あとは企業誘致の可能性につきましては不透明な状況でもございますので、現時点におきましても町としての跡地活用の予定はございません。

また、県営住宅4戸分の跡地の箇所でございますが、町がこの敷地を確保し、住宅を建設することにつきましては、現在町営住宅でも空き部屋があるような状況もございますので、現状では考えてはございません。県に確認しましたところ、この敷地分につきましても一般

競争入札で一体的に売却をしていくということでございました。今後、県において各機関へ活用の照会としていくということですので、県における活用の検討状況や方向性を注視しつつ、町としましては町政懇談会の場などで地域の方の声をお聞きしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小淵 晃議員。

○10番（小淵 晃君） 今の県住の跡地が、ぜひ優良企業に来ていただけるような形を、何とか県のほうへお願いするなり、そういう働きかけを、あらゆるチャンネルを使ったり、いろいろな方法をして、ぜひそういう努力をしていただきたいと思います。県にそのままではなくて、逆にこちらからぜひ優良企業を呼んでくださいというような、その活動があってこそ、県も動いてくれるような気がしますので。ただそのままでは、ふと競争入札でどこに落ちるか分からないより、優良企業に落ちるような努力をこれからしていただきたいと思います。うが、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

○企画財政課長（益満崇博君） ありがとうございます。

今、小淵議員の再質問でございますけれども、優良企業の誘致等につきましては、議員おっしゃるように町から、どの程度県のほうで意向を加味していただけるかというのはちょっと分かりませんが、また県のほうにもお伝えする中で、県のほうで進めていただけるようお願いしてまいりたいというふうに考えてございます。

ありがとうございます。

○議長（小林一広君） 小淵 晃議員。

○10番（小淵 晃君） 続いて、2項目めの質問に入りたいと思います。

演題は、災害時に備えてマンホールトイレの設置についてお伺いいたします。

まず質問に入る前に、一言お断りを申し上げたいと思います。実は、私、恥ずかしいことではありますが、マンホールトイレの設置されている現場を見たことがありません。インターネット上で知り得た薄っぺらな知識での提案であることをご承知おきを願いたいと思います。

また、防災については、私の何十倍も知識の豊富な行政の担当者に私が申し上げるのは釈迦に説法であり、失礼千万とは存じますが、お許しをいただきたいと思います。

災害は、いつ発生するか予測することができません。来年や来月発生するかもしれません。そのとき、小布施町のトイレの環境は整っているか、私は心配です。来年度予算に間に合わ

せるためにあえて知識不足のまま、今会議でマンホールトイレの設置の提案をいたします。

一たび大規模な災害が発生すると、被災地の広範囲で水洗トイレが使えなくなります。トイレの確保は命に関わる重要な課題です。人間が生きていくためには衣、食、住が必要ですが、避難場所では衣、食、住が整っていて、一番必要なのはトイレです。災害時に使用できるトイレは1つとしまして携帯トイレ、あるいは簡易トイレであり、2つとしてはマンホールトイレであり、3つとしては仮設トイレだと私は思います。その3つのタイプに分かれると思います。

そこで、1の携帯トイレ・簡易トイレは、発生直後に断水、停電、排水不可の状況下であっても、備蓄さえされていればすぐに使用が可能です。また、避難所内でのトイレ室を使用することができるため、基本的に新たなスペースが不要です。最低3日間、推奨1週間分の備蓄が必要と考えられます。ただ、欠点としましては、排せつ後の処理や臭気対策が必要だと思えます。

2点目のマンホールトイレは、備蓄が容易で、日常使用している水洗トイレに近い環境下を迅速に確保できます。また、し尿を下水管に流下させることができるため衛生的であり、臭気・し尿の処理が軽減されることもあり、加えて、入口の段差が最小限にすることができるため、要配慮者が使用しやすい。また、避難所の撤去まで長期にわたって利用できます。そういう長所があります。しかし、鍵・照明の設置等の安全対策必要ですし、また、マンホールの鉄の蓋の開け方、トイレ室の組立て工法等は一般の方がご存じないので、事前の講習が必要だと思えます。

3番目の仮設トイレは、繰り返し使用や運送に耐えるように堅牢なつくりのものが多い。日常的に建設現場やイベント等で利用されておりなじみ深い。しかし、保管場所の確保が難しい。調達までに3・4日という日数がかかる。便器下に便槽を備えているため、入口の段差が大きい。また、仮設トイレは、し尿のくみ取りが必要となります。バキュームカーが調達できない場合や、し尿処理場が被災してしまった場合には、使用が不可能になります。

よって、災害時のトイレは、1の携帯トイレ・簡易トイレの備蓄と、2のマンホールトイレの設置の組み合わせが理想と考えます。

そこでお伺いいたします。

マンホールトイレの設置場所は下水道管の真上に設置し、直接下水管に流し込む下水管直結型と新たに仮の下水管を設置し、その上にマンホールトイレを造り、定期的に最も上流から用意した水を流し、その水流で下水管に流し込む貯留型方法があるとお聞きしております。

避難所であり、備蓄倉庫のある文化体育館前、総合体育館裏の駐車場はマンホールトイレの設置に最適と考えます。特に文化体育館は、下水道管直結型でなくても、小学校のプールの水を利用し、水を流し下水管に流し込むことができますので最適だとも考えます。

3項目めですが、マンホールトイレは洋式トイレで、テント付のものが5万円から10万円で購入できることとなります。これもインターネットで知りましたが、小布施町では災害時だけでなく、見にマラソンの臨時トイレとしても利用することができますので、長い目で見れば決して高いものではないと考えますがいかがでしょうか。

以上です。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、小淵議員からのご質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、災害時に備えて文化体育館・総合体育館の駐車場にマンホールトイレを設置してはどうかというご質問に関してなんですけれども、マンホールトイレは災害時の避難所運営時に衛生環境の維持管理のため、臨時的にトイレを確保する手段の一つとして、近年各地で整備がされつつあるものだというふうに認識をしております。

まず、マンホールトイレの使用ができる前提として、本管、いわゆる道路に地下埋設されているコンクリート製のヒューム管またはビニール管が、地震の影響により破損しないということが前提となりまして、これが使用の前提条件になります。

次に、実際のマンホールトイレの設置であります。議員のほうからお話にありました直結型、そのまま開いて設置をするような形と、新たに専用の下水道管を布設して設置する方法というものがございまして、直結型はマンホール蓋を外して直接汚物を投入するもので、現状マンホールは道路上にあるものがほとんどであるというところから、通行の妨げになる問題がございまして。

また、トイレの台数も、マンホール蓋1か所につきまして1基しか設置できないということで、ちょっと非効率な部分もあるというふうに考えております。

次に、新たに下水道管を布設する方法につきましては、敷地内に新しく配管を布設しまして、敷設した配管に接続管を連続して設置をし、道路の本管マンホールに接続するための耐震マンホールというものを設置・接続することが必要になります。この耐震マンホールは、本管からの逆流を防止する機能や、大きな地震に耐えるものとして設置が必ず必要であると

いうものになります。

なお、経費につきましては、概算でトイレ5基分、これは1列に管を並べて設置をするものなのですが、トイレ5基分で1,000万円程度かかるというふうにお聞きしております。新しい配管布設と接続管を連続して整備すること、また、耐震マンホールの整備、これがなければ議員のご提案いただいた1台5万5,000円から10万円程度というような安価なテント付洋式トイレというものが設置することが難しい状況にありまして、また、設置ができたとしても車椅子にも対応ができないというような状況もございます。

現在の文化体育館や総合体育館の駐車場には、本管マンホールも宅内の配管も整備されていない状況にあります。こういったことを踏まえて町では、現在、災害時の備蓄品の中に移動式トイレとして、こちらちょっと簡易トイレよりもしっかりしたものであるものなのですが、移動式トイレとして通称名ドント・コイというものを14基保有しておりまして、令和4年度も2基購入予定となっております、今年度中に16基の配備ということになっております。

現状では、このトイレを基幹避難所である体育館に設置しまして、災害時に活用することが経費面などからも含めて最善な方法であるというふうに考えております。

また、ドント・コイは浄化槽機能もありまして、下水道のマンホールに直接放流するだけではなくて、緊急時には水路であったり雑種地にも放流することができるというような状況があります。また、車椅子にも対応しまして、一度設置すれば約5,500回使用できるというようなものになっております。

今後は、持ち運びが容易な、議員からご指摘もあった簡易トイレであったり、ご家庭のトイレに取付け可能な凝固剤入り便袋、いわゆる携帯トイレのようなもの、各種団体との防災協定により、こういった仮設トイレの導入なども含めまして検討していきたいというふうに考えております。

また、一般家庭での簡易トイレ・携帯トイレの普及もこれ、重要になってくると思いますので、広報紙などでのPR検討してまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（小林一広君） 小渕 晃議員。

○10番（小渕 晃君） 今、ドント・コイという優れたトイレがあることを、今初めて知りました。それが16基ということになると、1台当たり大体50人というような国の基準もあるように聞いていますので、そうすると800人分、避難所の800人分が確保できるということだ

と思います。

それで、災害の規模によって足りるのか足りないかというのは全然分からないんですが、それはそれとしていいと思うし、今最後におっしゃったけれども、このトイレ使う、設置するまでの間、各家庭で携帯なり、あるいは簡易トイレみたいな設置がうんと大事になると思うわけで。それで今おっしゃったように、具体的にもっと住民にお話ししていただき、逆にあっせんをするぐらいな、そのぐらいな体制を取っていただかないと、なかなかそこまで話が進まないで、災害になって慌てるというのが現状だと思うので、その辺ぜひ、トイレの必要性は、なって初めて分かるぶぶんがいっぱいあると思うので、ぜひ事前に、そういうのと併用して対応できるような形での町民の皆さんにあっせん等もご検討いただければと思うがいかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 今、再質問ありがとうございます。

今いただいたご質問に関しては、そのとおりだというふうに思っております。町では、令和2年度に災害のハザードマップを更新をさせていただきました、そのときに裏表面で、表のほうには浸水想定区域を記載させていただいて、裏には、非常時にこういったものを持ち出して、事前に準備をしておいてくださいというようなことも含めた、非常用持ち出し品のリストみたいなものを掲載させていただいて、広報させていただいたり、そういう新しい取組もいろいろやってきている部分あるんですが、先ほど、福島議員の質問の中にも共通する部分あると思うんですけれども、じゃ、住民の皆さんが明日何ができるか、今日何ができるかという部分の具体的なところ、トイレも含めて、備蓄の食事も含めて、こういったものを用意してほしいというようなことを、もう少し分かりやすく伝えていく必要があるというふうに思っております。

ありがたいことに町内の中でNPOとか様々な団体がそういった簡易トイレのようなものを既にあっせんをしていたりとか、そういった事例もありますので、そういう情報提供も行いながら、周知徹底を図ってまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、小淵 晃議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からを予定しております。

放送をもってご連絡いたします。ご苦労さまでした。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（小林一広君） ご苦労さまです。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（小林一広君） 続いて、7番、小西和実議員。

〔7番 小西和実君登壇〕

○7番（小西和実君） それでは、通告に基づきまして1問質問させていただきます。

教育長の職務中の兼業に関することについてという題で質問させていただきます。

中島教育長は、家業である不動産賃貸業を営んでおり、教育長の職務と兼務しております。職務中に家業の業務を行っていたことが、4月28日発売の週刊文春に掲載されまして、5月6日に、それに基づいて行いました議会全員協議会において、中島教育長からの事情説明で初めて、事実であることが明らかになりました。

教育長が職務中に家業の不動産賃貸業の業務を行うことは、小布施町の教育行政のトップである教育長としてふさわしい行為ではありません。今回の件に関して、そもそも問題であるのは、主たる事業を営んでいる、家業をお持ちである状態で営んでいる事実を知った上で、町長は議会に承認を求めたのでしょうか。

これについては、事実を知っていた場合も、故意に告知をしなかったという点で、任命責任の上で大いに問題であります。知らなかった場合においても、事前の調査を怠っていたということであり、議会や町民に対しての説明不足という点で大いに問題があると思われま。このたびの教育長の職務中の行為に対し納得のできる説明がなければ、町民の方も、また、お子さんをお持ちのご父兄の皆さんも、何らかの行動を起こすのではないかと考えられております。

また、議会においても、この本件が、納得がいくところまで継続して検討を進めていかな

ければならないとされているところであります。

5月6日の議会全員協議会での説明の場において、教育長が職務専念義務に対する了承について、その事実の確認のために、教育委員会に、そのときの議事録などの提出を議会としては求めましたが、公的な効力を持つ証拠書類は提出されませんでした。適正な手続が行われている証拠書類が存在しない以上、教育委員会において、教育長の家業に対する職務専念義務の特例を承認されていた事実は存在しないことになります。

以上のように、週間文春に掲載された後、教育長本人に確認させていただいて初めて判明した事実から、多くの問題点が明らかになりました。

そこで、3点お尋ねいたします。

1つ目は、教育長が本業を営んでいることを町長は今年の任命の時点で既に知っていたのでしょうか。

2点目は、教育委員会は、職務専念義務の特例を認めたのでしょうか。また、その手続はどのように行われたのでしょうか。

3点目についてなんですが、家業を職務中に継続的に行っていたと教育長ご自身が認めたことに対して、教育長ご自身、また、町側としての何らかの処分の検討はされているのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 小西議員の質問にお答えいたします。

まず、ご質問の中で、教育長が本業を営んでいるとございましたけれども、あくまで教育長の本業は教育長でございますので、この部分は家業となると思います。

昨年の3月に教育長再任の人事案を提出いたしました。その際に教育長のほうから説明を受けたかどうかというのは、ちょっと記憶にはないんですけども、私自身が、昨年1月に町長に就任して以降、中島教育長とともに仕事をしておりますが、教育長としての職務を果たしていただいております、兼業による職務への影響は感じてはおりません。

また、兼業の許可につきまして、まず、答弁の前提となります新教育委員会制度についてご説明をさせていただきます。

法改正前の、平成27年3月31日までの旧教育委員会は、いずれも、教育委員ではあるものの非常勤で教育委員会を代表する教育委員長、それから常勤の一般職、事務方を統括する教

育長という2人の体制となっておりました。前者の教育委員長は、会社の経営者、もしくは役員だったり、自営業をされている方、会社勤務の方もおられました。同年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化することを盛り込んだ地域教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されまして、教育長は特別職に位置づけられました。改正後の第11条第7項では、教育長は教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他団体の役員、その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、もしくは営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得て、いかなる事業もしくは事務方にも従事してはならないとあります。つまり、営利を目的とした企業運営を行う場合は教育委員会の許可が必要となります。

以上を前提としまして、中島教育長の兼業につきましてお答えいたします。

中島教育長は、教育委員会制度が変わる前から貸家業を営まれていたということです。新教育委員会制度に切り替わる前の教育委員長の平成26年12月より前町長に教育長就任を要請され、貸家業を営んでいるため固辞したものの、許可を受ければ兼業も可能であるとのこともあり、教育長就任を受け入れたとのことでした。教育長就任直後の平成27年4月1日に臨時教育委員会が開催されまして、新しい教育長と教育委員が招集されました。その際、中島教育長が作成した新教育長の職務専念義務の免除について、書面提出し許可を得たということです。その書面には、具体的に免除事項が記載されており、1番、氏子総代等の各種団体の役員の業務、2番、家業としての不動産管理業務の2項目となっております。この書面は、新教育長の職務を専念するという基本姿勢は固持するとも記載されております。

なお、平成27年4月1日の臨時教育委員会の議事録につきまして当時の教育次長に確認しまして、そうしましたら、新たな教育委員が選任されたときの臨時教育委員会は議席の指定だけを行うのが通常であり、議事事項がないため議事録を作成していないということでございました。このとき、職務専念義務の免除に関する教育委員への説明につきましては、当時、担当していました職員の記憶からも、はっきり明らかとなっております。

町として処分を検討しているかのご質問でございますけれども、最初に、懲戒等の処分に関し、一般職の地方公務員は地方公務員法に基づき行われますが、教育長は特別職でありまして地方公務員法は適用されません。

中島教育長は、平成27年4月の当初就任時における教育委員会において職務専念義務の免除に関する文書を提出し許可を受けており、また、教育長職務に影響を及ぼしていないと認識していることから処分等は考えておりませんが、今後とも信頼される教育長として職務に

精勤をしていただきたいと考えております。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） いただいた答弁に基づきまして再質問させていただきます。

まず最初に、最後に、信頼される教育長としてということでお話しいただいたわけですが、今回の件に関して、非常に、その信頼そのものを失っているということが事実だと思うんです。例えばなんですが、もう一度、今日この時点で中島教育長が人事案件として出された場合に議会が承認できるかという、やはり、町民の皆さんの意見を反映させる上では、やはり否決になってしまうということが恐らくあるというのが、内情を確認している中では感じられるものであります。といった中では、信頼される、やっぱり教育行政をしていくには、この案件に関しては、もう少ししっかりとした対応をしていくべきだなというところ、あると思うわけですが、今の答弁に基づいて確認していきたいわけですが、まず、職務の影響はないということなんですが、そのあたりは、やはり、職員の方にいろいろお伺いしたところ、そういったところ、やっぱり役場内の風紀であったりとか士気には関わっているというものがあるわけです。だからこそ、このような週刊誌の取材に答えてしまうような事態も発生しているわけでありまして、ひいては、それによって町民の皆さんからも非常に厳しい意見をいただいているというのが実情であります。

といった中では、職務への影響、教育行政を行う上での、通常の業務の中では感じないかもしれないんですが、全体には非常に大きな影響を与えておりまして、そのあたり、どうお考えになるのかということをもう一回お尋ねいたしたいと思います。

2点目は、教育委員会についてというところだったんですが、書類を教育長のほうから提出したことについて、受け取ったというような趣旨のことをおっしゃられたと思うんですけども、議会としましては、結局、そのときの議事録、しっかりと署名のある有効な議事録であったりとか、免除許可の証書だったりとか、そういったものの提出を求めたわけですが、一切提出がない。ということは、つまり、事実として受け取った書類はあるという状態になっていると思うんですが、手続として、しっかりと承認をして発行した許可が、発行している存在がないということになるんじゃないでしょうか。そういったものがないのに、受け取ったのでやっているよということになってしまうので、これはちょっと、いかがなものかということで、再度お尋ねいたします。

3点目になんですが、先ほどの最初のところにも重なるんですけども、やはり、仕事ができるできない、優秀な教育長様でありますので、当然できることだと思うんですが、ただ、

向き合う姿勢ですか、やはり、町民の皆さん、町長、副町長と同列に感じておりました、やはり、業務に対しての向き合い方、姿勢であったり、使命感であったり、そういったものをどこまで持っているかということも、やはり、評価につながっているんですね。そういった中では、やはり、お話を町民の皆さんからお伺いする中では、兼業のものに関して、ご家業に時間を費やすということがある状態で、教育長という大事な仕事をやっていただくというのはふさわしくないんじゃないかということを使うわけです。そういった意味では、やはり、我々議会の議員も、町民の皆さんの意思を反映して、当然言動をやっていきますので、同じように捉えていけないといけない、しっかりと受け止めていけないといけないなと思うわけですが、町民の皆さんが、そう思っているということであれば、やはり、それは信頼をもう、そもそも失っておりますし、回復するということがなかなか難しい状態であるわけです。このあたりどうですかね、そういう状態になっている中で、現存の教育長、決して人格が悪いとかそういうことではなくて、状況が、非常に、ご家業が大きいということで、ふさわしくないとみなされてしまいがちということなんですけど、そのあたり、どう捉えるかということ再度、3点目ということで確認したいわけですが。

1点目は、内部の影響のために、職務に対して影響があるんじゃないかということをお尋ねいたしました。2点目は、教育委員会での議事録なり、証書なり、効力のある証拠がないのではないか。3点目は、今のように、そもそも信頼が回復するという余地はないのではないかと確認しております。よろしくお願ひします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） ご質問ありがとうございます。

まず、内部の士気に関しましてですけれども、これにつきましては、記事が出る前と記事が出た後というので、状況がかなり変わっておりますが、その辺はどちらをお指しでいらっしゃるのか。

つまり、以前から、教育長の言動に対して中のほうで不満があったというご指摘なのか、今回の文春の記事に対しまして中がかなり動揺しているというご指摘なのかによって、ご返答、変わってくるのかなと思うんですが。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） もともと、全体の風土というところにも関連してくると思うんですが、けれども、もともと、ある程度、やっぱりそういった風紀が、教育委員会の中では特に、もちろん皆さん知っていたということをお聞ひいたしますし、ご自身が、いろいろな方に、ある程

度お話ししていたということも聞いておりますので、そういった意味では、事前から、ある程度は、やはりそういうものが漏れ伝わっていて、この文春によって知ったという職員ってそんなに多くはないのかなとは思ったりもするんですが、もともとではあると思って、認識はしておりません。よろしくお願いします。

○町長（桜井昌季君） 確かに、家業として中島教育長は持たれておりまして、通常、そこから職務時間中に指示を出したりということではなくて、全協のときにも中島教育長は説明していますが、どうしても、家業ですので、外から、月に1、2回電話がかかってくると、それに対して、ちょっと、どうしても応答してしまうという意見もございました。そういう意味では、確かに、職務中に仕事をしたというご指摘になろうかというふうに思います。

それで、町民の方々の受け取り方のほうなんですけど、あの記事を拝見しますと、もう、教育長なんか、職務なんかどうでもよくて、お金もうけの不動産屋ばかりしているという書き方をされておりますけれども、この辺は、正直記事を読んだ方の受け取り方がかなり、私どもから言いますと、ちょっとどうしても、あの記事の書き方になってしまうと、そう受け取らざるを得ないかなというふうに感じております。

今、どうしても人によって受け取り方は変わってきますけれども、今、やはり、週刊誌に出たことに対して、中のほうで、どうしても、影響といたしますか、士気が落ちているという部分も正直ございますので、これに関しましては、もう全庁的な課題としまして、今、取り組んでいる最中です。

中島教育長の、まず、議事録がないということに関しましては、どうしても、先ほどの答弁のとおり、議事録を取る会議ではなかったというふうにしかお答えが、正直できないところがございます。いわゆる教育長の姿勢、教育に対する姿勢という点につきましては、私どもから見ますと、どうしても、そういう電話、たまに取ったとしても、教育長としての職務はきちんと果たされていたというふうに私どもは考えております。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） 今の中では、いろいろ受け答えの、主観客観含めてなんですけれども、いろいろ取り方というものは、やはりあると思いますが、先ほどの肝心なところは、結局、今回、確かに、文春に関連してということで、すごく広がってしまっただけなんですけど、一議員として、あるいはまた議会としてというところで捉えているのは、文春に載ってしまったからということは全くほぼ関係なくて、その内容の事実を確認しようという、全員協議会を開いたときに、中島教育長ご本人が、職務中の時間内で不動産賃貸業の対応をしている

ことの事実を認めたりとか、あるいは、それが、例えば、たまたまというのではなく、もう、ある程度恒常的に、月に1件、2件、3件というものはあるんだということを認めたことであったりとかですかね。事前に、そういうつもりでやっているということはおっしゃってはいたんですが、最初は議会で、とにかく承認したという話だったので、違うのではないかという確認をしたわけで、その中で、教育委員会で承認をもらったんであって、議会が承認したわけじゃない、当然そうなんです、ということをお話しただいて、それでは、どのような形で、それがしっかりと書類として残っているかと、かつ、発行する証書なりと、そういったものがあるのかということ、そこまでは確実に確認しなければいけないんですが、それはないという現状です。

お話ししているのは、結局、4月の人事の関係の特別な臨時会議ですので議事録ないんですよということなんです、本来、今の任命の関係での職務専念の免除は、議事録でないにしても、先ほどお話ししたみたいに、許可証のようなものであったりとか、そういった通知文なりを本人に発行する等、何かしら、しっかりと書面に残った対応をするべきだったのではないかと思うわけです。そのあたりがないと、やはり、ここまでしっかりと行政手続上でしっかりと手続を踏んで許可を出していたという状態にまだなっていないという認識になってしまうわけですが、そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 再質問ありがとうございます。

確かに、当時の記録、現状確認できる記録が残っていないのは本当にこちらの不手際かというふうに考えております。申し訳ありません、今、この確認できるものが正直ございませんというのが、今お答えできる返事となります。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） 議会のおよそ全体、総意とまではいかないかもしれませんが、およそのものとして考えた中なんですけれども、やはり、今回、職務中に不動産に関するご自身の家業を行ってしまったということ、大いに問題であるという認識を議会では共有しております。この本来の事の重要性を考えますと、そして、これを知った町民の皆さん、ご父兄の皆さん、あるいは学校の子供たちの今後、こういったことを感じる、そういったところのご心情であったりとか、いろいろ含めてなんです、町長は重大な局面に立たされているんじゃないかと感じております。

教育行政のトップとして、中島教育長がしっかりとやられてきたという自負はあると思うん

ですが、こういった家業を職務時間内にやるというのを、例えば、一般職の皆さん、考えられるかという、絶対に考えられないわけです。規範となるべき者が、こういった状況であるというのは、本来、ある程度の、何かしら、やはり責任を取るべき状況であるというわけなんです。そういった中で、町長は、やはり、何かしらの判断なり、していくべきときが来るのではないかと思うんですが、そのあたり、要は、教育長をやはり最後まで守って、専念してもらおうと考えるのか、町の町民の皆さんに、一つの理解をしていただく形で何かしら処分をするのかという形で出てくると思うんですが、そのあたり、町としてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） ありがとうございます。

教育長を守るというご指摘がありますが、教育長を守るというつもりで発言をしているわけではございませんで、教育長の仕事中に電話を受けたという事実はございますけれども、まず、それが教育行政にどう影響しているのか、つまり、業務に差し支えている状況かというのが、まず一つの判断基準になります。その上で、教育長を守るために町民の方々をないがしろにするというような意味合いからすると、ちょっとそれは違うのではないかなというふうに考えております。

少なくとも、教育長は、守るというわけではなくて、現状、教育長としての職務を全うはされておりますので、小布施町の教育行政のために、町民の皆さんのために職務を遂行してほしいなというふうに考えております。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） ここまで、いろいろと質問させていただいたわけですが、私の質問の内容に、一方的な質問だと思いますので、もし中島教育長のほうから何かおっしゃることあれば、お話しただけたらと思うんですが、なければ構わないですが、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） ただいま、いろんなやり取りがありましたけれども、さっき、町長から話がありましたように、平成27年4月1日に新しい教育委員会制度になりました。新しい教育委員会制度になる前は、教育委員長という、非常勤ですが教育委員会の代表と、常勤ですが一般職の教育長がおりました。それが、2つが1人になったわけですが、2つの業務が。そのときに、教育委員長という非常勤の方は、非常勤ですから、何がしかの業をみんな持っておられたわけですが。会社を経営されたり、会社の役員であったり、自営業者であったわけ

です、ほとんどの方がです。教育長は一般職ですが、これはずっとお勤めいただく常勤の職員だったわけです。その2つが合体したわけなんです。2つが合体したときに、これはどちらの方が新しい教育長になるというのを、ある意味、前提にしているわけです。非常勤の事業を持っておられる可能性の高い教育委員長と、一般職ですが常勤であった教育長の、どちらの方が、一本化されるわけですから、どちらの方が教育長になられると、こういうことをそもそも想定していたと私は思っているんです。ですから、そのときに、教育委員会制度の法律が変わりまして、そのときから、新しい教育長は兼業でいいんだよと、こうなったわけです。兼業でもいいんだとよ。兼業をしろと言っているわけじゃありませんが、兼業でもなれると、こういうことになったわけです。兼業をしてはいけないということをお西議員、ずっと言われていますけれども、もともとの制度が、非常勤の職を持ったままでも教育長になれると、こういうようになっているわけです。私はそれにのっかって、ただ、要請されてしまって、これは、家業あるから嫌だなど、こう言いましたけれども、家業を持っていていいんだと、こういうことですから、そのことについて、ああ、いいんだなど、こういうことも前提で教育長を引き受けているわけでありまして。ただし、私は3月31日までは役場にはほとんど来ていないので、自分のうちで、新しい教育委員会制度ってどういうものなのかなど、こういうふうには調べましたら、そこに、教育委員会の許可を得れば兼業もできるし職務専念義務も免除できると、こうなっていたので、私は家業があるから、ひょっとして、これを取っておいたほうがいいんじゃないかなと、こういうことで、4月1日の私の最初の日なんですけれども、教育委員会に諮って、職務専念義務と兼業を認めてもらって、教育長をしているわけです。私はそれ以外に道はありません、ならないと言っていたのをなると言うんですから、ほかに方法はありますか。

○7番（小西和実君） 職務中の話です。

○教育長（中島 聰君） 職務中は、教育長って特別職ですから、本来、勤務という、そういう概念はもともとないんですよ。

概念としてはないんですよ。概念としてはないんですが、私は、別に、朝、職員が来るときから職員が帰るときまで、実質いますよ。実質はいますけれども、特別職のところというのは、私は概念はそうだと思っているんです。いろいろ聞かれましたけれども、私は特別、教育長になってから新たに事業を始めたとか、そんなことは一切ありません。もともと持っていたのをただやっているだけです。ただ、月に1回か2回、ほんの簡単な電話が1本あって、あ、そうだねとか、そうしてねとかいう程度のことです。継続的にずっとやって

いたなんてことはありません。

以上です。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） 兼業の許可というものがあるのかどうかというところまで、もう少し確認していきたいなと思うところなんですけど、今、やはり、ちょっとどこからか聞こえてきたようなものなんですけれども、やっぱり、大事なところは、職務中にやっていたかどうかというところが非常に問題だったわけですね。それを、議会の全員協議会で、5月6日にご本人からお話があったので、それは問題ではないかということで、今回こういう質問をさせていただいているわけですが、認識として、中島教育長のご認識は、一般の企業での役員の待遇だったり扱いと同じことと、多分、特別職をお捉えになっていらっしゃるんだと思うわけですが、おおよそ、そういうのに近いというご認識でよろしいですか。今の話、そういうことなのかなと思ったんですが。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） 平成27年4月1日以前の教育委員会の教育長は、一般職です。平成27年4月1日以後の教育長は特別職です。

以上です。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） 本来、あまり再質問したくないところなんですけど、ちょっと、認識として、やはり、特別職であれば、業務時間内、業務時間外関係なく、ご自身の兼業の時間も併せて何でもできるみたいな形でお捉えというところが、ちょっともう、多分、出発点が、恐らく違うなと思うわけです。そのあたりは、やはり、職務時間内は特別に許可を得ない場合はほかのことはしてはならないと思いますし、先ほど、お話ししたみたいに、一般職の職務をやっていらっしゃる職員の皆さんがいらっしゃる中で1人だけ違うことをするというのは、やはり、範としてふさわしくない、規範にならないわけです。そういったところを、もう少し考え直していただけないかなと思うわけですが、そのあたり、いかがですか。今後についてというところも含めてなんですけど。

○議長（小林一広君） 中島教育長

○教育長（中島 聰君） 私は、この教育長になる以前は家業に専念しておりました。それ以前は勤めながらやっておりました。前の会社ですが。専業になって後、4年ほど専業した後、教育長になれと、こういうことでありましたので、これは、当然、自分がやっているこ

とをというのは、兼業でやれということなんだと、最初は断りましたけれども、兼業でやれということなんだと自分は認識しました。その後、できるだけ兼業のほうの業務には時間を割かないように、それまでは全て自分でやっていたものを、それぞれの地区に管理会社みたいな、いっぱいありますから、それぞれの地区に管理会社に、それぞれお任せしました。ですから、通常業務は、みんな、その管理会社を、私の経営する管理会社はありませんよ、普通一般的な管理会社です、の方が通常業務は全部やっていってくれています。ただ、まれにイレギュラーな取引があつて、こういうのもいいですかねということをも月に一、二回電話がかかってきて、あ、それは駄目だねとか、それはいいねとかいう程度に答えるだけの、教育長としての職務にほとんど、基本的には職務に影響ないようにして、今まで来ました。

それは、小西議員は継続的、継続的と言われますけれども、そういうことをやりながら、せいぜい月に、ちょっと電話があるだけです。それを、いや、そんなことはないんじゃないかと言われましたが、勤務時間という概念は基本的にはないんですが、私は、勤務時間という概念がなくなつて、それは朝から夕方まで勤めてはいますよ、きちっと。それは一般職の同じように勤めていますけれども、それは私は基本として言っているだけで、勤務時間という概念はありませんということ是一般論として言っているだけで、自分にも当てはまっているというふうに自分では取ってはいませんが、極力、そういう教育長の職務に障害になるようなことは、できるだけ遠のけながら今まで勤めてきたということは事実であります。

以上です。

今後どうするかということなんですけれども、私が今後、私は、やるやらないというのはともかくとして、もし、この職に、仮にもう少しでもいたとしたら、それはさらに、この質問があつたり、文春に、誠に私はあり得ないなという書き方をされているわけなんですけれども、よりさらに慎重にやっていきたいと思っておりますけれども。

以上です。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） 最後にしますが、基本的に、我々、議員であつたりとか、特別職の皆さんというのは、種類からいけば、政治家のようなものにみなされてしまいがちなところがあると思います。そういった中で、有名な話で、ドイツの社会学者マックス・ヴェーバー、皆さん、ご存じだと思いますが、その方が、倫理を2つに分けております。1つは目的倫理、もう一つが責任倫理であります。目的倫理は、その名のとおりなんです、業務の遂行を目的とした、達成を目的としたという形で、目標に対して行うことに関する倫理であつて、も

う一つは、義務に対する倫理が責任倫理なんです。

ちょっと長い前置きになるわけなんですけど、こういったところで、目的は、確かに業務の遂行であったりということで、非常に円滑に教育行政をやっているのかもしれないんです。ただ、その果たすべき目的の倫理は果たせていても、責任倫理としての義務、これは、要は有権者の皆さんの心情であったりとか、そういったものに関係してくることなんです。つまり、町民にとって何がふさわしいと思うかということに答えるということが、こちらの倫理、義務であります。なんで、両方、ちょっと言葉のあやになってしまうわけで、目的を果たすことも、もちろん義務でありますけど、機能さえ高めて、目的さえ達成できればよいということではなく、我々のような立場からすると、どうしても、町民の皆さんに認めていただくということが必要になるわけです。

教育長は、確かに人格的なものは全く問題ないのかもしれないですし、素晴らしい職務能力が高いのかもしれないんですけど、皆さんが期待している姿勢や、先ほどの使命感というものは、やはり、専念していただきたいという気持ちがあるのではないかということがあるわけなんです。それは、これから町民の皆さんに問うべき問題でもあるかもしれないわけなんですけど、そのあたり、今後いろいろ検討していかれるようになると思うわけなんですけど、ぜひ、最後の日まで職務は全うしていただきたいと思っておるところもあるわけなんですけど、今、改めて、教育長としてどうしていきたいということ、もう一度、最後に伺わせていただきたいと思うんですが、お願いいたします。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） 私は、文春の記事というのは誠に恣意的に書かれていると自分では思っているんですけど、ああいう文春の記事が出たという後に、こういう議会で質問を受けると、質問を受けるということは、私はある意味、文春に書かれたことと違うこともあるんだなということで、それはそれで、私は質問を受けることは全然構いはしないと思っておりますけど、今後どうするかということなんですけれども、それは、私とすれば、この職に仮にあるとすれば、これは、辞められる、辞められないというのは、情勢もあるので、私一人が決めるわけにはいかないんで、この職にあるのであれば、ああいう文春の、幾ら一方的な記事でも、出たからには、こうやって質問を受けているわけですから、今まで以上に教育行政のことを一生懸命やり、兼業というのは、本来的に言えば認められているわけなんですけれども、いろんな意見はありますし、一般の町民として、そんな、月に1回や2回電話を受けたって、それは兼務しているんじゃないかって、こういうことになって、兼務はしていることは間違

いないんですけれども、そういうことの指摘の極力ないように今後はしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（小林一広君） 続いて、5番、中村雅代議員。

〔5番 中村雅代君登壇〕

○5番（中村雅代君） それでは、通告に基づきまして2項目について質問させていただきます。

初めに、職員の現職死亡や過労自死における今後の改善課題は。

2年足らずの間に3人もの役場の職員が自ら命を絶ってしまったという痛ましい事実を踏まえ、役場で何が起きているのか、役場全体の職員の勤務実態はどうなっているのか伺います。

今回の週刊文春で報じられた記事においては、役場の関係者、町住民はもとより、長野県内、そして全国に及んで衝撃が走りました。私はこれまで何度も職場の働き方環境の改善や人事行政の在り方について訴えてまいりました。特に、令和2年5月から翌年の3月にかけて相次いで3名の職員が現職死亡されたという悲しい出来事は誠に残念でなりません。その都度、超勤等の労務管理や健康管理の問題はなかったのか、二度と起こさないための予防対策を皆様に確認いたしました。

しかし、今年の1月に35歳の職員の方が自ら命を絶ってしまったと全員協議会の席で総務課長より説明がありました。この小布施町役場は異常事態であると言わざるを得ません。職員の中にも動揺が広がっています。このような悲惨な事態が繰り返される現実を住民の方も知ることとなり、一体役場はどうなっているんだという問合せや、私宛てに手紙で訴えてこられた方も何人かおられます。

この異常な状況について、私は聞き取りなどを行い、再度、一般質問に臨む思いでいたところ、今回の文春に掲載という事態となってしまいました。自治体行政は、人は財産だと言われ、人財とも言われるようになりました。失われた命は戻らない。財産である職員が自ら

命を絶ってしまうという悲しい現実を受け入れることは本当に断腸の思いであります。

県内の自治体も、小布施町役場職員の自殺を知り大変憂慮していると聞いております。一体、原因と責任はどこにあるのか、幾ら調査しても本当の事実は分からないかもしれませんが、亡くなられた方の遺族は、繰り返される悲劇をただただ嘆くだけでは納得いきません。死を無駄にしたくない、二度と起きてほしくないと、小布施町役場で何があったのかが知りたいはずです。そこで、状況について伺います。

1点目、相次ぐ現役死亡の背景について。安全衛生委員会などの組織体制や相談窓口・相談体制は機能していたのでしょうか。職員の健康状態の把握はどうだったのでしょうか。関係者からの聞き取りなど、調査委員会の設置はありましたか。調査の過程で判明した問題点及び課題はどうでしょうか。

2点目、労務管理について。2020年10月よりタイムカードによる休日を含めた時間外勤務の把握をしていますが、正確な把握ができているのでしょうか。人事担当の人事管理は適切に行われていたのでしょうか。上司の方はどのような対応を取っていたのでしょうか。労務管理、特に業務分担の見直しや健康管理の重要性を理解し、その能力を習得するための管理職の研修会等の研修は実施されたのでしょうか。

3点目、再発防止対策は強化されたのでしょうか。内部の調査だけでは今後の対策が不十分であると考えられます。どのような見解でしょうか。

4点目、先日も、ある住民の方が、中村議員、小布施のこと、全国の週刊誌に載っちゃったよ、どうする、切ないよ、どうなっちゃうんだろうと、事の重大さを捉えておられました。ご家族や住民に対して説明責任をどのようにお考えか、会見を望みますが、見解はいかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

〔副町長 新井隆司君登壇〕

○副町長（新井隆司君） 中村議員の職員の現職死亡や過労自死における今後の改善と課題についてのご質問にお答えいたします。

まず最初に、議員ご指摘のとおり、令和2年度より現在に至るまで、在職中の職員が亡くなられております。町といたしましても、こうしたことが繰り返されないよう取り組んでまいりましたけれども、痛恨の極みでございます。

最初に、衛生委員会などの組織体制や相談窓口、相談体制の機能についてのご質問です。

具体的には、衛生委員会等で時間外勤務命令時の業務確認やタイムカードによる職員の在

庁時間の把握、衛生委員会、管理職会議での共有、相談窓口の周知などを行ってまいりました。特に在庁時間が長い職員や、心身の調子がすぐれない職員の早期把握に努め、把握した職員と町が配置している精神保健福祉士や心理士との面談設定や専門医の受診勧奨などを実施しているところでございます。

続きまして、職員の健康状態の把握はどうだったかというご質問でございますけれども、令和3年度以降は、特に健康状態が気になる職員については、所属課長を含めた関係者による支援会議での対策の検討や実施に取り組むとともに、療養休暇中や療養休暇明けの職員と、町長や副町長、総務課長との面談を定期的に行うなど、その後のフォローにも取り組んでおり、職員の健康状態の把握及び対策の強化に取り組んでいるところでございます。

しかし、そのような取組を実施してまいりましても職員の療養休暇などが発生している状況があり、町として、専門家のご意見もお聞きしながら衛生管理体制や相談体制の見直しも含めた再発防止策の実施が必要であると考えております。

3点目の、調査委員会の設置等と調査の過程で判明した問題、課題等についてでございます。亡くなられた職員のうち、業務起因性が疑われると判断した事案については、関係者からの聞き取りを行い、先ほど申し上げた衛生管理体制の改善に努めてまいりましたが、調査委員会の設置は実施しておりません。

聞き取り等の中で得られた課題としては、業務量が過多になっていたこと、職員の在庁時間の把握が適切にできていなかったこと、健康状態のすぐれない職員が在職している組織への加配的な人員配置が十分でなかったこと、健康状態が悪化している職員の把握や定期的なコミュニケーションの実施等が十分なされていなかったことなどが挙げられ、改善に取り組んでいるところでございます。

最後に、説明責任と会見等の質問でございます。これに関しましては、町政に関しまして、町民の皆様には説明情報発信をしていくことは大変重要なことと認識しております。ただし、その内容は個別に判断していく必要があるとも考えております。今回は、週刊誌だけでなくインターネットにも掲載され、影響が大きいものでございましたが、今回、特に職員の死亡に関しては、ご遺族にも十分配慮する必要があると考えており、どこまで、どのように説明していくのか、判断が非常に難しいところでございます。

町民の皆様には、議会の皆様でも、できるだけ知りたいというご希望があるかも知れませんが、事案ごとに、そういった、どこまで説明していくかというのは、また、町でも検討し判断してまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） 私のほうに答弁書もありますが、そちらのほうが、もう少し詳しく記載されておりましたので、本当に、ただいまの副町長のご答弁は正しいことをおっしゃっておられます。けれども、私の前回、1年前の一般質問、ハラスメントのない職場づくり、現職死亡させない健康管理などのご答弁、また、前副町長の自殺防止のご答弁でも、そのときの、当時の検証を行って、職員一人一人が健康に心身とも働ける職場や組織づくりに努めます。そして、心身の不調の早期把握、同じですよ、そういう体制、相談体制なども同じようにご答弁なさっていました。

災害対応やコロナ対応や、また、国から下りてくる施策で業務は多いことを認めていらっしゃるんですよ。ご努力いただいていることは承知いたしております。でも、その答弁以降、4人の方が現職死亡されているのは紛れもない事実です。仕事は絶えず複雑化する、ご答弁のとおりです、通常の業務に加え、緊急性を求められる、そういう業務があつて、住民にとっては最も身近な町役場の対応が住民の暮らしに直接結びついています。さらに、この間、コロナウイルスという感染予防、いまだかつてないパンデミックで、世界的な流行ですから、本当に担当の職場の職員は長時間労働で疲弊しています。環境の厳しさは、絶えず、具体的な改善でなければ駄目なはず。人の命を守る、そういう重要性は再認識されているはずなんです。だけれども、残念なことに、町長は自分の役場の職員を守れなかった。それは事実です。

繰り返しになりますけれども、また、過労自死、再発してしまったこと、極めて残念だと思えます。管理職会議や衛生委員会などで討論とありましたが、若年でも、こういう持病があつて、長時間労働が重なると重篤な病気を発症するというおそれがあることなど、そういう共有はされていたんでしょうか。そういう具体的なものに改善していかない限りは、私はこの事態は続くのではないかと大変心配しています。

住民の方のためにも、しっかりとしたい仕事、やっぱり、人手はどうなのか、業務は多過ぎやしないか、長時間はどうなっているのか、ちゃんと真摯に見詰める、そういう必要があると思います。改めて再質問いたします。

1点目、相談の内部窓口での聞き取り調査というものが公正に行われているのでしょうか。やはり、相談体制はあるといっても、小規模な自治体ですので、こんな相談をしたら昇格などに影響するんじゃないかとか、上司にいらまれてしまうんじゃないかとか、そういう不利

益なことも考えて、ためらう方もいらっしゃると思います。そういう意味で、仕組みはあっても、相談件数も、これまで、そういう外部の方との面談なども、そういうあまり実績がないということですが、そういうのが実績としては不十分じゃないかと思う実態ではないかと思いません。

2点目は、実際にタイムカードの記録というものを導入されましたけれども、タイムカードというのは、実際、打刻後にまた席に戻って残業するという、そういう方もおられて、そういうのをステルス残業と呼んでいるそうですけれども、そういう声も聞かれました。ならば、パソコンログのオフとか、そういう操作もありますので、それも今は操作ができてしまうみたいなんですけれども、まだそのほうが有効ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、これはもう再発防止に向けての対策を強化してほしいということなんですけれども、要は、働く職場環境の改善が急務だと思います。コロナ感染予防のそういうものは、職員の方も同様ですので、住民に呼びかけるとともに、職員が、なおさら役場から起こしてはいけない、そういう思いがありますので、この間、人との接触を控えるという中では、職員の方、特に新規採用の方や若年の方は、孤独感とか不安感、そういうものが増大して、改めて人とのつながりというものが大切だなというのが再認識されたと思います。飲みニケーションなどもほとんどないし、新規採用職員や退職された職員の方とも、規模の大きい歓送迎会なども自粛され、制限された中での地味な開催しか許されない。勤務中も休憩中も、会話は小さく、なるべく控えよ、そういう中では、本当に皆さん、自分としては戦力として認められているのかなとか、挙げれば切りがないと思います。気軽に悩みを相談し合える仲間づくりとか、そういう場の保障とか、そういうものを働く環境の改善、具体的にどうしていくか、お考えをお聞きします。

4点目、調査委員会は、設置していただけるのかいただけないのか、ちょっと分からなかったんですけれども、もし、いただけるようならば、そういう人選などもどのようにお考えなのか、副町長の答弁の中にありました秘密厳守ということもありますので、大変難しいと思いますが、設置しないというわけにはいかないと思いますので、その点、もう一度伺いたいと思います。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 中村議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、今回、ご質問いただいたことに関して、在職中の職員が亡くなっているという現実

について、私自身、人事を担当する責任者、管理者という立場の中で、非常に申し訳なく、責任を感じているところであります。

先ほど、副町長の答弁の中であつたものに加えて様々な取組もやっておりますが、今、質問いただいた4点についてご回答させていただきたいと思ひます。

まず、相談の聞き取り体制は公正に行われているのかというようなご質問がございましたが、こういった事案が発生する中で、この聞き取りというものが必要であると、これはしっかりと調査をしなければならないというものに関しては、しっかりと複数人の職員で内部の中でヒアリング、聞き取り調査を行ひまして、こういったようなことが前後の中であつたんだというふうなことを整理させていただいております。公正に行われていたかというところに関しては、当然、公正に行うつもりでというか、しっかりと、職員の健康に寄り添った調査にしなければいけないというふうに思ひますので、公正に取り組んでいるつもりではございますが、それが、内部の調査の中でどこまでできるのかというところは、様々な課題もあるというふうには認識しております。

また、タイムカードの記録に関しては、こちらは、2020年、令和2年6月にこういった電子式のものを導入しまして、こういったタイムカードをすぐに集計して、職員の健康管理というものに役立てられるような取組というものを進めてきたわけなんですけれども、今、議員からご指摘があつたような、タイムカードを押してからわざわざ残業するというような職員が、今、現状でいるのかというところであると、もしかしたら、議員のほうに、そういった声があるのかもしれませんが、私たちのほうでは、必ず、そういうふうな形で、そういうことを当然推奨しているわけではもちろんないですし、現実的にタイムカードの打刻の時間を見ている、実態に合つた職員の勤務時間と合つたような、在庁時間と合つたようなタイムカードの数値になっているかなというふうには思ひます。

ただ、当然、これは職員が個々人で押すようなものになりますので、押し忘れであつたりとか、あとは、例えば、私も含めて管理職の職員であると、いろんな自治会の公会堂のほうに直接出向いて、いろんな機会にご参加させていただいたりとか、必ずしも、そういった休日でタイムカードの打刻というものが徹底しているような日ではないこともありますので、全ての勤務時間というのを正確に把握することができるものではないというふうに思ひます。これはパソコンの使用時間も同様でして、こういったものを参考にしながら衛生管理をしていくしかないかなというふうに、私としては考へております。

また、若手の職員の不安感という点に関しては、もうおっしゃるとおり、私たちも非常に

心配をし、さらにケアが必要であるというふうに思っています。昨年度から、特に新入で入ってこられた新規採用の職員に対しては、研修の機会というものを、これまで以上に複数回つくりまして、特に四半期ごとに、職員同士の対話会であったりとか、なかなか飲み会ができない分、人と人との対話をする時間、本音で話せる時間というものをしっかりつくって、今、こういう不安があるんだというようなことを共有できる時間をつくっていたりとか、また、今年入った職員に関しても、かなり多い人数いるんですけども、この間、個人面談を、私のほうでも各課長のほうでもさせていただいて、特に記事が出てから、いろんな不安を抱えている職員もいますので、そういったところへのケアであるとか、不安を聞いて、町として取り組めることを整理してやってきているようなところになります。

引き続き、なかなか飲みニケーションという部分で、大人数での交流というのが非常に難しい状況ではあるんですけども、これで、コロナの感染状況も落ち着いてきている部分もある中で、こういった交流機会というものを非常に大事にしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、最後の調査委員会の関係になりますが、こちらに関しては、今、議員からご指摘の点もありますが、昨年度、職員組合からの要望等の中でも、やはり、こういった第三者的な視点を入れて、しっかりと振り返り、再発防止につなげる取組というものが必要ではないかというような、そういった意見の要望をもらっています。町としても、これは本当に真摯に取り組んでいかなければいけないことだと思っていますので、今までも、当然そういったいろいろな聞き取り調査等行って、できることをやってきてはいるつもりなんですけど、やはり、そういった抜本的に外の目も入れながらやっていく取組ということも非常に重要であるというふうに考えておりますので、何らかの形で、また、議会の皆様にもお示しをして、協議をいただいて、具体的に進めていきたいというふうに考えております。

なお、1点だけ、先ほど、中村議員の答弁の中で、いわゆる過労自死が繰り返されているというような表現があったんですが、こういったことは、事実ではないという変なんですけども、当然そういった様々な課題の中で発生してきていることではあるとは思いますが、そういった、現時点でそういう事実が確認されているわけではない中で、その点は、ちょっと冷静に私たちとしても判断しなければいけないことだというふうに思っていますし、あと、質問の中で、全員協議会の中での説明のところ、触れられていましたが、私、個人として、これまで、そういった職員の事案の中で、ご家族との話の中で、まずは、ご家族の意向を踏まえての対応をしているつもりですが、死因等に直接私自身が触れた事実はございま

せんので、それはほかの議員の皆さんにも聞いていただいているとは思いますが、その点は慎重にやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） 今、大宮課長のほうから答弁させていただきましたけれども、若干補足させていただきたいと思えます。

相談の体制のところなんですけれども、やはり、相談窓口も設けておりますけれども、そういうのも大切なんですけれども、やはり、ふだんの仕事の中で、悩んでいた、ちょっと困ったことがあったら、周りの職員とか上司に相談できるとか、あと、逆に、上司や周りの方が、悩んだりしている人がいれば声をかけるという、そういうことも大事かと思えますので、そういった意味で、今週も、ゲートキーパー研修というのをやって、声をかけたり、傾聴したり、つなぐという、そういう研修を受けましたので、そういったところで、職員が相談しやすいとか、そういった体制もつくっていききたいというふうに思っております。

また、気軽に話せる場というような話もありましたけれども、やはり、ずっと椅子に座って業務をやっていると、やっぱり、なかなかリラックスできないというところで、そこは、また業務に支障のない範囲で、ちょっとリラックスする時間を設けられないかというのは会議の中でも出ていますので、また、そういった具体的な取組もしていきたいと思えます。

いずれにしろ、昨年と似たような答弁というようなお話もありましたけれども、やはり、私たちが一生懸命やっているつもりなんですけれども、課題があったから対処するというような、できるだけ後手後手にならないように、先手先手を打って対策を練れるように、例えば職員数も増やすとか、そういったところで取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） それでは、2項目めに移らせていただきます。

組織編制と人事異動に係る実施方針の課題は。

毎年繰り返される組織改編が、果たして職員負担の軽減や業務の推進体制の強化につながっているのか、いささか疑問であります。肝煎りで行われた今年度の組織改正に伴う人事異動は、新年度、蓋を開けてみれば、びっくり仰天の事態でありました。内示を受けての退職願、休職願が続き、4月1日付の辞令は内示とは異なるものでした。

また、新しい職場に異動後、間もなくして病気休暇を取得する職員も見受けられます。議

会においては、3月会議の初日に議決を要するというので、1月下旬に今年度の組織改編の説明が行われました。真に意味のある組織編成に取り組むための実施方針というのですが、ここ二、三年、課の改編を何度も繰り返したものがあり、仕事量と適正な人員配置での実績や住民サービスへつながったのかなど検証されたのか疑問でした。

また、首都圏からの任期付職員や会計年度任用職員の採用は、またしても県外からの任期付ですかとの声も聞かれました。本来、中長期的な展望で従来の事業を見直したり、多様化するニーズに応えるべく、新たな政策や施策を実践していくことが重要です。でも、一定の期間のみの採用となると、短期間、いわゆる計画から事業始めのレベルで去ることになってしまうことも考えられます。組織編成、人事異動の方針に関しては、管理職の会議で時間をかけて検討した結果との答弁でしたが、果たして、最前線の現場に立つ職員の意見や要望などは吸い上げられているのか、いささか疑問です。改編のたびに、住民や職員が翻弄されているのではないかなど等々疑問です。

小布施町は、北斎をはじめとする歴史的遺産を生かしたまちづくりとして全国でも認知度が高く、芸術と食文化が魅力の栗の町として様々な分野での情報発信や交流が盛んであります。他市町村からは、町の活性化が高いとの評価です。その全ての事業、施策、まちづくりを背負っているのは職員です。休日出勤や時間外労働は増えるばかりで、組織改編の検討など十分に議論が尽くされているとは到底思えません。検討期間も短く、いつ誰がどのように決定したのか知らなかった、見切り発車だ、事後承諾が多いという声も聞かれます。そこで、何点か伺います。

1点目、行政運営における人材確保、育成において、どのような人材を求め、どのような職員像を目指していくのでしょうか。

2点目、職員の人事異動を行う主たる理由は何でしょうか。

3点目、人事異動の際に職員から自己申告書の提出はあるのでしょうか。実施していない場合、どのように本人の意向を考慮しているのでしょうか。

4点目、長期にわたり同じ課に配属する理由は何でしょうか。

5点目、公正な人事は行われているのでしょうか。

6点目、明らかに異動による休職者の現在の数は。

7点目、人事異動の問題に対して今後どのように対処していかれるのでしょうか。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） 中村議員の2点目の人事異動等のご質問にお答えいたします。

最初に、行政運営における人材確保、職員増等についてでございます。

行政運営における人材確保につきましては、業務量や退職者の状況を勘案して職員採用を行うなど、適正な人材確保に努めているところでございます。昨今の制度の複雑化や事務量の増大、住民ニーズの多様化、さらには台風災害やコロナ禍など、危機管理対応の必要性が増す中で、職員に求められる能力も大きくなっており、こうした業務に対応できる人材の確保、育成、組織づくりが必要と考えております。

目指すべき職員像につきましては、平成21年度に改定しました町の職員の人材育成基本方針では、町民感覚、経営感覚、意欲あふれる職員など5項目を設定しております。これらは、10年以上経過した現時点でも通用するものと思われまじけれども、現状の社会状況を踏まえた改定が必要とも考えております。今年度中に職員とともにプロジェクトチームを組成し、人材育成基本方針の改定に向けた議論をスタートさせていきたいと考えております。

続いて、人事異動を行う主たる目的ということでございますが、こちらにつきましては、職場内の人的流動性を確保することによる組織の活性化、多様な業務を経験することによる職員の能力や経験の向上、一部の職員が長期的に同じ業務を行うことにより発生し得る事務不正等の未然防止などが挙げられると考えております。

3番目の自己申告書の関係でございますが、令和2年度より、人事異動の検討に生かすことや職員の生の声を拾うことを目的に職員全員から自己申告書を提出していただいております。

4点目の、長期にわたり同じ課に配属する理由というご質問でございますけれども、多くの事務領域で一定の専門性が求められるほか、権限移譲等による市町村事務の増大、職員数の不足、また、年齢構成などにより、結果として長期にわたり同じ課に配置されてきた職員がいることも事実でございます。専門職以外の事務職員につきましては、可能な限り5年以内で配置替えを行うことが理想であると考えておまして、本年4月1日付の人事異動でも、その点を考慮して人事異動を行っております。しかしながら、引継ぎの難しさなど、様々な事情で人事異動ができなかった職員もおり、町といたしましては、職員体制や引継ぎのめどが立ち次第、現在の状況を改善していきたいと考えております。

5点目の、公正な人事が行われているのかというところでございますけれども、人事異動に当たっては、人事異動方針というものを作成して職員のほうにお示ししております。その上で、自己申告書の活用や、管理監督者から職員の業務の状況を聞くなどして公正な人事に努めているというところでございます。

6点目の、明らかに異動による休職者の数はどこかというところなんですけれども、休職の背景には様々な側面があることから、本人や同僚の人事異動が唯一の理由であると断定はできないものなんですけれども、異動前後に休職した職員がいることは事実でございます。異動は、先ほど申し上げましたが、組織の活性化や職員の能力向上に不可欠なものであるものの、異動前後での環境変化は職員にとって大きなストレスになることから、引継書やマニュアルの整備、上司や周りの職員によるサポートなどに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、人事異動の問題に対する対処についてでございます。人事異動を行う目的は先ほど答弁したとおりですが、人事異動に当たりましては、業務の内容、職員数、職員の年齢構成、在籍している年数、職員の適性や希望などを考慮する必要があると考えており、一朝一夕に全ての課題を解決できるものではないと考えております。人事異動の目的の共有や職員の自己申告書の活用、円滑な引継ぎ体制の確保、担当業務が変わった職員のサポートなど、これまで取り組んできたことを定着、そして効果的に推進できるように取り組んでまいります。特に職員体制の拡充は大きな課題であり、職員数の増加により一定程度の人事異動の柔軟性が確保されると考えております。

今後、30代、40代、そういったところの職員がちょっと手薄ですので、そういった中堅層のほか、土木職等の専門職など、さらなる職員確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） 何点か質問させていただきます。

1点目は、質の高い行政運営を進めていくには、本当にご答弁のとおり、多様な、そして有為な人材を確保するとともに、職員の力を発揮させたり引き出す力、そういう人材育成を進めて、組織の総合力というものが一層向上を図っていくことが、限られた人材を最大限に活用するという事なのではないかなと私も思います。通告書にも述べさせていただきましたけれども、繰り返されるそういう組織改編なんですけれども、改編して、どれだけ住民サービスに影響したのかというのが、よく分かりません。3年前から、新設して、去年はやめてという形に、ちょっと繰り返されています。人員配置とか、そのときの事務分担とか費用対効果など、そういう十分な議論というのは尽くされたのでしょうか。過去に行われた改編そのものが、あまり効果が得られなかったから、今年度また改編したという実施方針なので

しょうか。お願いします。

それから、2点目としては、人事異動というのは本当に公務員としては拒否できないわけですね。それで、不服を申し立てることも不可能ですね。だからこそ、意向希望調査が必要で、ご答弁では、令和2年度から、それまでは10年前ぐらいにやった記憶があるぐらいと前回ご答弁で、ああ、やっと再開したんだなという、これは改善だなというもので、ありがたいと思います。そういうもので、今回、例えば、もう本当に予期せぬ内示があったところでは、やっぱり労働組合というものが、事前協議というものが必要なのではないかなと私は今回思いました。その点はどうだったのか、お願いします。

3点目は、長期の同じ課への異動がなくて、同じ課にいるというご答弁は本当によく分かります。様々な事情で、いろんな動けない、今回も、ちょっと見てみたりすると、同じ課にいて、課内異動、係異動程度になったんだなと思うんですけれども、ちょっと聞き取りを行ったところ、やっぱりそういう方、ベテランの方になっていきますよね、そうすると、業務、その方にやっていただくと、やっぱりスムーズに行くわけですよ。そういうところで。手放したくないみたいな思いがある方もいるとお聞きしたので、その点は、そういう公正な人事だと認識していらっしゃるのか、お答えください。

4点目の、想定外の休職によって、業務が、課内や係内でこなさなければいけないという今、状況になっていると思うんです。そうすると、またその上司も共倒れになってしまうという懸念があります。そして、そういうことを招かないように、休職者の方の復帰に向けては復帰の復職制度のプログラムとか、そういうものは考えていらっしゃるのか、上司の方が、管理職がお考えになることだと思うんですけれども、その点お願いします。

それから、5点目としては、今回のそういう突然の退職とか休職願が出されたわけで、今までなかったのかというと、私もちょっと把握していないんですけれども、ちょっと、あまりに多過ぎたなということで、実施方針ではいろいろと考えていただいている、年度初めに繁忙期になっていて、引継ぎの、そういう人事異動が大きな支障を招くというようなことを考えての今回改編だったという説明がありましたけれども、一体この今回のトラブルということではないんですけれども、それをどういうふうに検証して今後に生かしていくのか、お願いします。

それから、6点目は、専門職とか技術職などって、どの自治体も確保に苦慮しています。実施方針にあったんですけれども、上下水道業務の強化、それから、また先ほどのご答弁では、専門職などの確保に取り組んでいくということがありましたけれども、このタイミング

で、いわゆる専門的キャリアをかなり積んだ職員の方が一般事務の職場へ異動されているわけですね。その辺はどんな意図があったのか、お答えできる範囲でお願いします。

あと、最後です、7点目、3月11日の内示に改善したというお考えだったんですけれども、3月11日では早いのではないのでしょうか。せいぜい4月1日前2週間ぐらい、どこの自治体もそういう形で動いていますし、なぜかという、3月11日という段階で、今の職場を離れるんだなということは、やっぱりモチベーションが、どうしても下がってしまうと思うんですよね。自分でも計画してきた次の事業に対してはもうできないんだとか、そういうものが、3月初旬、そこで内示があるというのはちょっと早い気がしますので、その点、お考えをお願いいたします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ご質問ありがとうございます。全てに答えられるか不安ではあるんですけれども、1点ずつご質問にお答えさせていただきます。

まず、いわゆる組織改編が、この3年間、特に課がよく変わる、係の組合せが変わるという部分に関して、検証等、また住民サービスの部分、費用対効果等々での検証がなされたのかという点に関してなんですけれども、非常に、組織の改編というものを効果検証するということは難しいものでして、例えば、住民サービスの部分で、課の、いわゆる構成が変わることによって住民サービスが非常に高くなったかどうかということを数値で表したりとか、いろんな形で表していく、検証していくというのはなかなか難しい部分も、正直なところございます。そういった中で、住民の方の声を拾ったりだとか、あとは、当然組織改編の目的というのは住民サービスを向上するというだけではなくて、組織の中で、ある程度まとまった業務を一体的にできるように効率化を図っていくとか、そういった部分もございますので、そういう視点の中で、よりどこの組織とどこの組織が一体化することによって相乗効果が生まれるかという視点で、こういった改編を行ってきたというところがございます。

その中で、特に今年の改編に関しましては、職員の負担軽減というのが、やっぱり一番大きい部分でもありまして、職員というか、管理職等々の負担軽減というところも非常に大きくなるようになります。今まで、やはり、非常に多くの係を同じ課が抱えている中で、なかなか全体のマネジメント、非常に業務が複雑化している中で、1人では担えないもの、1人ではマネジメントし切れないものというものがある中で、ある程度近い業務のものを一体化して、少し組織を小分けにしていくということが必要ではないかというところもございまして今年の改編に至っていますので、こういったところ、職員の声も聞きながら、また今後の対

応を考えていきたいというふうに考えております。

2点目の申告書の関係で、事前に職員組合との協議を行ったかどうかというようなお話もあったんですが、これは非常に難しい話でして、やはり、公正な人事というものが何なのかということにもつながるとは思うんですけども、例えば、人事案というものを事前に職員組合に共有することが公正な人事につながるのかということを考えてときに、それによって、例えば、個々人が様々な意見を職員組合に対して提案することによって、逆に、かなり大きな混乱が起きることも予想されます。そういった意味においては、ある種公正性というものを冷静に考えなければいけないかなということもありますので、現状では、そういった事前に職員組合の皆さんと人事案に関して協議をするということに関しては特に考えておりません。

また、3点目の、公正な人事が行われているのか、係の中で異動されている方であったり、手放したくないというようなお話もありましたけれども、この点に関しては、いろんな側面があるかもしれませんが、人事を行う中では、むしろそういったことは、係の中での異動というのは引継ぎを考慮してであったりとか、そういったことを踏まえて行っているわけでして、この人が、ちょっとこういう、公正じゃない形で、その人の希望だけを尊重して人事を行っているわけでは当然ございませんので、その点をご理解いただきたいというふうに思っております。様々な事情があるということも、ご理解いただきたいなと思います。

また、想定外のリスクに対して、今も休職をしている職員がいる状況がある課もありますし、これは想定外の状況で、非常に大変なマネジメントになっている、職員一人一人も大変な状況になっている課もございます。こういった中で、もう昨年からは、かなり、意識的に私たちやっているのは、今、休職している職員とも定期的に面談を行って、どういう形で復帰するのが一番いいのかということと一緒に考えながら、こちら側としても受入れ体制をこういう意識で受け入れていこうというようなことを、お互いに共有しながらやっていくということを取り組んできたつもりです。今も、そういうような形で取り組んでいますし、もう少し長い目線で言うと、やはり、緊急の想定外のリスクに対応できる組織体制にしていかないと非常に大変になってしまいますので、その点、人事の体制の強化のところでも取り組んでいきたいというふうに考えております。

最後の専門職のところから答弁させていただきますけれども、今、土木職、専門職等を強化していくという中で、もともといる専門職、土木職が一般職等々に人事異動している部分もあるがというようなお話だったと思いますけれども、今、私たちの組織の中で、土木職を

はじめとする専門職として、もともと雇った職員というのはかなりの数いるんです。ただ、この20年、30年、人事異動を繰り返してきてる中で、そういう土木職で配置を当初した職員に関しても、一般職の時期のほうが長かったりとか、逆に、かなり専門職的に取り組んでいる職員というものもいまして、それは、ある種、本人の資質であったりとか、向き不向きというところも考慮して、取り組んできたところだというふうに思っています。例えば、過去においては、保育士採用で採用した職員が一般事務をずっと続けてきたという例もありますし、そのあたりは、柔軟に対応していく必要があるというふうに考えています。

ただ、今、長期的なことを考えたときに、やはり、20代、20代、40代の中で、専門的なところを担える職員というものをしっかり採っていかなければいけないだろうというところで、様々工夫しながら、土木職の採用に取り組んでいきたいというふうに考えているところになります。

最後に、内示の関係ですけれども、3月11日が早いのではないかというご質問ですが、これは様々なご意見があるというふうに思っています。今まで小布施町では、ほかの市町村と同様に、大体4月1日から2週間前から10日前の間で、大体3月議会の最終日頃というような形で人事異動の内示を出してきております。そういうふうに、ある種直前に人事異動の発表をしてきたという背景には、今、中村議員がおっしゃったような、いわゆるモチベーション高く最後まで取り組んで、ぎりぎりまで、次どこになるのかなということをどきどきしながら、しっかりモチベーション高く今の仕事に取り組んでもらうということを目指して、そういうことをやってきたんだというふうに思いますけれども、やはり、職員の声を聞いてみますと、それでは、引継書が全く書けないとか、逆に心の準備ができないであるとか、そういう声のほうが圧倒的に、人事のいわゆる申告書なんかを見ていても多かったんです。

そういう声を踏まえて、できる限り早く人事の内示を出して、引継ぎをしっかりと書くであるとか、これから引継ぎをする方との面談というのをなるべく年度内に行っていくということを目指して、僅か1週間程度ではあるんですけれども、早めに公開をしたというのが昨年度の状況であったと。逆に言うと、もっと早く公表してほしいというような声もあつたりもしますし、そのあたりは、職員の声を聞きながら、こちらとしても、そういう人事の検討にかかる時間というのをしっかり考えながら、また検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） 労働組合との協議という点につきましては、混乱するのではないかと、それは皆さんが自分の行きたい希望じゃなかったからというのになって、そこまで言ってしまったら、それは混乱するでしょうけれども、よほどの事に限ってというのが組合協議の捉え方ですので、その点は、そういう組合から1人代表が出て人事担当と話すという感じですので、その点は、組合協議という私の捉え方ですので、保育園の職場から今回も、やむを得ない事情で一般事務になりました、そういう本人の希望ならいいですけども、総務部付のほうに行ったとか、そういういきなり言われたのでは、内示といえども、それも申立てできないんですから、そこら辺は労働組合、そういうところが許される、そういうところとしてはあってもいいのではないかなと私は思いますけれども、いいです、また検討お願いということです。

ご答弁の中にプロジェクトチームというのがありましたけれども、今回、本当に、今、答弁漏れがありまして、こういう突然の退職とか、異動間もない休職とか、こういうのを検証して今後はどうやって生かしていくんですかというのを伺ったんですけども、それは次の質問の中でいいんですけども、退職届を出すというのは、それこそ退職を余儀なくされるというのはよほどのことで、体調のとか聞いているんですけども、もっともっと深いものがあつたのではないかと私は思います。そこら辺が、どうしても、その辺はもう、今回は駄目にしてしまったというか、そういうものは一体誰が責任をかぶってというか、どなたの責任なのかという点では、いろんな意味があると思うんですけども、そこはちょっと、一職員として、辞めるところまで決意するというのはよほどのことだということを改めて認識していただきたいと思います。

その点では、一番の町長、これについては、ご所見お願いいたします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） ご質問は、最後の退職に対することでよろしいんですね。

確かに、退職された方々に対する気持ちというのは、おもんばかるところはございますけれども、先ほどの、いわゆる自害をされた方等のことも含めまして、小布施町の役場の中で、どうやって働きやすい環境をつくるかというのは、もう、日々考えまして、いろいろ努力をしているところでございますので、理想は、自分が働きたい仕事を思い切りやるというのが理想ではございますけれども、その辺は、どこの場所に行ってもストレスなく働けるというのが、働き場としての理想でございますので、そこを何とかつくりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。

◇ 関 良 幸 君

○議長（小林一広君） 続いて、3番、関 良幸議員。

〔3番 関 良幸君登壇〕

○3番（関 良幸君） それでは、週刊文春における中島教育長の記事について伺います。

4月28日発売の週刊文春における小布施町の記事については、町民の皆さんに大きな衝撃を与えました。私のところへも多くの町民の皆さんから問合せがたくさんありました。中でも、中島教育長に関する職務中に不動産取引をしていたという記事の内容については、「議会はなぜそんなことを承認したのか」「行政のチェック機関である議会は何をしているんだ」「公給をもらっている人がそんなことをしていいのか」などとの怒りの声がたくさんあり、残念なことに、「教育長がそんなことをするはずがない」「教育長がそんなことを言うわけがない」などのいわば擁護する声は一つもありませんでした。ほかの議員の皆さんへも同じ意見がたくさん寄せられたと聞いています。また、町長はじめ役場幹部職員の皆さんにも同様に寄せられたのではないかと思います。

5月6日、議会全員協議会を開催し、桜井町長同席の下、教育長に説明を求めましたが、その回答は納得を得るものではありませんでした。そこで、全員協議会での質問と重なる部分もありますが、町民の皆様を知っていただくためにも、あえて幾つか質問いたします。

1番、「議会で職務専念義務について話し合われ了解を得ている」との掲載内容については、「当該記事内容は一方的な記載であり、教育委員会での了承であり議会での了承じゃない」と答えていますが、記事を読んでその違いにすぐ気がついたはずですが、であれば、なぜすぐに議長なり議会事務局に連絡し、議会に説明しようとしなかったのでしょうか。議会が説明を求める前に自ら説明するのが普通感覚で、連休中で休日が多かったとはいえ、何とか手を尽くし、自ら説明しようとするのが常識的だと思いますが、いかがでしょう。

2番、「不動産管理業は家業。勤めながら農業をしている人と同じで、職務専念義務には違反していない」旨の発言でしたが、そう考えていたのであれば、教育委員会に了承を求める必要はないのでしょうか。

3番、その一方で、「職務中の取引は月に2回程度。不動産管理業者から電話照会等があり、対応してきた。職務専念義務の免除には該当しないという認識はあったが、不動産取引というよりも不動産管理という思いが強く、認識が甘かった」とも発言しています。前の質問と論理の矛盾を感じますが、いかがでしょうか。

4番、議会から、教育委員会です承を求めたとされる臨時教育委員会の議事録の提出を要求していますが、この一般質問の通告書を書いた時点で提出されていません。先ほど小西議員も同じような質問ありましたが、あえて同じ質問を繰り返します。なぜでしょうか。

5番、教育長の2回目、3回目の再任時には教育委員会に了承を求めなかったとのことですが、教育委員のメンバーも替わっている人がおられることから、教育長就任時にこの件に関し、了承を求めたのであれば、同じように再任時にも了承を求めるのが当然と考えますが、それをしなかったのはなぜでしょうか。

6番、記事の内容について異議があるということなら、週刊文春に抗議するべきではないかという質問に対し、「私の個人的な考えであるが、俺理論・俺正義がはびこっている風潮がある。逐一反論はしない」と答えています。この「俺理論・俺正義がはびこっている」という意味は、「今回の記事について情報を提供した人や取材を受けた人が自らの独自の勝手な理論で自説を展開し、それが事実無根の記事につながっている」ということでしょうか。また、事実無根というのであれば、なぜ抗議しないのでしょうか。

7番、記事によりますと、前町長は、「教育長の職務中の不動産取引については全然知らなかった」とあります。就任時に前町長にはこの件に関し、話はしなかったのでしょうか。

8番、今後教育長は、児童・生徒の皆さん、保護者の皆さん、教職員の皆さん、また町民の皆さんなどの前に立ち、会議などで挨拶する機会も多いと思いますが、その際、今回の件に関してどのような対応をし、説明するのでしょうか。

また、もう既に幾つかそういう機会があったことと思います。どういう説明、対応をしたのでしょうか。教育行政の不信につながらないような対応を求めたいと思いますが、いかがでしょう。

以上、答弁願います。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） それでは、お答えをしたいと思います。

まず、1点目、なぜ議長なり議会事務局に説明をしようとしなかったのかとの質問につい

てですが、実際には記事の当事者、何人かおられる中の私も1人でありました。文春をどなたが読んでいるかというのも私は分からない中で、あちこちに説明して、あの記事はどうぞ、それは本当はこうだなんていう、そういう言い訳はしないと、私はそう思いました。

自分としては、最初に教育長になるときから、もともと営んでいた家業があるというのを承知で就任依頼を受け、固辞はしましたが、結果として受けることになった。受けてからは、そういう説明もしましたし、この教育委員会制度にのっとって適正な、私とすれば適正な措置を取って教育長になっているというふうに私は思っているんですが、職務専念義務の免除というのと兼業があるということを経験して、教育長になる初日に申し上げて、教育長職務、了解してもらって、許可を得てもらって、それからずっと教育長職務を遂行しているので、私は何か隠して別に教育長になったわけでも何でもありませんので、いつかは分かってもらえるんじゃないかというのが私の今までの立ち位置でした。

しかし、1か月もたってみれば、幾ら週刊文春の記事が一方的な記事であったにしても、議会のほうに説明したほうがよかったかなと今は考えています。また、町民の方にもご心配をかけたなど、これも今は思っています。

2番目、職務専念義務に違反していないと考えていたのなら、教育委員会に了承を求める必要はないのではないかとこの質問であります。

私は、以前に別個の会社に勤めておりました。その別個の会社のときには、その会社では農業ということと不動産管理業というのは、兼務しながら勤務できるんだよという不文律があって、不文律ながら慣習がありました。一般の会社にもそういう不文律の慣習はあると考えています。

私は、就任要請を受けたときに、家業はあるということを伝えているにもかかわらず、教育長就任要請があったということは、教育長にも同様の慣習があるのかなと最初は思いました。しかしながら、議会で承認を受けて、いよいよ教育長になるぞとこういうときに、それでもということで、平成26年7月17日改正の地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのを読みました。まだ勤めていないので、うちで読みました。そこには、教育委員会の許可を受けなければ教育長職務専念義務が免除できないと、こういうふうに記載されておりました。これはちょっと、自分の思っていたその不動産管理業と農業というのは併用できるんだということとちょっとニュアンスが違うなど、こういうふうに思いました。

よって、私はそのときは念のためと思ったんですけれども、念のために明日から教育長になるという4月1日から教育長になる前の日、3月31日に新教育長の職務専念義務の免除と

いうものを認めてもらう説明資料を自分で作りました。それは今でもパソコンで、その日の日付で保存されているので、それは間違いなく平成27年3月31日であります。その次の日の平成27年4月1日に臨時教育委員会があり、議案として提出し、許可を得たものであります。

3番目、その一方で職務専念義務の免除には該当しないとの認識があったなどの発言をしておりとの質問です。これは今まで、昨日まではちょっと何のことだかいま一つよく分からなかったのですが、もう一度読み直して、次のような答弁にしたいと思いました。

今現在、今日の答弁では教育長職務専念義務の免除と兼業を許可してもらって、それに沿って教育長職務をできるだけ影響出ないように努めていますというのが私は今の立ち位置でありますけれども、週刊文春の記事が出てすぐに、営業日でいうと2日目くらいに議会の全員協議会がありました。そのときにはまだ私もこんな記事って何だろうなという自分の中でもまだ気持ちの整理が実際にはついておりませんでした。そのときの質問だったんだと思いますけれども、私は多分そのときには、こういうふうな意図で発言したのかなと今は思っています。職務専念義務の免除にすら該当しないとの認識はありましたが、その認識はちょっと甘かったのかなと、こういう意味のことを発言したんだと思います。

4番目、教育委員会です承を求めたとされる議事録の提出されないのはなぜかということなのですが、先ほど小西議員に桜井町長から答弁したこととほとんど一緒なんですけれども、平成27年4月1日、私が教育長になった最初の日なんです、臨時教育委員会を開催しました。委員の紹介と挨拶と議席の指定を行いました。その後、教育長から、私から新教育長の職務専念義務の免除について書面で説明をいたしました。許可されました。このことについては、当時担当していた職員がきちんと記憶をしております。

なお、なぜ議事録が保存されていないのかという疑問があるのですが、当時の教育次長に確認をいたしました。その教育次長が言うところによりますと、新たな教育委員が選任されたときの臨時教育委員会は、議席の指定を行うというだけが通常だったと。よって、臨時教育委員会で新しい教育委員さんが選任されたときには議事がないので、議事録を作成していないんだと、こういう説明でした。実際には追加議案があったわけなんですけれども、残念ではありますけれども、平成27年4月1日の臨時教育委員会の議事録は作成されておられません。

5番目、再任時に教育委員会に了承を求めなかった理由はとの質問ですけれども、新教育長としての就任時には教育委員会に許可を求めました。教育長としての職務専念義務の免除は同一人が教育長を継続している間は全く同じ状況にあるので、再任の都度許可を求めるといふ性質のものではないと考えています。

6番目、記事が事実無根ということであれば、なぜ抗議しないのかとの質問ですけれども、これはそれぞれ記者、それから記事を提供した人、いろいろな考え方があるので、一つの物事を右から見るのと左から見るのと全然違ってしまいうので、私は抗議については全く違うという部分は抗議をしました。明らかに違っているという記事の部分、教育長職務専念義務の免除の許可が議会ではなくて教育委員会であるということについて、記者の勝手な記事というのについて、抗議と訂正依頼を作成して5月12日付に作成して同日担当記者に送付いたしました。

7番目、前町長は全然知らなかったとの記事ですけれども、就任時にこの件の話はしなかったのかとの質問ですけれども、平成27年4月1日からの新教育委員会制度では、それまでの教育委員会を代表する教育委員長と一般職であるものの事務方の統括をする教育長を一本化して特別職の新教育長としました。

このとき改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、新教育長は兼業が可能となりました。つまり、それまで勤めていた会社役員や営利事業を兼務しながら教育長を務めるということができるようになりました。よって、兼業のあることが新教育長就任に支障になることということはありません。そのことを理解していただいた上で申し上げますが、教育長就任時に家業があるということは承知しておられ、兼業を承知の就任依頼であったと考えています。

8番目、今回の件に関してどのような対応をするのかとの質問ですけれども、私は旧制度の教育委員会では教育委員長でした。非常勤の教育委員長でした。新制度の教育委員会では新教育長になりました。平成27年4月1日の当初就任時における教育委員会において、私は兼業職務、今までは家業をやっておりましたので、教育長職務専念義務の免除と兼業に関する文書を提出し、許可を受けました。

また、その兼業しているということによって実務上、私の教育長の職務に影響を及ぼしてはいないと自分では考えています。今後もこの職にあるという限りは、より慎重に職務を遂行していきたい、こういうふうに思っています。

以上であります。

〔発言する人あり〕

○議長（小林一広君） すみません。関連質問はちょっと認めていないので、すみません。

関 良幸議員。

○3番（関 良幸君） 幾つか再質問いたします。

教育長は、自らの兼業家業を農業をしている人と同じだと繰り返し発言されていますが、役場にも勤務しながら土日に農業をやっておられる方もたくさんいると思います。この役場職員が職務中、ちょっと田んぼの水を見てきますと言って職場を離れることが許されるということになるのでしょうか。あり得ないと思いますが、いかがでしょうか。

2番目、教育委員会の議事録がないというのは、にわかには信じ難いのですが、議事録がなければ何を議し、何を決定するのか分かりません。町長の説明にもあったんですが、ただ教育委員会会議規則第20条では、会議の次第は会議録に記載して記録しておかなければならないと規定されています。

また、ここに当日の臨時教育委員会議事日程表次第があるんですが、ここにも教育長の職務専念義務の免除に関するものは議題として上がっていません。先ほどの説明では、3月31日に書いたということなんですが、ちょっと当日、予定されていない議題の中で当日唐突に議題として上げて、なおかつ会議規則を無視して議事録も作成しなかったということになるんですが、そんなことはあり得るのでしょうか。

3番目、週刊文春には明らかに違っている部分について抗議と訂正依頼を作成送付したということですが、承認を求めたのは議会でなくて教育委員会だと。その部分のみ訂正を求めたということですか。そのほかの記事についてはお認めになるということですか。また、その訂正文に対してどのような回答があったのでしょうか。

4番目、前町長は家業があることは承知されておられ、家業を承知の就任依頼であったとのことですが、であれば前町長がこの件に関しては失念している、忘れていたということになります。そういうことでよろしいのでしょうか。

以上、4点伺います。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 今ほどの関議員のご質問に対して、一つ私のほうから報告をさせていただきます。

記事の中で、前町長が知らなかったというのがございました。「知らなかった」のところだけ括弧、言葉として括弧されているんです。前町長「知らなかった」、教育長は、いやいやちゃんと報告していますと、確かにここに疑念がありました。私が確認をしてまいりました。前町長にこれはどういうことですかというふうに聞きに行きまして、そのときの前町長からの答え、私が聞いておりましたので、私のほうからご報告をさせていただきます。

家業として中島教育長が貸家業をしていたというのは当然知っていたと。ただ、いわゆる

不動産業といわれる、いわゆる大きなビジネスということではないだろうし、何よりも仕事
中に業務に差し支えるようなことはしていないだろうという話の流れで、そんなことは知ら
なかったよというふうにして答えたということを前町長が申ししておりますので、それだけ
ご報告をさせていただきます。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） 再質問の中に、さっきの小西議員からもあったような質問があつた
と思いますが、一般の職員が農業をしていたと。農業をしていたら、水回りに行ってくるぞ
と、こう言って行くのは許されるのか。許されませんね。じゃ、私はどういうことになるの
と、こういうことでありますけれども、さっき小西議員にお答えしましたとおりであります。
大変傲慢なような答えで大変申し訳ないんですが、一般職と特別職の違いはあると思います。

次に、議事録がない、次第に私の議案がないという、こういうことでありますけれども、
議事録は私はそのときには教育委員会に勤めていたわけではありません。議事録というのは、
議事録じゃありません。明日かあさって開かれる臨時教育委員会の次第です。次第のところ
に私の追加案件が載っていないと、こういうことを言われているわけでありましてけれども、
私はそのときは役場にはおりません。自宅にいただけであります。その次第というのは、役
場の職員の教育委員会の職員が作成して、明日かあさってこれで使おうかなと、こういうた
めの次第であります。そこに私が4月1日に新たに教育長になってきて、4月1日の臨時教
育委員会が開かれたときに、その次第にあった内容、それは教育長職務代理者を誰にするか
ということと、教育委員の議席をどうするかということ私を申し上げて、その後実際には、
これ議案なんですけれども、私が議案として追加したと。さっきから申し上げているとおり
であります。

ただ、これも桜井町長からもお話になられましたけれども、職員からすると臨時教育委員
会というのは議席決めるだけなんだと、こういうふうな思いがもともとあつたので、その議
案というのはないんだと、こういう認識だったんだと私は解釈しています。

私は、それは提案したのは自分が今日から教育長になるという、その日でありますので、
その前の次第にないというのは私はある意味当然なんだと、それはしょうがないなど、ただ
議事録は作成しておいてほしかったなど、私は今でも思っています。

次に、文春に対する抗議ということなんですけれども、さっきも若干申し上げましたけれ
ども、私の気持ちとか、そういうものは人の取り方によって全然違うので、私が右出すと言
ったって文春の人が左ですと、こう言われれば、これは論争にならないので、明らかに違っ

ているという部分だけを抗議と訂正依頼ということで送りました。明らかに違うと、誰が見ても絶対違うというのは、教育長職務専念義務免除の許可が議会ではなくて、教育委員会だと。これはもう明らかに違っているのです、そのことは抗議と訂正を求めました。それについて回答はあったのかと、こういうことでありますけれども、回答はありません。

前町長が知っておられたかどうかというのは、さっき町長が言われたとおりであります。

○議長（小林一広君） 関 良幸議員。

○3番（関 良幸君） よく分からないんですが、いわば天下の週刊文春、文春砲と言われるような非常に影響力のある週刊誌、全国発売数も一番多いようですが、これに2月に取材を受けたというお話でしたけれども、それから2か月間、私の感覚でしたらもう本当、夜も寝ていられないというふうに私は思います。私だったら寝てられません。

それで、この事実無根であるんだったら、明らかに違う、じゃ、ほかの部分は認めたということですか。私にはちょっと理解できません。この一言一句訂正を求めるのが普通じゃないんですか。どうでしょうか。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） これは、関議員の一番最初の質問にあったことを私はもう一度答えたいと思います。

それは、週刊文春に載った、それが本当のことであるか、相当違うことであるか。それというのは、もうちょっと時間がたって、一々私が説明して歩くということではないと思います。

また、抗議をしたからって、さっき言っているように見方の違いがあるわけですから、これは議論に私はならないと、私は違っていると思っても向こうはほかから聞いたらそう言っていたんだと、こう言うかもしれないので、私はもう一個一個について言い訳はもうしないと、こういうふうに自分では思っています。今日、この議会が開かれて、分からなかったことも幾つかは分かったと思います。別に理解できてもらったかどうかは分かりませんが、今まで見えなかったところも見えてきたと思います。

今後も私の立ち位置とすれば、1回1回誰かに説明はしたくない。したくないというか、そんなみっともないことはできないと、こういうふうに自分で思っているのです、きちっと今までのなった経緯と過程と、そのうちに徐々に分かってくれば、これは自然に分かるもので、自分であらうかと言ってみるということは、自分としてはやらないと、こういうふうに決めているだけです。

以上です。

○議長（小林一広君） 関 良幸議員。

○3番（関 良幸君） ちょっと質問の趣旨を変えます。

1点目、5月6日の全員協議会で説明を求めた際、冒頭、小林議長が「お忙しい中、ありがとうございます」と挨拶し、桜井町長が「このたびは議会には大変ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありません」と、それぞれ起立して挨拶したにもかかわらず、いわば当事者である教育長は着座のまま。「議会には迷惑かけて申し訳ない」「私の不徳の致すところです」「お騒がせして申し訳ありません」というような文言は一言もなければ、我々が起立して質問しているにもかかわらず、これも着座のまま。「着座で失礼します」という一言もありませんでした。あまつさえ、時折肩肘をついて質問に答えるなど、真摯に対応しているとは感じられませんでした。他の職員の皆さんも同様に感じたようです。

小学校の教科、道徳では、正直、誠実、礼儀などを学ぶようになっているようですが、全てこれらを感じられない答弁内容、対応でした。教育行政のトップをつかさどる者の態度としてはいかがなものかと思いましたが、いかがでしょう。

2番目、先日通告書を出した際、教育長が不動産管理会社と電話で大きな声でやり取りをしていた。とても反省しているとは思えないという職員の方から聞きました。もし電話の相手が不動産管理会社であれば、これだけ問題が大きくなっている現在、昼休みだからいい、廊下だからいいとはならないと思います。

また、この電話が仮に管理会社でなかったとしても、「李下に冠を正さず、瓜田に履を納れず」という古事にもあるように、職員から誤解をされるような行為は慎むべきだと思います。当事者との認識が少し足りないと思いますが、いかがでしょうか。

3番目、週刊文春の教育長に関する記事の内容がうそか誠かひとまず置くとしても、これだけ問題が大きくなり、町民の皆さんからは教育長への不満もさることながら、教育行政の批判も出ています。もう職務専念義務に違反しているとか違反していないとかの問題ではなく、教育長が職務中に職務と関係ない家業の仕事をしていいのかどうかという怒りが大半です。

今回の週刊文春の記事の発端は、職員の皆さんの心身の疲弊が原因で生じたものだと私は思います。そのような事態の中で、記事にあるような教育長の行動は、職員から見たときどのように感じられるのでしょうか。

教育長は教育行政のトップとして職員の模範とならなければならず、職員の健康へも配慮

しなければならぬはずで。教育長は、その点はどのように理解されておられるのでしょうか。教育長の職務に影響を及ぼしていないとの回答でしたが、これだけ町民の皆さんの怒りが強く、職員の皆さんからも不満を持たれていて、影響を及ぼしていないとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） 関議員の質問にお答えをしたいと思います。

たしかあれ全員協議会は、文春の記事が出て営業日とすれば2日目くらいだったですか。私はもちろん、あの記事というのは自分で読みました。自分とすれば大変憤慨を、自分とすればですよ。感じました。その2日後に全員協議会があるというので、説明を求められました。私の記憶では、多分10時半頃から12時半頃までだったと記憶をしております。

私は、あの記事って、あの頃の自分の気持ちということ、あの頃の、あの頃の文春を読んですぐの自分の気持ちというのが、例えば議会全員協議会のところにも関議員が言われるようなこと、自分ではあまりあのときはちょっといろいろあって考えませんでしたけれども、自分とすれば大変自分の中では憤慨していた。議会の了承を得たなんて、一言も言ってもいないのが記事になっているわけなので、自分で書いた記事ならすぐに自分で謝りに行きます。間違えて書いてしまった。でも勝手に言ってもいないことを書いているわけなので、それはあの記事だけからいけば議会が了承したと書いてあるわけですから、議会も被害者かもしれませんが、私も言ってもいないことを書かれているわけなので、何で自分で書いた記事でもないのに一々あっちもこっちも行かなきゃならないのかなという多分気持ちはあの頃は、記事のじき後だったので、自分の気持ちの中にそういうものは大いにあったと思います。それが、結果としてふだんとはちょっと違った、今関議員が言われる1番目のことになってしまったのかなと思います。

この頃は、携帯電話に電話がぱんとかかかってしまうので、極力うちのほうにファクス入れてくれとか、うちの電話に連絡してくれということは7年前から徐々に徐々にしてきているんですけれども。

〔「私の質問に教えてください」の声あり〕

○教育長（中島 聰君） 電話をしたということについて答えているんです。2番目の。どうしても中には以前からの兼ね合いで、私にぱんと電話が来ちゃうのもまれにあるので、そのことを言っておられるんだと思います。そのことと職員への配慮というのは同じことなので、これも前提ですけれども、もしここに、仮にいる期間はより配慮してまいりたいと思います。

以上です。

[「3番目の答えは」の声あり]

○教育長（中島 聰君） 3番目はどんな質問でしたっけ。

○議長（小林一広君） 関議員、マイクの前のお願いします。

○3番（関 良幸君） 教育長が教育行政のトップとして職員の模範とならなければならない。職員の健康にも配慮しなければならないのではないのでしょうか。教育長の職務に影響を及ぼしていないとの回答でしたが、これだけ町民の皆さんの怒りが強く、職員の皆さんからも不満を持たれていて、影響を及ぼしていないとは思いますが、いかがでしょうかという質問です。

○教育長（中島 聰君） 失礼しました。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） それは週刊文春のあの記事になっているから、私は町民の方にもご迷惑をおかけしているんだと、こういうことであると私は思っているんですが、通常、それは通常ほとんど全部を教育長職務に専念しているわけでありまして。それは、さっきから申し上げているように月に1回か2回の電話に対応しちゃったということは、それはありますけれども、それ以外のことに関しては、教育長職務に専念をしております。その教育長職務というのは関議員が言われることであって、私の立場からいけば、極端にいえば、自分の力量を持って教育委員会のあるべく方向に引っ張っていくと、こういうことだと思いますので、そのことについて当初から兼業だったので、それについてゼロというのはなかなか実際には今難しいかなと思って、極力ゼロにしたいなと今思っています。

以上です。

○議長（小林一広君） 関 良幸議員。

○3番（関 良幸君） これは今回言わないでおこうと思っていたんですが、あまりにも月に1回、2回程度という発言が多いので、あえて申し上げますが、私のところに寄せられた意見の中で、ある女性の方が、私はしょっちゅう教育長と銀行で一緒になったと。しょっちゅう一緒になったとおっしゃっていました。それで、教育長何でこんなにしょっちゅう銀行にいるんだろう。教育長自ら教育委員会の出金、入金業務を自らやっているんだと思っていたそうです。それで、その週刊文春の記事読んで分かったと。納得したと。それを言うと、また教育長、否定されるかもしれませんが、私答弁求めませんが、今回の答弁で町民の皆さんが納得するのはできないんじゃないかと私は思います。もう本当に町民の皆さんの中か

らは、出処進退という言葉が出ていることを一言申し添えまして、私の質問を終わります。

○議長（小林一広君） 関 良幸議員の質問を終結いたします。

◇ 寺 島 弘 樹 君

○議長（小林一広君） 続いて、1番、寺島弘樹議員。

〔1番 寺島弘樹君登壇〕

○1番（寺島弘樹君） それでは、私のほうから一般質問をさせていただきます。

先ほど来といいますが、今日の本日の一般質問、非常に気持ちのなえる、そんな質問が続いておりますけれども、私も今回の一般質問に当たって非常に残念な気持ちで一般質問に当たる最初の一般質問となりました。通告をさせていただきましたが、私のほうからはこの小布施町における町政の信頼回復と、そんな観点から一般質問をさせていただきたいと思いません。

既に何人かの、先ほどの関議員からの一般質問にもありましたけれども、まずはその週刊文春に関する特大号の関係で私のほうからもちょっと冒頭、繰り返しとはなりますが、質問をさせていただきたいと思えます。

ゴールデンウイーク特大号の中で、「職員100人の町、2年で3人が自殺」と。それから、「今も休職者や退職者が相次いでいる」と、そういった記事が出ました。なおかつ、教育委員会トップである中島教育長にも言及をした内容となっております。

そこではどんなことが書かれていたかという、「不動産業を営み、職務中によく取引の電話をしたり、通帳を眺めたり」。今、銀行での記録云々というような話も関議員からも出ましたけれども、記事では、「さらに教育長本人に聞くと、括弧書きではありますけれども、「（職務中の取引）それは事実だ」ということで、本人が認めていると。「私は本業があるので、教育長に就く際に、議会で職務専念義務について」と。これは先ほど来、議運の中で、これは皆さんも含めて理解いただいたのかなと思っておりますが、さらに、市村前町長のことにもちょっと及んでいますね。先ほど現町長である桜井町長のほうから、前町長のほうにも確認をしたという答弁がございましたけれども、不動産取引、これは「全然知らなかった」と。

今回の桜井町長につきましては、職員の自殺に関してですけれども、「町として責任、こ

れは感じています。人員を増やし、作業を軽減したり、役場内でのコミュニケーション改善に取り組んだりしているというところですよ」ということでした。

そこで、具体的な対応について、何点かちょっとお聞きをいたします。

最初にですけれども、まず今回、小布施町として今回の記事内容に対する、議会についてはあったんですけれども、あったというより5月6日にこちらから求めたわけなんですけれども、小布施町内外に住む住民、私のところも町民の方はもちろんですけれども、町外の方からも電話をいただいたりしています。小布施町ってどうなっているのみたいな話です。それで、住民等への説明、これが一切されていないんですよ、いまだ。私はやっぱり事実確認を含めて、まず現状というか現状認識、町はどう考えていると。そんな姿勢をまず第一にすべきだった、すべきじゃないかと考えています。まず冒頭に、そういった所見をお聞きをしたいと思います。

次に、中島教育長の職務に関する、職務といいますか公務に関する特別職、一般職と特別職の違いを今冒頭ありました。義務専念免除。職務専念義務の免除に関して。「傲慢ではありませんに聞こえるかもしれませんが」というようなお話の中で、特別職というようなことを持ち出しをされていますけれども、中島教育長も昨日今日、もちろんこちらの町の職員として勤務されているわけじゃないので、いわゆる一般職の職員としての地方公務員法、これは第35条ですか、職務専念義務、そういった既定の法律があるわけですよ。その中の法律の趣旨というものは重々承知しているかと思います。

ただし、それはダイレクト、直に特別職である教育長、あるいは町長とかそういった方に適用されるわけじゃないですよ。なので、教育制度が平成27年度ですか、4月1日の日に変わって、教育長に関する職務専念義務の特例というような形の中でつくられたということは承知をしております。ということは、やはり一般職の職務専念義務に準じたミッションというのは、当然求められているわけですよ、そこで。ということで、特別職の中でも新たにをつくったという規定ですよ。

そういうことで、まず地方公務員法がじかに直接に規定される一般職員とはもちろん異なるということは承知はしておりますけれども、適切、公正、遵法にのっとった、そういった職務を行っていただくというのは、当然これは職員が当たり前のこととしてまとめている。そういうポジションだとは考えています。それだって、今回の報道は非常に残念ですよというように私にはちょっと通告を申し上げてあります。

それから、3点目です。

現町長の関係ですけれども、職員の自殺、自死に関して町として責任を感じておられるということ。先ほど来、ご答弁をいただいておりますけれども、まず休職者、それから退職者、これが相次いでいるとの記載もありましたが、この責任を感じたということについて、ちょっと改めて今後の対応について重なるところもあろうかと思いますが、お聞かせいただければと思います。

特に、今回の一連の自殺の記事、教育長に関わる記事内容に関して、町政への信頼回復、そういった点から町長自身のこれから小布施町の住民、町民に対してしっかりとした取組や具体策というのを改めてお聞きをしたいと考えております。

まずは、第1問につきましてよろしくお聞きをしたいと思っております

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔市長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） まずは、先ほど申しましたけれども、改めまして町民の皆様にご心配かけましたことを改めておわびを申し上げます。

寺島議員からのご質問につきまして、まず私のほうで答えをさせていただきます。

まず、1つ目、記事内容につきましての説明でございますけれども、町政に対しまして町民の皆様説明、情報発信をしていくことは大変重要でありましてと認識しております。ただ、しかしながら今回の事例に関しまして、先ほど副町長からも答弁ございましたけれども、内容によってやっぱり個別に判断していく必要があるというふうにも思っております。

今回の週刊誌の記事につきましては、役場職員が亡くなったこと、これは事実でございますけれども、やはりどうしても一部の面からのみ焦点が当てられていること、また、一部の観点から書かれていることでございます。これに対して反論ですとか説明をする場合には、どうしてもそれに至る経緯、これをつまびらかに詳しく説明する必要があります。そうしますと、当然亡くなられた方、ご遺族、周りの方、この方々を傷つけるということは当然どうしても避けられないことでございます。現時点では、町全体のこれについては考えておりません。

ちょっと関連しまして3番にいきますけれども、今後の対応につきまして、ちょっとこれ関連しますのでお話をさせていただきますが、今回町のほうに町民から全体に説明をするということは考えておりませんが、当然この中、役場庁内に対しての説明、これは再発防止も含めまして必要なことだというふうには考えております。経緯、事実、これは整理する時間がちょっと必要になります。そのために、近く補正予算をお願いしまして、第三者によ

る調査をしたいというふうに考えております。

町役場としての対応の状況、ですから調査もそれぞれの例えばご家庭のことであるとか、いろんな人間関係、外側の人間関係ではなくてこの庁内でのこの役場の中での働き、人間関係等に絞った形になると思いますけれども、調査を考えております。職員、それからこれは同意が得られた場合ですけれども、ご遺族への聞き取り等をしまして経緯の整理をして、再発防止に向けた助言をいただければというふうに考えております。

信頼回復につきましては、まずは役場内の安定が第一というふうに考えております。同規模の自治体に比べまして、小布施町役場は職員数が絶対的に少ない状態です。昨年度から職員採用を増やしたり、業務の負荷を軽減させるための業務の整理、職員間のコミュニケーション、管理職による部課職員の適切なフォロー体制等に取り組んでいるところであります。

また、精神保健福祉士、臨床心理士とともに心のケアに努めております。私をはじめ理事者がリーダーシップを取りまして、働きやすい環境を整え、職員とともに取り組むことにより、役場内が安定を取り戻し、町民の皆様にご生活を支えること、信頼回復につなげてまいりたいというふうに思っております。

2番の教育長の職務内容につきましてのご意見もございました。

先ほど来、申し上げますように、教育長、兼業につきましては、教育委員会から許可を受けていらっしゃる。また、現状、教育長の職務には支障を及ぼしていないというふうに私は思っておりますし、また、本人も同じく働いている職員からもそうですよという確認は取れております。

以上のことから、処分等は考えておりませんが、信頼される教育長として職務を遂行していただきますとともに、先ほど皆様からいろいろお話しいただきました町の方の声、これも重く受け止めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） 再質問をお願いいたします。

まず、現状に対する姿勢といいますかの関係で、まずちょっと申し上げたいと思うんですが、先ほど来、町長からのご答弁をお聞きする中で、職員の自死に至る関連の中では、ご遺族、それから周辺の方々を再度傷つけるというようなご発言も先ほど来ありました。そういうようなご配慮ある丁寧な回答がありましたけれども、まずこれは教育長の案件も含み、ちょっとお尋ねしたいと思っておりますが、今回こういった文春に掲載されたこういった事実、一連

の事実というか、文春側としての事実というか、記事掲載なんですけれども、それに対して町側が今のところ何のリアクション、あるいは姿勢というのはやっぱり町民の方に示していないと。これが危機管理というかリスクマネジメントというような観点から、やはりこれはちょっと私は非常に住民の視点がやっぱり薄いのではないかなと考えざるを得ません。

もし危機管理として理解されているのであれば、やはりここまで、ここまでといいますかもう1か月ぐらいですか、5月5日、12日号ですから、非常に雑な対応というのはちょっと言葉きついかもしれませんが、要するにマネジメントとすれば非常に拙い、そんな対応なのかなと、私はちょっと認識をしているところです。

まずはやはり迅速な説明だとかスピード感、そういったものがやはり必要なのではないのでしょうか。特にクレーム対応については、1週間以内に対応するとかいうような形で、これは企業ご出身の町長さんではありますので、そういったことについては非常に速やかに対応されてきたのではないかと思います。それは、行政でもやはり例外ではないのかなと私は思っております。

これは、町民としても一議員としてもそうなんですけれども、やはり町側がどういう考えなのかということは、やっぱり当然聞きたいわけですよ。それから、1か月、こういった状態でここまで来ていると。今回、この6月の定例会の中で、町長自らご挨拶をされた中で、こんな発言をされていましたね。「今後の具体的な取組については、議員による一般質問、この辺の中で答弁をしてみたい」と。まさに、今答弁をしているはずなんですけど、やはり姿勢とすれば、やっぱり発売された直後に、これは不明ですとか未定ですとかいうようなことも私はそれは説明だと思うんですよ。事実については、これからしっかり実態調査をしていきます、解明していきますみたいな、まずそういうような町長としてのやっぱり姿勢があっただけでなければならなかったかなと。これは、危機管理上からのちょっと私の認識ではありますけれども。

やはりこれだけ町民、町外を含めてなんですけれども、やはり町として謝罪が全然ないわけですよ。5月6日にはもちろん町長から伺いました。ただ一般の町民は、一体どうなっているんだろうというようなことになるかと思うんですよ。やはりこれは非常に行政とすれば、リスクマネジメントの観点からいうと、まずい対応と私は考えています。

改めて、この週刊誌の発売後のこれからの町長としてのこういったリスクマネジメントを含めたその姿勢なんですけれども、ここまで説明をしなかったということは、やはりご遺族、周辺の方々のこともあったかとは思いますが、やはり中島教育長の案件もあったはずで

よね。それについて、ここまでやっぱり遅れてきた理由というのを再度お聞かせいただいでよろしいですか。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） いわゆる皆様への説明ですけれども、やはり一般の町民の方への説明会というのはしないと思います。というのも、私おととしまで民間にいました。当然クレームですとかお客様のお叱りというのはもうスピード命ですので、すぐにどれだけ早く対応するかというのが、やはり後のお客様の気持ちに関わってくる、それは重々分かっております。

今回の記事につきましては、非常に対応にやっぱり苦慮しました。というのもあそこに書かれていたことに関しては、例えば3人の方がご自分で命を、自死をされ、それからご病気で2人の方が亡くなった。これはやっぱり事実なんですよ。例えば、すみません。ぞんざいに扱うつもりさらさらないですけれども、事実がある。ですから、ここには当然亡くなった方がいらっしゃる。それから、例えば上司と部下でどなり合うという話もありました。あれも、はたから見たら事実なんです。ただ、どうして亡くなったとか、どういうことで言い争いになったとかいう背景みたいなものというのは書かれていないわけです。

それから、例えば前町長の知らなかったというのも、確かに話の中で、それは知らなかったよという発言はあったんですが、先ほど言いました話の中でも知らなかった。ですが、あそこで知らなかったというふうに入ってしまったら、それは読む方々は知らなかったんだという話になってしまう。

いわゆる現象として事実なんです、それを100%違っていれば、いや違いますよと言えるし、全て事実であればおっしゃるとおりですということになるんですが、形として事実なんです、裏側だと当然そこに至る経緯というのはあるんですが、それを皆さんにご説明しようとする、いわゆる背景というのは必ずその人の人格、ただ、ご遺族との関係等々も絡んでくる。

そこはやはり、ちょっと私としてはどうしても踏み込めなかったところであります。ですので、これからまた調査をして、当然役場として反省しなくちゃいけないところ、改善すべきところというのは町民の皆様にも何らかの形で公表できる日が来るかと思っておりますけれども、現状でその話をちょっと今やはりできないというのが正直なところです。

これもやっぱりこういう状況であるということもお伝えしなくちゃいけないかなとは正直思っていますが、今私がお話しできるとしたら、そんなところでございます。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） 今の町長の言葉で、突っかかるわけではもちろんないんですけども、やはり気持ちの中で、非常に今私が感じ取れたのは、気持ちの中でやはり町民というか住民の方にやっぱり何らかの形で説明をしなければいけないというお気持ちはお持ちだということで、そういうような形で、できれば説明会なんていうことまでは私も想定はしていないんですけども、やはり何らかの形で第一報ないし最初の初動というんですか、そういったものはやはり町として示しておくべきじゃないかというような関連から申し上げているわけです。

いちいち記事に対する反論がどうであった、どうであったという話になりますと、弁護士を交えてというようなお話もあったんですが、そういったテクニカルなそういうことは抜きにしても、やはりこれだけ町民の方が心配をされているいろいろ来ているわけですよ。各議員も含めて。なので、やはり全面的に、あるいは部分的かどうか分かりませんが、陳謝、あるいは町としてはこれこれこういうことですみたいなまず第一報といいますか、そういったものは必要じゃなかったかと考えています。

次の質問なんですが、中島教育長の関係で、これもちょっと町長にお伺いをしたいと思います。

先ほど来、関議員からもちょっと出ましたけれども、出处進退の話であります。

最終的に出处進退、これは町長としてどうお考えになるのかということで、教育長の職務に支障を及ぼしておらないという先ほど来の答弁がありました。ただ、教育長の職務に支障、これをどういったところで捉えるかということなんですけども、もし私が、これはちょっと個人攻撃みたいな話になってしまって大変恐縮なんですけれども、もしも中島教育長の今回の職務時間中ですよ、これこれこういうようなことを電話で、あるいは携帯で話をしているというような光景をやはり常時見ていると、当然職員のモチベーションというのは士気は下がりますよ。こういうようなことは許されるんだと。

先ほど関議員のほうからもありましたが、田んぼに水を見に行くみたいな、行ったっていいだろうみたいな。そういうような、ちょっと極端かもしれませんが、そういうようなことが職員の考えの中で、意識の中でやっぱり出てくるということは、これは非常に職務に支障を及ぼしていると私は考えるんですよ。こういうような上司の下では、私働きたくないなど。いわゆる面従腹背というような言葉もあるんですけども、やはり今企業でもエンゲージメントというような、どれだけ企業、業績、自分が貢献しているんだろうかみたいな、そういうような気持ちというのは非常になえてくると思うんですよ。

教育長自身はどのようなお考えで、これから庁舎の中でまたご検討いろいろされていくと思うんですが、兼業についてと職務専念義務というのは、もう全く全然別個ですよ。許可というのは。兼業というのはもちろん、もちろんといいますか、それは許可行為に係らしめていい悪いという話になってきましたね。

例えば兼業といいますと、一番平たい言葉でいうと、平たいというか例でいいますと、最近ではあれですか、屋根のところ10キロワットでしたっけ、そういったものを載せているような場合には、これは収入はあるわけですから、兼業になるわけですよ。だから、それはやっちゃいけないということにはならないんですが、兼業の許可というような形で届出を一般の職員は出されているはずですよ。10キロというような形の中で。

教育長は今、不動産業をやられていると。家業としてやられていると。兼業の許可はしっかり取られているということだと思うんですよ。ただし、職務専念義務免除、これはもう全く別ですよ。これは地方公務員法の先ほどちょっと趣旨のところ前段申し上げましたけれども、職務専念というのは、公務員というのは24時間、365日なんて言う人もいますけれども、やはり勤務時間中というのは職務に専念すべき、当然なことだと思っています。一般職であろうが特別職であろうが。職務専念義務として、教育委員会が定めるものという形の中で、平成27年の4月1日の中に出されていますが、それを平成27年3月31日から平成27年4月1日の臨時教育会議ですか、その中で許可を求めたということですが、許可を求める対象じゃないと思います、私は。職務専念義務免除の対象になっておるものは、地方公務員法の中で限定列挙されていますよね。もし私の認識が違っているのであれば、またぜひお願いしたいと思うんですが、例えば職員が夏季厚生休暇だとか厚生計画、もっと言うと、例えば人間ドックに行きますとか、あるいはこの職員については半年間大学に行って、例えば行政、何々を勉強してきますと。そういったようなものに係らしめて、やはり公務に関連したものについて、公務から離れますと。公務に支障がない限りちょっと離れますよというものについて職務専念義務免除というような形で許可をしている。そういう私は考えでいますので、基本的に中島教育長、それから町長どうお考えになっていらっしゃるのかですけども、それについてはぜひちょっと研究というか勉強なさったらいかがでしょうかということです。大変偉そうな話でいけないんですが。

今回、処分等について町長がお考えになられていないということなんですが、ちょっと改めてお聞きをしますが、懲戒処分の中で、今総務課のほうではこの令和4年の1月からですか、懲戒処分に関する倫理規定というような形でつくられたとお聞きをしています。

そこに抵触するしない、今ここで論議するつもりはないんですけれども、職務中に非常に高い倫理観を持つ、あるいは持っていただく職員がこれこれこういう行為をしていたということについて、何ら処分を考えていないということになるんでしょうね。ちょっと改めてお聞きをいたします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 今、非常に答えに悩んでおります。先ほど来、やはり教育長として職務を全うしていただいているという答弁をしておりましたし、ここでまたころっと、いやいやというわけにもいきませんが、皆様の声は非常に今重く受け止めておりますので、また一度こちらのほうで、私の中で一度整理をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） ご存じのとおりといいますか、懲戒処分の中では一番重い処分になりますと、免職だとか停職だとかというような形で戒告まであるわけですが、その中でどこに該当させていくのかいかなのか、私は少なくともやはり処分というものは何らかの形の中でこういった事態を引き起こした関係上、必要だと私は考えております。

ということで、ちょっと次の質問にさせていただきます。

2番目として、行政組織の改革への取組に向けた公益通報制度の導入をということですが、一般の方、なかなかこれちょっと分かりにくい制度というか、随分固い言葉だなというようなご認識をお持ちかと思えます。これちょっと平たくというかこれは何年か前にも民間でこういう事例があったのをご記憶でしょうか。

ある企業の中で、いわゆる不正行為、最近でも大企業だとかいろいろ新聞等で報道されますが、不正行為があった場合に、それが組織の論理としてなかなかそれが外部に出ないと。たまたまある職員がそういう不正行為があるという形で内部的にそういったある部署に連絡をしたと。ところが、その連絡があったところで多分秘匿性というのは、秘匿というかそういう秘密がなかなか保持されなかったというようなことから、その職員がある翌年の4月1日かどうかちょっとはっきり覚えていないんですが、1月だったのかちょっと覚えていないんですが、いわゆる閑職といいますか社内異動をしたと。そんなことで、やはり公益通報制度がやっぱりこれは担保すべきことというのはやっぱり秘匿性だと思っはいるんです。

ちょっと質問を申し上げるんですが、小布施町においても行政組織運営、こういった改革に関して不断の努力、取組が行われていると承知をしておりますということで、まず申し上げたいと思います。

そこではやはり今回、行政サービスをそれぞれ小布施町の住民の方に提供していただくようなことから、公正性、あるいは公平性というのが当然求められるということだと思っております。

先ほど来、倫理規定のお話もちよっと言及をいたしました。倫理規定を含む法令遵守、こういった下に基づく行政への信頼が基礎となっていると私は考えています。先ほど来、コミュニケーション等々の答弁もございましたが、やはり職員からの不祥事、これはハラスメント等を含むものでもあるんですが、そういった声、あるいは相談、あるいは本当に悩んで悩んでの訴えですか。そういったようなことを反映するやっぱりきちんとしたそういう機会とかルール、そういった場が小布施町としてやはり確保されていなかったことも今回の週刊文春のところにダイレクトに行った。そんなような視点から、コンプライアンスというようなことよく言われていますけれども、コンプライアンスについて、改めて再びくり直していただくとか、職員の意識改革であったり、再発防止策、その取組としてこういった公益通報者の保護、こういったものにまずはきちんと留意をしながら秘匿性、秘密保持を図っていただくということだと思えます。

これには法令違反、不祥事の発生の未然防止、ハラスメント対策等を目的とした取組としての公益通報制度、こういった導入をまず提案をしたいと思えます。ここら辺の経過についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） それでは、私のほうから寺島議員の2つ目の質問の行政組織の改革への取組に向けた公益通報制度の導入をとというようなご提案について答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、業務の公正性、公平性、こういったものを担保すること、また法令遵守の徹底、こういったものは公務員として非常に基盤になる大切なものであるというふうに考えております。

町では、これまでの取組としましてはパワーハラスメントであるとか、セクシュアルハラスメント等のハラスメントの職員間における不祥事に適切に対応するために要綱を作りまして、内部相談窓口を設置するとともに、外部の相談窓口として顧問弁護士への相談窓口を設けております。

こちらのほうは当事者からの通報はもちろんなんですけれども、それ以外の見たであるとか、そういった同僚からの通報等も行えるような形になっていますので、ある種の通報制度

を担保する制度になっております。実際にこれまで内部相談窓口及び外部相談窓口に各種の相談が寄せられ、組織内での意見聴取、また問題解決を図った事案というものもございます。そのほかにも職員との対話の機会であったりとか、先ほどから申し上げているとおり、面談の機会というものを積極的につくることで職員の声や相談、日頃の悩み、訴えを可能な限り拾うことに努めてきているところになります。

また、先ほど議員からご指摘ありましたけれども、令和4年1月1日、昨年度の1月1日付で懲戒処分等に係る規定というものを整備をしまして、町職員に見える形で職員が守るべき倫理規定というものを明文化し、その周知を図ったところになります。

議員からご提案いただきましたハラスメント以外の不祥事も含めた公益通報制度の導入については、こちらのほう既に導入をしている自治体があるということも存じ上げておりますが、行政サービスの向上であったり、職員の倫理規範を担保する上でも必要なことであるというふうに考えております。

しかし、過度に職員同士が疑心暗鬼にならないように、その導入に際しては仕組み上の工夫であったり、配慮等も必要であるというふうに考えております。これに関しては、懲戒処分等の規定を施行する際にも様々な配慮を行ってきたところになります。

ほか市町村の事例も参考にしながら職員組合等を通じまして、職員とその在り方について十分に協議を行った上で、導入について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） それでは、ちょっと再質問をお願いしたいと思います。

今回この2番目の質問につきましては、1の質問のちょっと関連的なことで再質問としてさせていただいたわけですが、やはり再三申し上げているんですが、教育長に関する特にこの行為ですよ。これがやはりなぜ顕在化しなかったのかと。やはり全国紙で掲載されるまで私ももちろん知りませんでしたし、教育委員会内部とか役場の中では存じ上げている職員の方も大勢といいますかいらっしゃるかと思うんですが、やはり一般の町民も含めて、こういうようなこととして知らなかったというようなことが非常に多かったと思うんです。ですから、各議員のところにも小布施町ってどうなっているんだというような声が多数寄せられると、そんな実態なんです。

今回この公益通報制度ですが、今大宮課長のほうからご答弁をいただきました。私は、大宮課長からの答弁内容についてないがしろにするわけではないんですが、やは

りこれは町長、あるいは副町長の立場からこういった公益通報制度というものの必要性とか、そういったものをやはり感じていただいて、まずホットライン的にまず自分で本当に訴えたいこと、例えば上司がこれこれこういうようなことを、小布施町では今後こんなことはないと思いますけれども、不正行為をしているとか、これこれこんなようなことをしていると。これは、直属の係長であったり課長にはなかなかそれは言えないわけですよ。

じゃ、それはどこで担保するかというと、それは副町長もしくは町長、そういったラインをつくって、しっかりやっぱりそれは信頼されるような形の中で運用されていかないと犯人捜しにつながったりとか、場合によっては町民のところに誰々職員があんなことなんか言ったんだってみたいなのがまことしやかに流れるみたいな、そんなことがあっては当然いけないので、やはりこれはぜひ町長、あるいは副町長の覚悟としてこういった公益通報制度、これはぜひ速やかに立ち上げてほしいかなと思います。

今、大宮課長おっしゃられた顧問弁護士、法律的な相談もいろいろあるかと思うんですが、まずは内部できちんと受け止めてもらおうと。町長、あるいは副町長がしっかり受け止めてもらおうと。そこから、やはり信頼ある職場の中の環境というのも少しずつ変わってくるのかなと。非常に私が甘いかもしれませんが、やっぱりそれが一つの手だてだと思っているんです。人事評価、あるいは人事の面談というのはそれぞれ今職務遂行力、業績評価等々で年2回ですか、前期、後期やっていらっしゃると思うんですが、その中でももちろん構いませんし、やはりいろいろやっぱりそういう機会の中で、自分の訴えとかそういうものをきちんと受け止めてもらえる、そういうような組織がまずはこういった公益通報制度って非常に固い言葉ですけども、やはり信頼できる相談口としてぜひ町長、副町長のところでどちらかつくっていただければと思いますが、早急にこれはちょっとお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。町長の覚悟をお聞かせいただいてよろしいですか。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） ありがとうございます。職員の声を聞く、特に職場の中で改善しなくちゃいけないこと、人であるとか、そういったことの情報のことを集める。それから町民の方の声を聞く、これ当然、大切なことだというふうに思います。

恐らく、私これ見たときにぱつこう、うんと思ってしまったのは、恐らく通報ということだと思っただけです。いわゆる告げ口みたいな。だから、まさしく先ほど寺島議員もおっしゃいましたけれども、やはりこれ運用をきちんとしないと、いわゆる何ていうかな、悪口の言い合いじゃないけれども、あいつを蹴落としてじゃないけれども、やっぱりそういうこと

がないようにきちんと運用の仕方を考えなくちゃいけないかなど。

ただ、やはりだからといって声を聞く努力を放棄するわけにはいきませんので、これはどういう形になるか分かりませんが、ちょっと制度設計に関しては考えたいなというふうに思っております。

〔「終わりにします」の声あり〕

○議長（小林一広君） 以上で寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（小林一広君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

明日は、午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（小林一広君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 4時04分

令和4年小布施町議会6月会議会議録

議事日程(第3号)

令和4年6月10日(金)午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小西和実君	8番	関悦子君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
企画政策課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
住民税務課長 補佐	原茂君	健康福祉課長	永井芳夫君
産業振興課長	富岡広記君	産業振興課長 補佐	宮崎貴司君

建設水道課長	林 信 廣 君	建設水道課長 補 佐	芋 川 享 正 君
教 育 次 長	藤 沢 憲 一 君	監 査 委 員	畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木 利 一	書 記	柰 津 貴 子
--------	--------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は、昨日の継続であります。昨日に引き続き、順次質問を許可します。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（小林一広君） 最初に、13番、小林正子議員。

[13番 小林正子君登壇]

○13番（小林正子君） おはようございます。

2日目の一番目にやらさせていただきます。

長野県による「小布施橋の長寿命化、第3期計画」の実施状況と今後の計画について説明を求めます。

まず1番として、2020年4月に、長野県の橋梁長寿命化第3期計画が発表されました。

2020年6月会議に私は一般質問で取り上げましたが、当時の畔上建設水道課長は、塗装も含めて令和4年度末までに10億円で行うと県から説明を受けているとの答弁を受けています。

塗装についても、令和4年度中に全面塗装するよう強く要請するとの答弁でした。今年はその令和4年、2022年です。実際のところどういう工事が行われ、どういう見通しなのか、以下簡潔に質問します。

1、昨年も夜間通行止めにして橋梁補修工事が行われました。いよいよ10億円かけての長寿命化工事が始まったかと大変期待しましたが、通行止めが解除になった後に小布施橋を通行しても、見た目では一部分の路面の舗装が行われただけで、これといった工事の形跡は見えませんでした。令和3年度には県はいかほどの工事費でどんな小布施橋橋梁補修工事を実施したのか、その内容を答弁ください。

次に、今年度も、令和4年6月20日から10月31日まで夜間全面通行止めとして行われる小布施橋の工事はどのような工事なのか、工事予算はいかほどなのか、答弁ください。

今回の補修工事で最終的には塗装の塗り替えは行われるのか、塗り直しの計画はどうなるのか、答弁ください。

小布施橋は、町民にとって大切な橋で、特に農耕地を左岸の長野側に持つ農家にとっては、早朝から通行したい。これら農家にも工事内容はおろか、特段の通行止めの案内もないと聞きます。県に対して工事の内容の説明と通行止めの案内をするよう求めていただきたい。答弁ください。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

〔建設水道課長 林 信廣君登壇〕

○建設水道課長（林 信廣君） おはようございます。

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

小林議員ご質問の令和3年度の小布施橋橋梁補修工事の内容についてお答えいたします。通告のありました質問につきまして、須坂建設事務所へ問合せをいたしました。

1点目の工事費と補修工事の内容です。

令和3年度は、長野側、A1からP3、いわゆる長野側左岸の橋台から3番目の橋脚の間、延長126メートルと小布施側、P14からA2、長野側から14番目の橋脚から小布施側右岸の橋台の間、延長178メートルにおいて舗装のやり直し、そして橋と橋の継ぎ目にある伸縮装置の取換え、一般の通行では見えない舗装の下にあるコンクリート盤の補修など、早期の補修が必要と判断された個所から工事を実施、工事費は約1億4,000万円とのことであります。

2点目の質問でありますけれども、本年度の工事についてお答えをいたします。

昨年度と同様の工事を延長338メートル、P3からP9、長野側の3番目の橋脚から9番目の橋脚までの間を実施する予定とのことです。工事費は約9,000万円とお聞きしております。

3点目の塗装の塗り替えについてお答えをいたします。

小布施橋は、さびは確認できるものの部材内への腐食は進行しておらず、現時点では安全性は確保されておりますが、予防保全の観点から長寿命化につながるよう再塗装も検討していきたいとのことであります。

4点目の工事の内容の説明と通行止めの案内をするよう求めることについてお答えをいたします。

6月20日月曜日から10月28日金曜日まで、土曜、日曜、祝日を除く夜間通行止め、夜8時から朝5時まででございますけれども、工事を行うと説明を受けています。施工されます埴科郡坂城町の株式会社関口建設さんからは、既に関係する自治会長へ工事の説明が行われ、それぞれの自治会で回覧を用いて周知を図ると聞いております。昨年同様、地元の要望で農耕者の通行は朝4時30分からできるように配慮するとも聞いております。工事の期間につきましても、工事が終了次第早期解放を行う予定と聞いております。

町でも小布施橋夜間通行止めのお知らせをホームページ、LINEで掲載し、お知らせしていく予定にしております。一日も早く工事が終了するように工事の進捗を見守ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 再質問で、小布施橋ができたのは昭和43年、1963年、54年前にできました。小布施橋は、本当に小布施町町民の念願の橋です。それでやっと小布施橋ができたときには、皆さんどのように喜んだのか書物などにも書かれています。

そういう点からも、昨年が126メートルで、今年が338メートル、642メートルが橋梁工事が行われるということなんですけれども、960メートルの橋ですのでまだ320メートルの残があります。320メートルについても、当然今回の中で行われるのかどうか、その辺のところを答弁ください。

それと橋のさびが確認できるものの、部材内への腐食は進行しておらずというこの答弁なんですけれども、部材内に腐食した場合にはもう橋は壊れるんです。それでいいんですか、小布施橋ができたときの喜びをこの程度で、55年つぶれてしまったというようなことでい

いんですか、それを放っとくんですか、そういうことはないと思うんで、ぜひこれは県のほうにきちんと申入れをして、やはり小布施橋は小布施町民にとって大事な橋です。

今この小布施と村山の間に橋を造るというようなことも言われていますけれども、小布施の町民にとって左岸側に行く方たち、畑がある方たちにとっては、そんな橋造ってもらっても何の役に立たない、小布施橋を通るしかないんだよという皆さんの声です。

そういう点で、やはり私は小布施橋の長寿命化ということを何度も言っているんですけども、それが行われないうことはいかななものか、やはり小布施橋をきちんと将来にわたって残してほしい、これが町民の意見です。そういう点では、県に対してきちんとやっていただきたい。

それと10億円の予算で小布施橋の長寿命化をやるということが言われていました。これは第3期計画ですか、第3期計画の中でもこれが小布施橋をこういうふうにしていくということが書かれています。そういう点で、まだまだお金は、今まで使われた中でも2億3,000万円ですか、まだ7億円くらいのお金が残っているはずですよ。そのお金を十分に使っていただいて、長寿命化をきちんとやってほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。答弁ください。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） 再質問ありがとうございます。

議員さんがおっしゃられるように、残念ながら今回塗装の修繕までは至らなかったということで、担当レベルのお話をまずさせていただきますと、以前の建設水道課長からも委員会等でも説明をさせていただいておりますが、塗装についてのいわゆる判定がまだレベルが2であるということで、最優先で予算がついてはきていないと。

今実施している工事は、橋梁の点検で行われているレベルでいうとレベル3である。レベル3がやはり最優先であるということで、レベル3の判定になったものについて予算措置がされてきているということでありまして、当然私どもとしては、レベルということも大切ですよけれども、見た目もあるということで、強く担当レベルでは申入れをさせていただいております。

ただ、今申し上げたように、そういった国が定めた判定基準がある中では、レベル3を最優先していかざるを得ないということで、今レベル3のものについて予算措置をし、継続して実施をしていると。今年度、今申し上げました300メートルのほかにまだ予算がつきそうだとということで、引き続きレベル3を補修をしたいというふうには聞いております。

また、今後担当レベルで詳細を詰めながら、さびについても強く要望をしていきたいというふうに思っております。

また、通行される方々からは、さびも含めて朝夕の渋滞を何とかしてくれということでも要望を受けておりますので、こちらのほうも担当レベルではありますけれども、何とかならないのかということで協議をさせていただいておりますので、ぜひ皆さんのお力もお借りしながら実現していくように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） これから強く求めていくということですが、塗装についてもこれは長寿命化にするための大事な仕事なんですよね。塗装も見たい目もありますけれども、一番は橋の長寿命化という点で、塗装が必要だということをやはりきちんとその辺のところを、それで部材内への腐食は進行していないというような答弁を受けたようではありますが、部材内への腐食が進むと橋は壊れるんです。そうってから塗装をしようとしても遅いんですよ。今のうちにやらないと塗装は遅くなっちゃうので、その辺のところをもう少し強く、きちんと強く小布施町の要望ということで、要望というかももう少し強い言い方で言っていただきたいと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） 議員さんの思いをといたしますか、住民の皆様のを私なり、担当なりに強く申し入れているつもりではおりますので、より一層議員さんの思いといたしますか、住民の皆様のを伝えていければなということで努力してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 竹 内 淳 子 君

○議長（小林一広君） 続いて、4番、竹内淳子議員。

〔4番 竹内淳子君登壇〕

○4番（竹内淳子君） おはようございます。

通告に従い、小布施町の子どもたちの健全育成について質問させていただきます。

小布施町と小布施学園コミュニティスクール運営委員会が、早稲田大学人間科学学術院、

前橋 明研究室の協力を受けて、2021年7月5日から16日の調査期間で行った子どもの生活調査結果を見せていただきました。調査対象は、町立の幼稚園、保育園、小学生、中学生と企業主導型保育所みらいく小布施に在籍する園児、児童、生徒です。

調査結果を見て気になったのは、外遊びの時間の少なさでした。小学生については、平均30分程度でした。それに比べ、テレビやビデオの視聴時間は平均2時間40分ほどと見れました。その結果から、戸外運動時間が30分程度と短く、テレビ・ビデオ視聴、スマートフォンなどのメディア利用時間の合計は、幼児期から1時間30分を超えており、小学生で2時間を超え、中学生では3時間を超えていた。

コロナ感染症拡大により室内で過ごす時間が長くなり、メディア利用時間が増えると、体力、視力、学力へのネガティブな影響が懸念されるため、安全に戸外運動できる環境整備、公園整備とともに、園、学校と家庭で連携してメディア利用のルールを決めて、健康的な利用を心がけることが重要であろうと前橋 明研究室や教育委員会、コミュニティスクールの関係者の方でも話し合われているとお聞きしています。

一昔前は、地域のお宮や公園などで様々な年齢の子供たちが一緒に遊び、集団の中での過ごし方などを自然に学び、体をよく動かし、夜はぐっすり眠っていました。外遊びすることで体力もつき、集団の中でコミュニケーションの取り方も自然に身につけてきたように思います。外遊びを積極的に行うことは、運動能力発達基盤となり、身体能力の向上につながる空間認知能力の向上が見られると文科省スポーツ庁の研究結果としても発表され、さらにコロナ感染拡大の2年間の体力の衰えは顕著であるとのことでした。

また、かつては外で遊んでいるからこそ、地域の人々に子供の姿が見え交流がありました。現在は社会環境が変わり、そういうことは少なくなってきました。子供の健全な成長には様々な体験と多くの人との関わり、多様な価値観に接することが必要だと思います。今の子供たちに不足している外遊びと親、先生以外の地域の人々との交流は、とても大切なことです。

先ほど調査結果の分析から戸外運動ができる環境整備、公園整備とともに、園、学校と家庭で連携してメディア利用のルールを決めて健康的な利用を心がけることが重要であろうと話されていると申しましたが、問題を解決するに当たって、今親もなかなか忙しく仕事で夜が遅いという家庭も多いです。家庭、保護者だけでは厳しい面があります。

当町はコミュニティスクール制度を採用し、学校に地域の方々がボランティアとして関わっていますが、さらに放課後にも地域に開かれた遊びや居場所としての第3の場所づくりへの支援が必要だと思います。外遊び経験が乏しい現代の子供たちに外遊びの魅力を伝え、促

してあげる大人の存在があり、自由に行け、自由に遊べる場所があると、子供たちが伸び伸びと育つ環境ができます。

現在、そういう活動をしているグループもありますが、町内に子供支援の第3の場所が何か所か増えると地域での子育てができる町としてとてもいいと思います。が、活動しているグループでは、場所の確保にかかる使用料や送迎にかかる費用、使用時間の制限などが問題になっている状況もあります。活動する人々がなかなか集りにくく、有償ボランティアであると協力してくれる人も増えるのではないかななどの課題もいくつかあります。

また、当町には子育て支援活動として子ども教室や放課後児童クラブ、おぶせっこ食堂、あそびば、浄光寺スラックラインなどがありますが、知らない方もいらっしゃいます。移住してこられた方や町外の方に紹介するときにも役立つので、子供たちが自由に遊べる公園なども含めて子育て応援マップを作成してほしいという希望が出ています。

当町のお考えを以下2点お聞きします。

1として、子育て支援として屋内屋外ともに子供の居場所や自由に遊べる場所を確保するなどのお考えはありますか。常駐するプレイリーダー、相談員を置くなどのお考えはありますでしょうか。

2番目として、「子どもの第3の居場所」づくりなどの子育て活動グループへの経済支援の制度をつくるお考えはありますでしょうか。

3番目として、子どもたちが遊べる場所、子どもの居場所、子育て支援活動の紹介マップを作成するお考えはありますでしょうか。

以上、3点お願いいたします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、竹内淳子議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

まず1点目の屋内屋外ともに子ども居場所や自由に遊べる場所を確保するお考えはあるのか、常駐するプレイリーダー、相談員を置く考えはあるかのご質問でございます。

まず初めに、昨年度町と小布施学園コミュニティスクール運営委員会では、早稲田大学前橋研究所の協力を得て、町内の幼保及び小・中学校に通う子供の生活習慣の実態を把握するため、アンケート調査を実施いたしました。

現在、この集計結果の分析を進めている最中ですが、ご質問にありましたとおり、よい生活リズムを実現するためのポイントの一つとして、適度な運動ができる環境づくりが大切で

あると考えられます。

町では、放課後の居場所として子ども教室、放課後児童クラブを開所しております。議員ご提案の地域での居場所づくりに加え、人員の確保等につきましては、現時点では実施するには課題も多いと思われますので、現在活動されている団体の皆さんと連携できる点があれば、今後検討してまいりたいと考えております。

2点目のご質問でございますが、子育て支援活動グループへの経済支援の制度をつくる考えはあるかのご質問でございます。

議員ご発言の地域の皆さんの取組として、おぶせっこ食堂、あそびば、スラックラインなどの子供の居場所づくりの動きが増えていることは、大変ありがたいことだと感じております。そのような活動に対して町から経済的な支援をとのご質問であります。まずはそういった活動グループの情報を集約し、町も含めて活動されている方々のネットワークづくりを行い、取組や課題を共有するところから進めていけたらと考えております。

3点目の遊べる場所、居場所、子育て支援活動の紹介マップ作成を考えてもらえるかというご質問でございますが、前のご質問でご答弁をさせていただきましたが、まずは情報の集約から進めていくことが肝要であると考えます。情報共有を進める中で、町と活動グループの皆さんとの連携、協力が図られ、紹介マップの作成などを協働による具体的な取組につながっていくことが望ましいかと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） 再質問させていただきます。

1として、ご答弁に活動されている団体の皆さんと連携できる点があればということがありましたが、今その活動している団体も、場所のところやはり先ほども言いましたように、場所の確保ですね、そういうところにとっても苦慮しているところがあります。

皇大神社等は、ボール遊びがしてはいけないということになっている。あとグラウンドでしたら大丈夫だけれどもということですが、放課後児童クラブとかもあってなかなかそこら辺のところ、放課後児童クラブの方々はけがをしたらいけないというところでとても禁止事項が多い中、そこでまたほかの団体が入ってくると、ちょっとそこら辺のところ、あそこはよくてここはいいのかみたいな問題もちょっと出てきているというところがあります。総合体育館の庭等とか、雨のときの体育館の利用料とかというところも連携できればいいなというところは、そういう団体のほうからの意見としても聞いております。

なので、常駐するプレイリーダーとか、相談員というところでは、そういう活動をしてもらえる方々の中にもいらっしゃるので、町がそういう場所、子ども教室とはまた別に登録制でなく解放できる場所としてそういうところをつくられるということがあると、そういう活動グループの中からも連携できると思いますがいかがでしょうか。

あと2番目として、活動している人たちのネットワークづくりということで、とてもありがたいと思っております。教育委員会のほうでもなかなか活動の集約というのがちょっとできていないのかなというのが感じているところです。

また、活動している中で、保護者の中からの希望があって、役場のほうにお伝えしたりというようなこともありますので、それがほかのネットワークのほうとつなげられるということもありますので、ぜひ集約というところを進めていただきたいと思っておりますが、それについてはいつ頃からというようなお考えはありますでしょうか。

以上です。以上、2点お願いいたします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、竹内議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、町のほうで新たに場所の確保をするお考えはあるかということでございますけれども、今町の事業といたしまして、先ほどご答弁で申し上げさせていただきましたが、子ども教室と放課後児童クラブを開所しております。町としましては、こちらの2つの事業をさらに充実を図り進めていくということの基本としたいと考えております。

ただ、今議員のほうからいろいろご質問いただきましたそのほかに活動されている団体さんも数多くありますので、まず、今活動されている団体さんにおいて、何が課題なのか、何を改善できればよりいい活動ができるのかという部分をぜひ町のほうでもお聞きをして、今後どのような体制をつくっていければいいかという部分をまた検討をさせていただければと思っております。

2点目のネットワークづくりも、今答弁させていただいた内容と重複するところがございますけれども、やはり居場所づくりに関しては、住民の方の主体的な活動が一番大事だとは私のほうでは考えております。そのような中で、町としても今活動されていますそれぞれの団体の皆さんと連絡等を密にする中で、これから活動を町としても応援をしていければということで考えておりますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） ありがとうございます。

今、子ども教室や放課後児童クラブの充実ということですが、子ども教室がとても今年1年生が本当に多く、昨年度からぐらいですね、とても多い登録者がいて、指導されている方がとてもきつきつな様子が見受けられます。あのこともありますので、場所がもうちょっと広いとか、そういうことを担当する方々がもうちょっと増えると、子供たちも指導されている方々も、もうちょっと余裕を持ってできるのではないかということが、様子を見ている限りとても思うことでもあります。通っている子供たちの中でもちょっときつくてというふうな声も聞かれますので、そこら辺のところもまたお考えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

あとすみません、ネットワークづくりということですが、そういうふうな団体を集めて話をするという、教育委員会の中で話をするというような場の提供というか、呼びかけというのはありますでしょうか。

以上、2点お願いします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） ありがとうございます。

今議員さんおっしゃるとおり、児童クラブは大変毎年登録数が増えております。今活動されている場所も、これ以上ちょっと増えた場合にはまた新たな場所をつくらなければならないような状況ではあります。

今議員のほうからその地域にそういう居場所があればということでご質問を受けたわけですが、本来であればそれぞれの地域にそのような居場所が作れば一番いいわけですが、作るには先ほど答弁させていただきましたが、まだ課題もたくさんございますので、いずれにしましても、今後また教育委員会としましても検討をさせていただきたいと思えます。

また、ネットワークづくりに関しまして、それぞれ活動されています団体の皆さんにお声がけをさせていただき、話合いの場を設けさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で竹内淳子議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（小林一広君） 続いて、12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして、順次質問させていただきます。

1 問目、逢瀬の里ふれあい公園（逢瀬神社）の環境整備について。

逢瀬神社には樹齢数十年のケヤキや杉の木が約100本程度、面積約6,200平方メートル、ちなみに皇大神社は約4,700平方メートルに20本林立しています。そのため、倒木や枯れ枝の落下の危険、枯れ葉の飛散による周辺建物等の腐食や道路や水路への散乱による環境悪化を生じさせています。

国道403号沿いの歩道は町外から訪れる観光客の通り道でもあり、樹木の張り出しによって雨天時には傘もさせないような状態です。また、東側には児童遊園地、面積にして約半分があり、枯れ枝の落下が心配されます。また、崩れかけた廃屋があり、児童が立ち入ってけがをするおそれがあり、危険であるとともに、野生動物のすみかにもなっているようです。

樹木はCO₂を吸収固定機能があり、酸素を発生させる貴重な存在です。神社の神木は鎮守の森（社叢）として地域に愛され、長く大切に守られてきたものです。歴史的には逢瀬神社は六町（東町、上町、中町、横町、伊勢町、中央）が中心となり維持されてきました。神社の維持管理は氏子が負担しなければならないのは十分承知していますが、公益という観点から町の助成をお願いするものです。

近隣の市、須坂市でも道路側の危険な支障枝の伐採に、市が費用負担をしているようです。繰り返しになりますが、倒木の危険約19本や枯れ枝の落下の危険約70本、特に児童公園、また、枯れ葉による通路環境の悪化や水路の詰まり防止、通路妨害の除去等のため、町として幾らかでも助成できないものでしょうか。

ここで問題となるのは政教分離ですけれども、参考として憲法第30条第3項、国の宗教活動の禁止の解釈について、最高裁判所の判例を参考として上げたいと思います。

「本条第3項により禁止される宗教的活動とは、およそ国及びその機関の活動で宗教との関わり合いを持つ全ての行為を指すものではなく、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉等になるような行為をいうものを解すべきである」。一部省略しますが、「ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、社会的通念に従って、客観的に判断しなければならない」と。

次に、憲法第89条、公の財産の支出利用の制限の解釈は、「市が町会に対して地蔵尊建立あるいは移設のため、市有地の無償使用を承認するなどした行為はその目的及び根拠にかん

がみ、その宗教との関わり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし信教の自由の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められない。よって「違反しない」という例があります。

以上の最高裁の判例なども参考に、総合的に判断され、誰にとっても住みよいまちづくりということ、そして町長の公約でもある「整える」で支障木などを整えていただきたいとお願いするものです。

また、児童公園地の利用者はトイレを使用したいと思う場合、危険な車道を横断して約200メートル離れた南公園駐車場内の消防詰所隣接のトイレまで行かなければなりませんし、その案内表示も存在しない状況です。

質問1点目、神社地面積の約半分を占める児童公園の樹木等の管理状況と児童公園を除く部分の支障木等の伐採に伴う経費の助成についてお考えはないでしょうか。

2点目、児童公園に隣接する廃屋について、空家等対策特別措置法における特定空家、これは4項目の基準がありますけれども、倒壊などの著しく保安上危険のある状態、著しく衛生上有害となるおそれがある状態、著しく景観を損ねている状態、放置することが不適切であるという状態、このいずれにも該当するそういう廃屋があるわけですが、解体等処分費用を含めて町として対応できないものか。

3点目、公園利用者や観光客対応として逢瀬神社内に公衆トイレの設置を望む声が多くあり、必要と考えるが町の考えを伺います。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

〔建設水道課長 林 信廣君登壇〕

○建設水道課長（林 信廣君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の逢瀬児童公園の管理状況と児童公園を除く部分の支障木等の伐採に伴う経費の助成についてです。

逢瀬児童公園は、昭和46年4月1日に都市公園として都市計画決定しております。昭和55年8月4日に事業認可を取得し、昭和56年4月1日から設置をしております。面積は約2,300平米で逢瀬神社の敷地を児童公園とするため、境内地模様替え承認申請を神社庁へ申請し、昭和55年8月に賃貸借契約を締結しております。現在、年額8万1,000円でお借りをしています。

児童公園の管理状況ですが、公園内の支障木の伐採については、平成29年、令和2年にケヤキの枝落としを実施しております。今後も現地の状況を確認しながら引き続き実施してま

いりたいと考えております。

逢瀬神社内の支障木等につきましては、先ほどから議員さんから説明がありましたように、政教分離という日本国憲法で定められたルールがありますので、町として原則として対応ができません。管理者、宮司さん、それから氏子さん、関係者の方々と対応をしていただいております。経費の助成につきましても、憲法で定められたルールがありますので、今のところ助成の考えはありません。

2点目のご質問です。児童公園に隣接する廃屋につきましても、神社地内にある廃屋なので、繰り返しになりますけれども、日本国憲法で定められたルールがありますので、今のところ町として対応することができないと考えております。

3点目のご質問です。児童公園は、児童の利用に供することを主目的に設置される都市公園です。誘致距離250メートル、1か所当たりの規模0.25ヘクタールを標準として配置される公園となっております。都市公園法施行令に定められています。現在は街区公園とも呼ばれております。都市公園法の趣旨にもありますように、逢瀬児童公園は近所の子供たちが利用している公園です。議員さんのお話もありましたように、近くの小布施南公園にトイレがありますので、現在のところトイレの設置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、二、三再質問させていただきます。

児童公園だけを町が管理している状況ですけれども、利用する子供たちにとっては、神社全体を一体として捉え、水路とか池などでも遊んだりしますし、先ほど上がった廃屋の屋根に上って遊んだというふうな例も聞いております。

先ほど竹内議員からも第3の場ということでお宮が遊び場になっているという質問がありましたけれども、町としてもそういう関係もあるということで無視できないのではないかと、一部でもいいから何か条件がそろえば多少でも町でも援助できないものかどうか、ちょっとその辺お願いしたいと思ったんですけれども。

それで、その特定家屋ですね、今回の廃屋が特定家屋になっていて、もしそれが神社地内でなくて外であって、民有というんですかね、のものであるならば、どんなふうにもし、仮定の話ですけれども、対応できるのか、いわゆる特定家屋の場合ですね。

それから、3番目ですかね、トイレの設置ですけれども、最低限のトイレをもし設置とした場合には、経費はどのぐらいかかるものなのか、また、南公園駐車場のトイレに対し

て行く案内板ですかね、そういうものがないということでその設置は考えられないかどうか。
お願いします。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） ありがとうございます。

それでは、私のほうからお答えできる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の条件がそろえばということでございます。もちろんのことながら、支出が合法であるというようなものが今後示されるなり、研究といいますか、調査の中で可能ということになれば、当然町としても対応していかなければいけないかなというふうに思っております。

ただ、一般論として政教分離の中でそういった支出が認められないという一般論で来ておりますので、今後の条件整備に期待をといいますか、そういった条件次第で対応を検討させていただければというふうに思っております。

2点目の特定家屋でございますけれども、議員さんおっしゃるように、神社地外ということであれば、そういった特定家屋の対応の仕方に基づいて対応していくことは可能だというふうに考えております。

一番繰り返しになりますけれども、神社地内にあるということが今ネックといいますか、支障になっているというところで、こちらのほうも条件なりが整ってまいりましたら検討していければというふうに思っているところでございます。

それから、すみません、トイレの設置した経費、設置する場合の経費についてなんですけれども、誠に申し訳ございません、専門外でして資料として持ち合わせしておりません。児童公園等に設ける公園の規模等また調べさせていただいた中で、その上でお答えをさせていただければなというふうに思います。

あとご指摘をいただきました案内板につきましては、場内の中の統一した案内という中で検討をさせていただければというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2問目に移ります。

雨水排水路工事の地元負担金は0に。

令和3年度の町政懇談会において、水路整備に関する負担金についての質問がありました。そもそも水路工事を含む土木工事の地元負担金は、地方自治法第224条の規定及びそれに基づく小布施町土木工事分担金徴収条例によって課されています。課税条文の立法趣旨は、当

該事業により利益を受ける者（受益者）は分担金を負担すべきだということです。

しかし、質問者が主張されているように、その水路がもつばら雨水排水の機能だけであり、用水としての機能がないとしたなら、地元負担金の対象とすべきでないと思われます。現に長野市、高山村とか、須坂市等は、道路の雨水排水工事の地元負担金率をゼロ%にしているようです。水路事業の分担金をゼロにするための条例改正の考えはないでしょうか。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） 水路事業の分担金をゼロにするための条例改正についてお答えをいたします。

町の道路改良工事、それから水路改良工事の負担金につきましては、規模の小さい自治会への軽減、コミュニティーによる地域づくりを促進するために見直しを行ってきたところがあります。

また、土木工事の地元負担金は受益者負担の考えに基づき、受益を受ける法人、または一定地域の住民の皆様には施設の整備費の一部をご負担をいただくものであります。道路改良工事、水路改良工事の地元自治会からの要望があったときには、地元負担金の趣旨を説明させていただき、ご理解をいただいた上で道路改良工事、水路改良工事に着手してきております。

近隣の地元負担金の状況ですが、議員さんがおっしゃられましたように、須高管内の須坂市、高山村は水路整備の地元負担金はゼロであります。中野市、山ノ内町は、それぞれ地元負担金を15%と定めています。マツニの条例においても、基幹となる道路改良工事、水路改良工事については、地元負担金はありません。道路改良工事、水路改良工事の地元負担金は、受益者負担の考えに基づき受益を受ける方にご負担をいただくものでありますので、水路整備の地元整備負担金をゼロにするための条例の改正は今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2点ほど再質問します。

今回の場合の地元の受益とは、内容は何でしょうか。

もう1点は、なぜ高山村とか須坂市では負担をゼロ%にしているのか、この違いは何でしょうか。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

今議員からご指摘をいただいた今回の地元の受益でございます。議員さんのおっしゃられ

る水道改良工事の地元からの要望は蓋かけという要望でございまして、蓋かけに伴う受益という理解であります。

2点目の須坂市、それから高山村との違いですけれども、細かくお話をしたことはございませんけれども、須坂市、高山村は今小布施町が行っているような地域に密着した水路改良工事、道路改良工事は、原則採択していないというふうにお聞きしております。修繕工事はもちろんやっているということでございますけれども、自慢ではございませんけれども、小布施町が行っているきめ細かな水路、それから道路改良工事については、今のところ須坂市は基幹的なものは中心的にやっているというようなことにお聞きをしております。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 蓋がけが水路工事になるのかどうか、これは道路工事の一部であるとしてもいいんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） 蓋をかけることによる受益があるということでご説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、3問目へいきます。

債権管理条例の制定と債権放棄減少への取り組みを。

さきの3月会議において、134万円弱の債権放棄の議決がありました。これは地方自治法第96条第1項第10号の規定、すなわち「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」が議会の議決事項であることに基づいていると思います。

今回の事例は、地方自治法施行令第171条の5、「普通地方公共団体の長は、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行することが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる」。第1号から第3号は省きますけれども、に該当するものだったと思われます。

ただ、条例に特別な定め、すなわち債権管理条例があれば議会の議決を必要としないわけで、この条例の制定についてはどのようにお考えでしょうか。

また、先般の全協への行政報告で、介護保険料の賦課決定の誤りについての対応として、

過大還付者には過大還付の保険料、合計4万8,800円の返還を求めないとの報告がありました。これらの処分は、地方自治法施行令第171条の5の立法趣旨であるところの費用対効果からのものと思われまます。

1点目、円滑な税務会計処理のために、債権管理条例の制定はどうか。

2点目、保険料の過大還付金の返還を求めないその法的根拠は、民法第703条の不当利得であるが、地方自治法施行令第171条の5の費用対効果から不相当ということでの放棄ということでしょうか。

3点目、自主返納された場合の取扱いはどのようになるのでしょうか。

4点目、滞納、督促、訴訟、強制執行という一連の流れに要する期間と弁護士費用を含めた訴訟費用は一般的にどのくらいかかるのでしょうか。

5点目、今回の過大還付金の問題も含めて債権放棄となるような事案を減少させるための取組はいかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

〔企画財政課長 益満崇博君登壇〕

○企画財政課長（益満崇博君） それでは、渡辺建次議員からご質問のございました債権管理条例の制定と債権放棄減少への取り組みについて、5点につきまして順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の債権管理条例の制定についてのご質問でございますが、まず、町が有する債権を確実に回収することにつきましては、納付の公平性、さらには自主財源の確保を図る上で非常に重要だと考えてございます。

町では、平成17年度から滞納整理プロジェクトチームを設置し、町税や上下水道料金、介護保険料等各種料金の滞納者に対し、各課が連携し滞納整理を行ってまいりました。近年の滞納額の増加と適切な債権管理のため、回収が難しい債権については状況に応じ不納欠損処理などを行っておりますが、そのプロセスの中で、地方自治法第96条第1項第10号の規定による議会の議決が必要な債権放棄の案件が出てきており、さきの3月会議でも議案を上程し、ご審議いただいたところでございます。

条例制定の意向についてでございますが、条例を制定する意義といたしましては、町税など法律、もしくはこれに基づく政令、または条例に特別な定めがある場合以外の債権、一般的には非強制徴収公債権、または私債権のことになりますが、それら債権の管理処分につきまして統一した手続や基準などの必要な事項を定めることで、全庁的な債権管理の適正化を

図ることができること、また、議会の議決を要せずに報告で足りることから、債権処理を円滑に行うことのできるメリットがございます。県内では松本市をはじめ、上田市、飯田市等、近隣では須坂市、中野市、飯山市、千曲市、山ノ内町などが債権管理条例、または私債権管理条例を制定しております。

一方で、この条例を適切に運用し、その実効性を担保するには、未収金債権回収マニュアルなどを作成し、そのマニュアルにのっとり対応が求められます。条例を制定した大きな市などでは、債権管理課など専門部署を設け、一元的な徴収を行っているところもございます。

単に条例を制定すればいいということではなく、その実効性を担保するための組織体制の構築、関係法令の知識や徴収技術を身につけた職員の育成と人員配置、そして基準やマニュアルにのっとり定型的な手続が必要と考えております。

町税と異なり、町自ら滞納処分を行う権限のない水道料金や町営住宅の使用料、貸付金などの債権につきましては、強制的に回収するには裁判等の手続が必要な場合もございますが、もっぱら回収業務を担当する職員配置のない所管課がほとんどでございますので、その債権回収のノウハウの獲得や蓄積を図っていくことが必要と考えております。

このような状況を総合的に踏まえ、今後債権管理条例の制定について内部で検討してまいりたいと考えてございます。

2点目の介護保険料の過大還付金の返還を求めない法的根拠のご質問についてでございますが、介護保険法第200条の2の規定による賦課決定の期間制限2年を超えているところから、過大に還付した2年を経過した保険料の返還を求めないことといたしました。

次に、3点目の過大還付金の自主返納された場合の取扱いにつきましては、過大徴収をしてしまった被保険者の皆様には、本議会6月会議において補正予算を議決いただいた後に、改めて文書でお知らせをすることとしております。過大還付をしてしまった皆様には2年を経過し、過大に還付した保険料の返還を求めないことができないと考えており、この件についてご連絡することは考えてございません。したがって、自主返納等が行われることはないと考えてございます。

続きまして、4点目の滞納から強制執行までの期間と訴訟費用についてのご質問でございますが、公債権と私債権では債権管理のプロセスが異なりますので、一概にちょっと期間をお示しすることは難しいのですけれども、督促や分割納付などによる時効の更新等を除いた債権の時効期間は、公債権が各法令により2年や5年、私債権につきましては、民法により

1年から10年というふうに規定されておりまして、この間に債権整理を行うことが基本となっております。

町税などの公債権につきましては、地方自治法や交付税徴収法などにより町に強制執行権がございますので、基本的に弁護士に依頼することはないと考えております。私債権については債権整理の方法が様々でございますので、一概にどの程度かかるとは申し上げられませんが、専門家である弁護士に依頼する場合は、訴訟及び弁護士費用を差し引いてもなお回収する債権があるものに対してのみ行うこととなりますので、それぞれの案件により判断することとなります。

参考までに、ある大きな政令指定都市では、弁護士に徴収を委任し、仮差し押えを経て回収に至った場合、着手金を債権額の2割、または5万円のうち少ないほう、報酬額は回収額の3割、または100万円のうち少ないほうを適用としているところがございます。少額の債権につきましては、弁護士に依頼することなく自治体職員が行っている場合が多いというふうに認識してございます。

最後になりますが、債権放棄となるような事案を減少させる取組へのご質問につきましては、債権管理はあらゆる手段を尽くしてもなお徴収不能な債権についてのみ適用すべきものと考えておりまして、そうした事態になる前に様々な方法で滞納を発生させないための取組が必要と考えております。

滞納が発生する以前として、町税や各種料金等の納入の啓発、あるいは納期のPRを行います。町税等を納めやすい環境づくりとして、口座振替の推進に加えまして、町ではまだ導入してはございませんが、コンビニ収納やクレジットカード決済等の導入について調査研究していく必要があるというふうに考えております。

滞納発生以降につきましては、法に基づき適切な督促、催告を行い、債権回収に努めます。同時に、滞納者の状況を把握するため、所在調査ですとか、財産調査、状況に応じて分割納付や保証人への請求などを行ってまいります。当面の間、回収が難しいと判断される場合は、履行期間の延長や徴収停止などの手続を行い、時効による消滅までは債権放棄を極力しないように努めてまいります。町民負担の公平性の確保と円滑で安定した行財政運営のため、引き続き滞納額の減少に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2点ほど。

簡単な質問ですけれども、過大還付のお話出ましたけれども、自主返納ですね、これが行えないと考えているというんですけれども、本当にまじめな方がどうしても自主返納したいという場合にはどんな取扱いになるのか。どこかの町みたいに4,630万円の問題もありましたけれども、小布施町そんなことはないと思いますけれども。

あとは、先ほど裁判関係で大きな町の例を挙げていただきましたけれども、小布施町には過去そういった何か事例はあるのかどうか。なければいいんですけれども。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、1点目の過大還付自主返納についてご説明をさせていただきますと思います。

先ほど益満課長から答弁させていただきましたとおり、過大に還付した2年を経過した保険料ということで返還を求めないということでございます。なので、先ほどの繰り返しになりますけれども、返還を求めることができないものというふうに考え、そのように処分させていただく。また、その件についてご連絡することはないというふうに考えておりますということで、この件について県内各市町村のこの件に対する対応等についても確認させていただき、同様の対応ということで確認した上で進めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

○企画財政課長（益満崇博君） 私のほうから、再質問の2点目についてお答えさせていただきます。

過去において弁護士の方に回収を依頼したという、私の中ではなかったというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、4点目にいきます。

小1プロブレム（小1問題）への対応は。

小1プロブレムとは、小学校に入学したばかりの児童がずっと座って授業が聞けない、学校のルールや教員の指示に従って集団行動が取れないなど学校生活になじめない問題で、文部科学省は幼稚園や保育園と小学校の連携強化を進めています。

中央教育審議会の特別委員会が3月、カリキュラム開発の手引きをまとめたと報道をされ

ております。小1問題の原因としては、幼稚園、保育園、以下幼保と小学校の教育や指導方法の差が指摘されています。

文科省による2019年の全国調査によると、幼保と小学校の交流イベントは86%の自治体が開いているが、接続を見通した教育課程の編成、実施が行われていると答えた自治体は36%とのこと。ある有識者は、質の高い接続のためには移行期のカリキュラムの開発とともに、教員の育成も重要になると指摘されています。

ちなみに、東京都の2017年の調査によると、6割以上の小学校が過去5年間で小1問題が発生しているとか。町は小1プロブレムが生じないようにするために、幼保小の連携、すなわち教育課程の編成・実施はどのように行われているのでしょうか。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、渡辺建次議員の小1プロブレムへの対応につきましてご答弁をさせていただきます。

町内2つの保育園と1つの幼稚園に通う園児の大多数が栗ガ丘小学校に入学する特徴を生かし、保育士と教員、年長児と小学校1年生が顔を合わせる機会を多く用意し、幼保から小学校へのスムーズな進学と入学後の不安の軽減を図っております。

保育士と教職員の連携につきましては、幼保小連携交流会議、幼保小中一貫教育推進委員会等の機会を通じて顔を合わせる機会を設けております。幼保小連携交流会議では、小学校の先生方が園を訪問し、実際の保育の様子を参観し、児童の情報共有や活動の内容、指導方法の情報交換を行っております。

また、幼保小中一貫教育推進会では、12年間の子供の育ちを見通したカリキュラムの下、学びづくり、体づくり、心づくりの3つの部会が活動をしております。これらの機会を通じて幼保小中の先生方が互いのカリキュラムを知り、子供の発達や学びをつなぐ接続を進めております。

さらに、小学校では入学した児童の不安軽減を図るため、幼保におけるカリキュラムを参考にしながら学校生活スタートできるように、学習指導、生活指導を行っております。県費加配の学習習慣形成支援員、町費加配の特別支援教育支援員が各学級に入り、個別の支援や学級担任の指導の補助を行っております。

加えて、幼保の年長児が学校生活に期待を持って入学できるよう栗ガ丘小学校1年生と年3回交流学习を行っております。また、交流の中で学校案内をするなど、学校生活の不安も

軽減できるようにしております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、最後の質問、5点目に移ります。

低所得世帯における子どもの未受診対策は。

厚生労働省のデータによると、10歳未満の2021年の外来受診は、コロナ発生前の2019年に比べて23.8%減少し、全世帯平均の7.4%減に比べて目立っているとのこと。また、全国保険医団体連合によると、学校の健康診断（内科、眼科、耳鼻科、歯科）で、「要受診」と診断された後に受診しない子供の割合が増加しているようです。中でも、仕事を休むと生活費不足に直結する低収入の世帯ほど未受診率が上がっているようです。

親の収入で子供の健康管理に差が出る事態は、何としても防がなければなりません。町の幼保小中における未受診率の推移（過去数年）とその理由と対応策について伺います。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、渡辺議員の低所得世帯における子どもの未受診対策はにつきましてご答弁をさせていただきます。

幼保、小・中学校に問い合わせたところ、健康診断で「要検査」となった園児・児童・生徒についての未受診率データの推移は、持ち合わせてはいないとのことであります。

「要検査」となった園児・児童・生徒へは、医療機関を受診してもらうよう依頼を行い、その結果については報告してもらうようになっております。幼稚園、保育園に確認したところ、園児はほぼ受診を済ませている状況であります。小・中学校では未受診家庭に対して個別に対応をしていることはありませんが、懇談会などの機会を通じて受診を呼びかけており、学校の話では特に未受診率が増加しているとの印象はないとのことであります。

今後も学校や関係機関を通じまして、子供たちの様子や家庭環境の変化などを注意深く見守っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2点ほどお伺いします。

未受診率のデータがないということですが、健診した後の検証というものは大事であると思いますし、なおかつより強くというんですかね、受診をしてほしいというふうな方向で何か考えられないかどうか。

今、国も国民皆歯科検診の義務化ということを言われていますよね。いかに歯が大事か、歯だけを特別挙げましたけれども、昔、コマーシャルで言っていました。「歯は何とかの命」なんて言いますが、本当に永久歯になる時点から大事にしないと健康寿命が成り立ちませんので、より強く受診を促せるような方法をまず1点考えられないか。

それから、経済的な理由で医療機関受診できないというような生徒がいた場合に、町では何か対応できるものがあるのかどうか。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

引き続き強く家庭のほうに働きかけをというご質問であります。特に園児、小学校の低学年ぐらいですかね、に関しましては、やはり親御さんが一緒にお医者さんのほうに付いていくというような状況になるかと思えます。先ほどの答弁でもありましたとおり、機会を捉えながら保護者の皆さんに受診の呼びかけを今後も行っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 2点目の生活費不足のご家庭での対応ということでございますが、これにつきましては、小布施町は福祉医療費の対応を十分行えていると思っております。窓口300円のご負担で医療にかかっただけとすることができる状況でございます。交通費、それから仕事等のご負担はあろうかと思えますけれども、そういった福祉医療費制度充実しておりますので、安心して医療にかかっただければと考えております。

以上でございます。

○12番（渡辺建次君） 終わります。

○議長（小林一広君） 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

以上をもって行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 1 1 時 2 1 分

令和4年小布施町議会6月会議会議録

議 事 日 程（第4号）

令和4年6月17日（金）午後2時開議

開 議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第32号 令和4年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第 3 社会文教常任委員長報告
- 日程第 4 議案第33号 令和4年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 5 政策立案常任委員長報告
- 日程第 6 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書
- 日程第 7 請願第 2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書
- 日程第 8 発委第 5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出
- 日程第 9 発委第 6号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出
- 日程第10 政策立案常任委員長報告（事件）
- 日程第11 議会報告第3号 令和3年度小布施町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第12 議会報告第4号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第13 議会報告第5号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第14 議会報告第6号 令和3年度小布施町水道事業会計予算繰越しに関する報告
- 日程第15 議会報告第7号 出納検査の報告について
- 日程第16 職場環境等調査特別委員会の設置
- 日程第17 職場環境等調査特別委員会委員の選任
- 日程第18 発議第 1号 中島教育長に対する辞職勧告決議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小西和実君	8番	関悦子君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
企画政策課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
住民税務課長 補佐	原茂君	健康福祉課長	永井芳夫君
産業振興課長	富岡広記君	産業振興課長 補佐	宮崎貴司君
建設水道課長	林信廣君	建設水道課長 補佐	芋川享正君
教育次長	藤沢憲一君	監査委員	畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木利一 書記 柘津貴子

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） ご苦労さまです。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

本日、政策立案常任委員長から、発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について、発委第6号 さらなる少人数学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について、福島浩洋議員より、発議第1号 中島教育長に対する辞職勧告決議についてが提出されましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました日程第2、議案第32号について、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

小西総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 福島浩洋君登壇〕

○総務産業常任委員長（福島浩洋君） ご苦労さまです。

総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

6月14日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、議案第32号 令和4年度小布施町一般会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第32号についての質疑の主なものとして、新型コロナウイルス感染症の対象者及び接種率の詳細と接種率9割の根拠は。新型コロナウイルス対策商工業支援事業の対象事業及び内容と補助対象は時短要請を含めた20%か。事業復活支援金の個人と法人事業者への支援の違いは。新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金1,750万円の内訳は。コロナウイルス関連交付金はほかの目的もあると思うが、その取扱いについての方針は。時間外手当60万円の内訳は。新型コロナウイルス接種事業費の電算システム改善の必要性について。地方創生推進事業費200万円の具体的内容と、いつ頃から着手するのか。また、200万円の委託は全くの丸投げなのか。地方創生推進事業費における生ごみ調査の対応と剪定枝の活用について。補助金があるからといって無理に事業をすべきでないのでは。小・中学校備品購入費の内容について。水防費における水防倉庫修繕の場所、内容、面積は。町営テニスコートの面積、工期、耐用年数は。給与費の一般職1人増の内訳等と職員の募集内容、募集方法について。町営テニスコートの改修に伴う積立ての有無、利用料の状況は。町営テニスコートの土地の買上げの考えは等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第32号は挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和4年6月17日、総務産業常任委員長、福島浩洋。

○議長（小林一広君） 総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第32号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第32号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 日程第3、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました日程第4、議案第33号について社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

中村社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 中村雅代君登壇〕

○社会文教常任委員長（中村雅代君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

6月14日午前10時32分から公民館講堂において、委員6名中5名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、議案第33号 令和4年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第33号についての質疑の主なものとして、第1号被保険料還付金、第1号被保険者還付加算金の詳細は。還付はいつ頃になるか。再発防止に十分注意し事務に当たってほしいこと。過大還付について返還を求めない理由は。財源は総額予備費としない理由は等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第33号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和4年6月17日、社会文教常任委員長、中村雅代。

○議長（小林一広君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第33号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第33号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（請願）

○議長（小林一広君） 日程第5、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第6、請願第1号から日程第7、請願第2号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、政策立案常任委員長の審査報告を求めます。
小淵政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 小淵 晃君登壇〕

○政策立案常任委員長（小淵 晃君） 政策立案常任委員会報告。

政策立案常任委員会における審査の経過及びその結果のご報告をいたします。

6月13日午前9時から公民館講堂において、委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、6月会議で付託された請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書、請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書であり、請願人に出席を求めて慎重に審査いたしました。

請願第1号についての質疑の主なものとして、負担率の20年前に下げられた目的と弊害について。負担率が3分の1から2分の1になった場合のメリットは。毎年請願があるが、この請願・陳情活動以外に何があるのか。県内における講師の現状について。正規講師との待遇の違いについて。義務教育交付金にかかる全国的な資料について等の発言がありました。

請願第2号についての質疑の主なものとして、理想的な学級規模は。県内での複式学級の現状について。少人数学級のメリットは。教員が行う業務の中で専門の事務職員に任せられる事務割合は。少人数学級としての理想の人数は。これからの教職員定数の拡充の考え方について等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、請願人の詳細な説明がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期するために会議を開き、討議を行いました。

請願第1号についての討議の主なものとして、子供に関する確実な財源確保について。少子化社会の中で子供の教育に懸念がある。豊かなきめ細やかな教育を行えるように財源確保をすべきとの発言がありました。

請願第2号については、発言はありませんでした。

討論を省略して採決の結果、請願第1号及び請願第2号は全員挙手で原案のとおり採択すべきものと決定をいたしました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

令和4年6月17日、政策立案常任委員長、小渕 晃。

○議長（小林一広君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上を持って質疑を終結いたします。

次に、請願第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより請願第1号について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより請願第2号について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

◎発委第5号、発委第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第8、発委第5号及び日程第9、発委第6号は意見書に関する議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

小渕政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 小渕 晃君登壇〕

○政策立案常任委員長（小渕 晃君） 発委第5号。

令和4年6月17日、小布施町議会議長、小林一広様。政策立案常任委員長、小渕 晃。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由。教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充することを求めるため、意見書を提出する。

続きまして、発委第6号。

令和4年6月17日、小布施町議会議長、小林一広様。政策立案常任委員長、小渕 晃。

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。どの子にもゆきとどいた教育をするために、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること求めるために、意見書を提出する。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上を持って質疑を終結いたします。

次に、発委第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第5号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第6号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第6号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（事件）

○議長（小林一広君） 日程第10、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会における事件の審査結果について、政策立案常任委員長から報告を求めます。

小淵政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 小淵 晃君登壇]

○政策立案常任委員長（小淵 晃君） 小布施町議会議長、小林一広様。政策立案常任委員長、小淵 晃。

政策立案常任委員会審査報告書。

本委員会に申出のあった事件は、審査の結果、次の意見をつけて決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記といたしまして、番号1としまして、件名、委員会活動の活性化に関すること、常任委員会活動のための予算の充実を。審査の結果は継続審査。それから審査の意見書は政策立案

常任委員会で調査する。

2点目は、予算決算特別委員会の在り方について、予算決算の詳細な審査と活発な討議・討論を行えるよう在り方の検討を行う。申出者、小淵 晃。審査の結果、継続審査。審査の意見、議会運営委員会に付託する。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎議会報告第3号の報告

○議長（小林一広君） 日程第11、議会報告第3号 令和3年度小布施町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で報告を終わります。

◎議会報告第4号の報告

○議長（小林一広君） 日程第12、議会報告第4号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で報告を終わります。

◎議会報告第5号の報告

○議長（小林一広君） 日程第13、議会報告第5号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（小林一広君） 以上で報告を終わります。

◎議会報告第6号の報告

○議長（小林一広君） 日程第14、議会報告第6号 令和3年度小布施町水道事業会計予算繰越しに関する報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（小林一広君） 以上で報告を終わります。

◎議会報告第7号の報告

○議長（小林一広君） 日程第15、議会報告第7号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上代表監査委員。

[監査委員 畔上 洋君登壇]

○監査委員（畔上 洋君） それでは、私のほうから例月出納検査の結果に関しましてご報告申し上げます。

1番目として、検査の概要でございます。

(1) 検査の対象ですが、令和4年2月分、3月分、4月分の次に記載の各会計、基金等に係る現金、預貯金等の出納の保管状況でございます。

2番目として、検査の実施日ですが、令和4年3月28日、令和4年4月27日、令和4年5月26日に行いました。

3番目として、実施した検査手続ですが、検査の対象となりました現金等の出納について、会計管理者から提出されました資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果でございます。

令和4年2月28日現在、同年3月31日現在及び4月28日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出されました収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細等は、お手元の別表のとおりでございます。

小布施町代表監査委員、畔上 洋、監査委員、渡辺建次。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、出納検査の報告を終わります。

◎職場環境等調査特別委員会の設置について

○議長（小林一広君） 日程第16、職場環境等調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。職場環境等の調査については、12人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、12人の委員をもって構成する職場環境等調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。職場環境等調査特別委員会の設置は、調査が終了するまでとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、職場環境等調査特別委員会の設置は、調査が終了するまでとすることに決定いた

しました。

◎職場環境等調査特別委員会委員の選任

○議長（小林一広君） 日程第17、職場環境等調査特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました所場環境等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において、寺島弘樹議員、水野貴雄議員、関 良幸議員、竹内淳子議員、中村雅代議員、福島浩洋議員、小西和実議員、関 悦子議員、大島孝司議員、小淵 晃議員、渡辺建次議員、小林正子議員。

以上、12名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました12名の議員を職場環境等調査特別委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました12名の議員を職場環境等調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） 日程第18、発議第1号 中島教育長に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

6番、福島浩洋議員。

〔6番 福島浩洋君登壇〕

○6番（福島浩洋君） 発議第1号。

令和4年6月17日、小布施町議会議長、小林一広様。

中島教育長に対する辞職勧告決議について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。令和4年6月会議一般質問においても複数の議員から質問され、発言及び答弁により議会及び町民から許しがたい事実が確認されています。その内容は、町民からは到底理解しがたい「独自の職務専念義務免除の解釈」「職務中における不動産賃貸業の業務」を行うなど、町教育行政のトップとして、小布施町の将来を担う子供たちの模範となるべき地位にふさわしくない事柄でした。

現在のまま中島教育長がその職にとどまれば、教育行政、ひいては学校教育現場に極めて重大な影響を与え、小布施町の将来に計り知れない損失が生じることは明白であります。

よって、中島教育長の辞職勧告決議を求め、提出いたします。

提案者、小布施町議会議員、福島浩洋。以下賛成者6名の議員です。

中島教育長に対する辞職勧告決議（案）。

中島教育長は、令和3年3月会議において桜井町長から教育長に任命され、小布施町議会としても今後の教育行政の推進のために、その同意を行ったところであります。

しかしながら、令和4年4月28日に発行された週刊誌に、議会として、そして町民に許しがたい記事が掲載されました。

そのため、小布施町議会では事実確認のため、令和4年5月6日に議会全員協議会に桜井町長同席の下、中島教育長の出席要求をし説明を求めており、本議会6月会議の一般質問においても複数の議員から質問され、発言及び答弁により議会及び町民から許しがたい事実が確認されています。

その内容は、町民からは到底理解しがたい「独自の職務専念義務免除の解釈」「職務中における不動産賃貸業の業務」を行うなど、町教育行政のトップとして、小布施町の将来を担う子供たちの模範となるべき地位に相応しくない事柄でした。

教育長は、地方教育行政法の中で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものと定められており、その職務は自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について担う重要な責任を自覚し、教育委員会全ての事務をつかさどる重要な立場であります。

現在のまま中島教育長がその職にとどまれば、教育行政、ひいては学校教育現場に極めて重大な影響を与えます。小布施町の将来に計り知れない損失が生じることは明白であります。

以上のことから、中島教育長は「教育長」として不適格であり、もはや法律に定める教育委員としての基本的な資格要件を満たしていないと言わざるを得ません。

よって、小布施町議会は中島教育長に辞職を勧告し、自ら辞職しない場合にあっては桜井町長に罷免を求めるものとする。

以上、決議する。

令和4年6月17日、小布施町議会。

○議長（小林一広君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上を持って質疑を終結いたします。

次に、討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発議第1号について採決をいたします。

〔4番 竹内淳子君退席〕

〔8番 関悦子君退席〕

〔12番 渡辺建次君退席〕

○議長（小林一広君） ただいま3名の退席者がありましたので、よって過半数は5名となります。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小林一広君） 発議第1号は賛成者が7名であり、過半数を超えていますので、原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長（小林一広君） 以上で本会議に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

6月会議を閉じ、令和4年小布施町議会を散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、6月会議を閉じ、令和4年小布施町議会を散会することに……

〔「まだ戻ってきていない」の声あり〕

○議長（小林一広君） 失礼いたしました。

退席者が今戻りますので少々お待ちください。

〔4番 竹内淳子君着席〕

〔8番 関悦子君着席〕

〔12番 渡辺建次君着席〕

○議長（小林一広君） 以上で本会議に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

6月会議を閉じ、令和4年小布施町議会を散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、6月会議を閉じ、令和4年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（小林一広君） ここで、町長から挨拶があります。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 一言ご挨拶を申し上げます。

小布施町議会6月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、原案のとおり可決いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、先ほど中島教育長の辞職勧告決議内容につきましては、これを重く受け止め、今後の対応を検討してまいります。

関東甲信地域では、昨年より1週間以上早い6月6日に梅雨入りが発表されました。これから本格的な出水期を迎えますが、大きな災害が起きないことを祈りつつ、いざというときの備えに万全を期してまいります。

新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種が広く進むとともに、昨年同時期に流行していたデルタ株等と比較し、重症化率の低いオミクロン株への置き換わりが進み、ここ最近では全国的に感染者数も減少していることから、感染収束への期待感が高まっております。

善光寺御開帳も終盤を迎えており、文化観光協会や事業者の皆様からは、昨年に比べ首都

圏等から観光で町を訪れる方々は回復傾向にあると聞いております。しかし、例年のようなにぎわいを取り戻すまでにはまだまだ時間を要すると推測され、引き続き厳しい経営環境の中で懸命の経営努力をされていることと思います。

国から配分される地方創生臨時交付金、県の第6波対応中小企業者等特別応援金を有効に活用し、コロナ禍での誘客落ち込みや、燃料価格や物価高騰等の影響で厳しい経営環境にある町内事業者への支援策や町民の生活支援策を講じてまいります。

今回お認めいただきました商工業支援事業につきましても、早急に事業を手がけてまいります。また、新たな支援策がまとまり次第、議会の開催についてお願いをしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本会議並びに委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご要望につきましては、十分に検討して今後の町政の執行に遺憾なきよう努めてまいります所存です。

議員各位におかれましては、これから蒸し暑い梅雨と暑い夏を迎える中、健康にご留意いただき、ご健勝でご活躍いただきますようお願い申し上げますとともに、町議会のますますの発展を祈念申し上げ、散会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（小林一広君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） これにて6月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 6月17日

議 長 小 林 一 広

署 名 議 員 関 良 幸

署 名 議 員 竹 内 淳 子